総　務　区　民　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月２日（金）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（８名）

委員長	白　石　　英　行
副委員長	金　子　てるよし
理　　事	田　中　　香　澄
理　　事	名　取　　顕　一
理　　事	浅　田　　保　雄
理　　事	海　津　　敦　子
理　　事	山　本　　一　仁
委　　員	吉　村　　美　紀

４　欠席委員

理　　事	宮　野　　ゆみこ

５　委員外議員

議　　長	市　村　やすとし
副議長	高　山　　泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
榎　戸　　研	防災危機管理室長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
矢　島　孝　幸	福祉部長兼福祉事務所長

瀬　尾　かおり　　地域包括ケア推進担当部長
多　田　栄一郎　　こども未来部長
阿　部　敦　子　　保健衛生部長兼文京保健所長
小　野　光　幸　　土木部長
松　永　直　樹　　施設管理部長
宇　民　　清　　会計管理者会計管理室長事務取扱
吉　田　雄　大　　教育推進部長
渡　邊　　了　　監査事務局長
川　﨑　慎一郎　　企画課長
宮　間　恵梨果　　政策研究担当課長
猪　岡　君　彦　　財政課長
髙　橋　　肇　　情報政策課長
畑　中　貴　史　　総務課長
山　田　　智　　総務部副参事
熊　倉　智　史　　ダイバーシティ推進担当課長
中　川　景　司　　職員課長
木　口　正　和　　契約管財課長
大　武　保　昭　　税務課長
矢　部　裕　二　　防災危機管理課長
三　宅　　徹　　安全対策推進担当課長
木　村　　健　　区民課長
内　宮　純　一　　経済課長兼緊急経済対策担当課長
齊　藤　嘉　之　　戸籍住民課長
吉　本　眞　二　　アカデミー推進部参事アカデミー推進課長事務取扱
白　杉　将　和　　観光・都市交流担当課長
富　沢　勇　治　　スポーツ振興課長
鈴　木　仁　美　　高齢福祉課長
佐々木　健　至　　介護保険課長
後　藤　容　子　　国保年金課長兼高齢者医療担当課長
鈴　木　大　助　　こども若者政策課長

日比谷　光　輝　　こども若者支援課長

野苅家　貴　之　　幼児保育課長

内　山　真　宏　　こども施設担当課長

佐　藤　武　大　　児童相談所副所長（児童相談課長）

有　坂　和　彦　　道路課長

髙　橋　　彬　　みどり公園課長

阿　部　英　幸　　施設管理部参事施設管理課長事務取扱

村　岡　健　市　　保全技術課長

寺　崎　　寛　　整備技術課長

真　下　　聡　　教育推進部参事教育総務課長事務取扱

宮　原　直　務　　学校運営課長

足　立　和　也　　学校施設課長

髙　橋　拓　也　　教育施策推進担当課長

大　塚　仁　雄　　児童課長

木　内　恵　美　　教育センター所長

宮　部　義　明　　選挙管理委員会事務局長

７　事務局職員

事務局長　　佐久間　康　一

議事調査主査　　高　橋　裕　美

議事調査主査　　菅　波　節　子

８　本日の付議事件

(1)　付託議案審査

1)　議案第29号　令和８年度文京区一般会計補正予算

2)　議案第30号　令和８年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

3)　議案第31号　令和８年度文京区介護保険特別会計補正予算

4)　議案第32号　令和８年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算

5)　議案第33号　文京区情報公開条例の一部を改正する条例

6)　議案第34号　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例

7)　議案第51号　文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約

8)　議案第52号　文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約

(2)　付託請願審査

1)　請願受理第13号　場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願

2)　請願受理第14号　文京区は「非核平和都市」の理念に基づき日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めることに関する請願

3)　請願受理第15号　非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出することを求める請願

4)　請願受理第16号　米政権がＩＣＣの赤根智子所長らを制裁対象にしたことを受け、国に対し、米政権に制裁を撤回するよう求める内容の「意見書」を文京区議会として提出することを求める請願

5)　請願受理第17号　避難所で提供される食事について、文京区においてさらに区民のニーズをきめ細かくくみ取り、災害時の“食の管理と保障”にさらなる配慮を求める請願

6)　請願受理第18号　文京区の「避難所」「二次的な避難所」で、洗濯機や冷蔵庫、シャワーブース等をどのように配備し、いかに円滑に被災区民が使えるようにするかなどの方向性の検討を求める請願

(3)　理事者報告

1)　報告事項１　令和８年度「文の京」総合戦略の進行管理の実施結果について

2)　報告事項２　情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの見直しについて

3)　報告事項３　ＧＰＳ機能付き見守り端末の貸与事業の実施について

4)　報告事項４　白山交流館外３交流館の指定管理者の評価結果について

5)　報告事項５　文京区アカデミー推進計画（令和９年度～令和13年度）構成（案）について

6)　報告事項６　森鷗外記念館の指定管理者の評価結果について

7)　報告事項７　文京区・石岡市友好都市協定の締結について

8)　報告事項　　文京総合体育館外６スポーツ施設の指定管理者の評価結果について

(4)　一般質問

(5)　その他

○白石委員長　開会に先立ちまして、本日の議案審査につきましては、事前に各委員に連絡し

ているところでありますが、委員会室移転による座席配置の都合により、補正予算の４議案について、先に審査を行ってまいることを御了承いただきたいと思います。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

午前　　９時５９分　開会

○白石委員長　おはようございます。

それでは、総務区民委員会を開会させていただきます。

委員等の出席状況ですが、宮野委員は、育児休暇により欠席です。

理事者につきましては、関係理事者にお願いしているところですが、加藤副区長、菊池用地・施設マネジメント担当課長、横山広報戦略課長は、病気療養のため欠席となっております。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○白石委員長　理事会については、必要に応じて、協議して開催してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○白石委員長　本日の委員会運営については、付託議案審査８件、なお、議案第33号は、報告事項２が関連するため、報告を受け、一括して質疑を行うことといたします。

また、議案第51号と52号の２議案については、一括して審議し、態度表明は議案ごとに行うこととしたいと思います。

その後、付託請願審査６件、理事者報告８件、一般質問、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会という運びで、本日の委員会を運営してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長　各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行っていただいて、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いしたいと思います。

なお、議員・理事者ともに資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、下にＰの通し番号がある場合には、そちらを御指定いただきますようお願いをいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○白石委員長　それでは、付託議案審査８件に入ります。

初めに、議案第29号、令和８年度文京区一般会計補正予算。

説明及び質疑については、歳入・歳出を一括して行うことといたします。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　おはようございます。

それでは、補正予算について御説明申し上げます。

議案第29号は、令和８年度文京区一般会計補正予算で、本年度第２回の補正でございます。

７ページの予算総則を御覧ください。

予算総則を読み上げさせていただきます。

令和８年度文京区一般会計補正予算。

令和８年度文京区の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37億9,096万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,646億6,979万2,000円と定める。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第２条、債務負担行為の変更及び追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

以上でございます。

内容につきましては、事項別明細書の32ページ以降に記載のとおりでございますが、その主なものを御説明申し上げます。

まず、32ページの歳入でございますが、特定財源として、各事業に係る国庫支出金、都支出金及び諸収入を計上するほか、一般財源として、令和７年度一般会計の繰越額確定に伴う剰余金、財政調整基金及び特別会計からの繰入金を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、47ページの安全対策関係経費は、ＧＰＳ機能付き見守り端末貸与事業の実施及び防犯カメラ整備費補助の増額に要する経費を計上しております。

次に、51ページの中小企業等資金融資あっせんは、中東情勢対応つなぎ資金の新設に要する経費を計上しております。

次に、55ページの介護保険サービス事業者物価高騰対応事業は、物価高騰等の影響を受ける区内介護保険サービス事業者に対する光熱費等の補助に要する経費を計上しております。

本補正予算では、このほかにも、障害福祉サービス事業費、子育て支援事業、公衆浴場事業を担う事業者へ同様の経費を計上しております。

次に、59ページ、保育園運営費は、私立認可保育所等の職員の麻疹抗体検査及びワクチン接種に要する経費を計上しております。このほかにも、ゼロ歳児と接する子育て支援施設において同様の経費を計上しております。

次に、61ページの学童クラブ等職員宿舎借上げ支援事業については、民間学童クラブ等運営事業者に対する職員用宿舎借上げ費用の補助に要する経費を計上しております。

このほか、地方財政法第７条の規定に基づき、令和７年度決算剰余金の２分の１を下らない額を財政調整基金への積立金として計上しております。

議案第29号の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長　それでは、御質疑をお願いいたしますが、予算書のページと質問項目を最初によろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

吉村委員。

○吉村委員　おはようございます。

私からは、69ページの２、教育情報ネットワーク環境整備について、質問させていただきたいと思います。

まず、小学校については、昨年タブレットを更新しておりますけれども、これによりタブレットのスピードも改善されたものとお聞きをしております。児童の声を聞いて、更新の時期に反映させたということで、評価しているところなんですけれども、電子黒板についても、映り込みが、何か明るくてちょっと見えづらいとかいう声とかもあるというようなお声も耳にしております。電子黒板については、今後どのように対応していかれるのかという点を教えてください。

○白石委員長　宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長　電子黒板につきましては、これまで使用していたものに比べまして、表面素材に、進化した反射防止処理が施されているもの、そして、太陽光が差し込んでも白飛びせず文字がはっきり読めるような、計算された最適な光度の機械を取り入れるようにしております。

また、部屋の明るさに合わせて、光度、輝度を自動で最適な強さにも落とすと、目に優しい機種のほうを選定いたしました。

導入の決定に当たりましては、昨年の夏休みに学校の先生方に候補の機種を複数見ていた

だいた上で、実際、日中の明るい教室の中で確認をして選んだものでございます。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。今、お聞きした感じで、電子黒板についてもちょっと見えづらいのはいかがなものかなと思っていたんですけれども、今、部屋の明るさで自動的に反射が変わったりとか、進化した反射防止の機能、最適な機械を、学校にもヒアリングした上で導入されたということで、そういった児童とか学校の声をお聞きして、今回のこういった機会に改正されていくというのは、すごいいいことだと思っております。

また、電子黒板の配置についてなんですけれども、今まで普通教室には配置しているとお聞きしておりますけれども、その配置場所を拡充するおつもりとかはあるんでしょうか。

○白石委員長　宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長　これまで普通教室全てに配置していたところではございます。また、中学校におきましては、体育館のほうにも配置していたところですが、今回の再配置に当たっては、少人数で使う、算数少人数のような部屋であったりとか、あと、すみません、特別教室は全て配置しておりましたので、それ以外の少人数で使う部屋、または会議室等でも、子どもたちが使う可能性がある部屋、できるだけ広くカバーするように配置したものでございます。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。今、お聞きしたところですと、普通教室、体育館とか少人数の部屋以外にも、少人数の部屋というか、会議室とか子どもが使う可能性があるところには広く配備をされるということで、やっぱり今、私の時代とかだと黒い黒板でチョークでという感じだったんですけれども、電子黒板が当たり前の時代になっておりますし、そういった会議とかいろんなときにもちょっと書いたりとかすることもありますので、子どもたちで何かディスカッションというか、お話をするときとかにも使う可能性もあるので、広くそういったところに配置させていただけるのはすごいありがたいと思っておりますので、ありがとうございます。

あと、中学校のほうなんですけれども、ＬＡＮケーブル、再配線により速度も速くなるということですし、こういった小・中学校の学校の教員だったりとか、児童・生徒の声を聞いて、また今後も、こういった教育環境の整備というものに努めていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いします。ありがとうございます。

○白石委員長　続きまして、田中香澄委員。

○田中（香）委員　すみません、改めて、今回の補正予算について、基本的な考え方や幾つか具体的なこともお聞きしていきたいというふうに思うんですけれども、一般的にこの９月補正というのは、また、本区もそうだと思うんですけれども、前年度決算の確定を踏まえて、決算剰余金をどのように今後の財政運営につなげていくかということで、重要なタイミングというふうに認識しております。

で、その決算剰余金を活用して、41ページにも書いてある財政調整基金の21億7,400万円の積立てということの水準感については、一定どのように評価しているのかということ、確認をしておきたいと思います。

今回の補正予算は、将来の備えと、また足元の課題に対応して、両面を意識してくださっているなというふうには認識をしておりますけれども、いろいろと限られた財源、そしてまた、本区も余裕がある自治体ではないということも、今般の決算の様々な説明の中で受けているところでございますので、そういった限られた財源の中で、こういった財政調整基金、この水準をどのように保っていくのかとか、今、この水準はあまりよろしくないと思っていらっしゃるのか、そのあたりのことはお聞きをしておきたいというふうに思います。まず先に、そこをお聞きしたいと思います。

○白石委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　財政調整基金の評価についてのお尋ねになりますが、今回、補正予算で、委員御指摘ございましたとおり、21億余の補正を積立ていたしまして、９月補正後の決算剰余金といたしましては、約124億となってございます。文京区におきましては、現在、総合戦略のほうでお示しをしているところでございますが、200億円を一つ目標にしているところでございます。こちらにつきましては、年度当初予算編成を組む際に、大体、最近でございますと、80億から100億弱の基金の取崩しをしていると。その取り崩した後においても、100億以上の基金残高が残ると。そういったところを想定いたしまして、200億と設定しているところでございます。

今回、決算を踏まえまして、９月補正後において124億となったところで、200億に届いてないところでございますが、今後、２月補正におきまして、一定程度の不用額が生じる歳入が見込みよりも上振れする、そういったところもございまして、例年ですと、２月補正予算におきまして、50億から60億を積み立てているところでございますので、今回におきましても、そういったところを見込みますと、当初予算編成前におきましては、200億弱の基金が積み立てる見込みでございますので、来年度予算編成におきましても問題なく予算編成がで

きるものと考えているところでございます。

ただ一方で、最近の基金のトレンドを見ますと、減少傾向にあるというところが一定ございます。今回、予算編成方針の中でもお示ししたところでございますが、文京区におきましては、そういった予算が減少傾向にあるというところだとか、起債残高が増加傾向にあるといったところもございますので、一定、そういったところをしっかり注視しながら、適切な財政運営をしてまいりたいと考えております。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　ありがとうございます。今の御答弁で算出しますと、124億に50億ないしは60億足すと174億から184億ぐらいになるのかなということで、200億円にもう少し近づいていくというような御答弁がありましたけれども、先ほど課長がおっしゃってくださったように、トレンドとしては減少傾向にあって、非常に楽観視できないということでございます。そういったことを見据えて、では今度は残りの財政でどのような予算を組み立てていくのかと。今回の補正予算も、そういった緊張感の中で組み立ててくださったんだろうというふうに思っているわけなんですけれども、ちょっとそのあたりが、本当にそうだったのかということを確認しておきたいというふうに思います。

とはいえ、今、これからエネルギー、物価高騰のお話をさせていただきますけれども、あるいは学校の様々な人材の投入ですとか、機器の整備ですとか、ＧＰＳの防犯ブザーを貸与していくとかということは、必要なものなんだろうというふうに思っているわけです。ただ、その中で、やはり優先度をしっかり決めていく。どういう、話合いの中で、庁内の中で協議をして、そこに至ったのかということを、やっぱり区民の方、また、もちろん議会にでもですね、御説明していただいて、あ、そういうふうに議論をして、そういう予算立てをしてくれたんだというふうに納得をしていかなければいけないというところでございます。

最初に、エネルギー、物価高騰のところでございますけれども、周知のとおり、電気・ガス料金、また食材費や原材料費、物価高騰が続いておりますので、こういった公定価格等があって、簡単に引上げができない、そういった事業者の皆様にとっては、命綱であるなというふうに思っています。

また、中小企業においても、様々手当てをしているということで、公共の事業者だけではなく、中小事業者の方にも手当をしてくださっているという組み立てについては、評価をしているところです。

ただ、やはり、今後も必要な支援ということもあるので、次年度もぜひ継続をしていただ

きたいなというふうに思っているわけなんですが、このあたりをどのように考えているのかということを１点確認しておきたいと思います。

それから、建設、また改修工事における資材価格の高騰に伴う公共工事の増額についても、引き続き非常に懸念をしているテーマかなというふうに思っています。今回の補正予算を見ても、資材価格や労務費の高騰やインフレスライドの適用、工期の見直しといった工事費や委託費の増額案件が目立っているというところでございます。これは本区の問題だけではなくて、他区におきましても、公共施設の整備については大きな影響が出ていて、例えば北区では、北とぴあの大規模改修費が当初の約100億円から190億円まで膨らんだということもあって、そのまま進めるのではなくて、改修内容や事業手法そのものを再検討しているという他区の事例もあります。目黒区でも、そういった事例があって、つまり、建設コストの上昇に対して、その都度、増額補正によって対応するだけで大丈夫なんでしょうかというような心配もございます。

本区の今後のそういった建設コストの上昇に対しての考え方ですとか、あるいは事業の優先順位の再検証だとか、そういった今考えている方針みたいなことがあったら、ちょっとここで確認をしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　まず、今回の９月補正予算における優先順位の部分についてのお尋ねになりますが、今回、９月補正予算におきましては、冒頭に御説明させていただきました、麻疹抗体検査、ワクチン接種に関する経費を計上したほか、物価高騰に対応する経費として、主に様々な分野で計上しているところでございます。これら乳児の安全を確保するというところが第一優先だというところ、また、物価高騰の影響を受けると、そういった企業や事業者等を支援するために緊急対応を要すると、そういったところを鑑みまして、予算措置をしたところでございます。

また、このほかにも、防犯・防災の観点から、児童、子どもたちを守るための見守り端末に要する経費、また、学童クラブだとか病児・病後児保育事業、こういったところの体制充実などの経費を計上しておりまして、いずれにおきましても、緊急性が高い、あるいは区民ニーズをしっかりかなえていくと、そういったところを捉えた予算だと思っております。

補正予算におきましては、財政部門におきまして、各部署からのヒアリングを丁寧に聞き取りながら、所管において、まずニーズをしっかり把握した上で、予算要求していただきまして、財政課でそれを丁寧に聞き取りをした上で、企画政策部の査定、区長査定を経まして、

予算措置をしているところでございます。こういった、今回、いろいろと安全からの観点、防災からの観点、そういったところを踏まえまして、全体的に予算措置をさせていただいたところでございます。

また、今後の財政運営というところになりますが、今回、９月補正もそうですが、来年度以降の当初予算編成におきましても、財政運営をしっかりしていかなければいけないというところは一つのテーマだと思っております。今回、予算編成方針の中で、特に強調させていただきましたのは、真に必要な経費を見極めながら予算を編成していくといったところで、その真に必要なものといったところを一つお示しをしているところでございます。各部局におきましては、それぞれの部局で区民の方と接する場面、事業者の方と接する場面、様々な場面があるかと思いますが、そういったところでしっかりとニーズを捉えながら、そのニーズに伴った形での予算措置をしていくというところが重要だと思っております。

また一方で、スクラップ・アンド・ビルドに関する具体的な取組の進め方というのも予算編成方針の中で示させていただきましたところでございます。文京区におきましては、昨今、予算規模がかなり大きくなっているところもございます。一定、新しいものをやるといった場合におきましては、今までやっていて、事業効果が薄れてきてしまったもの、そういったところを見直していくというところも、我々の中で必要だなと思っているところでございます。そういったところを組合せながら、必要なところは削減をしまして、必要なところに予算措置をしていくと、そういったところで最適な予算編成というところを目指してまいりたいと思っているところでございます。

また、公共工事についてのお尋ねになりますが、工事につきましては、昨今、文京区におきましても、公共工事がかなり増えているところでございます。現総合戦略の中では、毎年、200億規模の工事費を見込んでいたところでございますが、最近でいきますと、令和７年度、令和８年度におきましては、300億以上の投資的経費がかかっているところでございます。一定、こちらは委員からお話がありましたとおり、高度経済成長期の中で、かなり公共施設を建てたと、それらの改築や改修のタイミングに今差し迫っているといったところもございます。そういったところで、文京区におきましても、着実にそういった公共工事の対応をしているところでございます。

ただ一方で、やはり予算規模が一定の時期にかなり膨れてしまうと、財政運営が困難になってしまうといったところにもなりかねませんので、文京区といたしましては、やはり工事の平準化というところをしっかりと整備しているところでございます。現在、企画部門のほ

うで、どういった形でさらに平準化ができるかというところを検討を進めておりますので、そういった企画課と連動しながら、工事についても、あまり過剰な規模にならないような形で、ただ一方で着実に工事対応ができるような形で予算編成を組んでまいりたいと思っております。

予算編成する場合におきましては、財源が当然必要になってくると思っております。その財源につきましては、施設整備基金のほかに起債というところもございます。ただ一方で、起債が、昨今の金利上昇におきましてかなり上がっているところもございますので、必要な財源確保というところもしっかり検討していきながら、財政運営をしっかりとやってまいりたいと思っております。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　中小企業の物価高騰等の影響からの施策といったところで御質疑いただきましたので、私からも。

先日の自治制度の委員会等でも御報告をさせていただき、今回の補正予算の中でも御審議いただく内容でもございますが、側面として、２つのアプローチを今回かけてきております。１つは、やはり緊急的な対応ということで、運転資金のところの支援ということで、中東情勢の対応するつなぎ資金というのを新しくメニューとして新設して対応するとともに、持続可能性の設備投資の補助金、こちらも拡充してという形で、件数を増やすという形の補正予算を併せて計上させていただいております。緊急的な対応と先を見据えたところという２つの視点から、中小企業の基盤強化に努めていきたいというふうに考えておりまして、お話の中にもありましたけれども、やはり昨今の国際情勢等によって、先がなかなか見えない経済情勢にございますので、物価の高騰に対しても、それを耐え抜くというか、そこの中で活路を見出す中小企業の基盤を強化する、これが一番大切かなというふうに考えておりまして、設備の面であったり、あるいは人材の育成であったり、そういった基盤強化につながる支援、これを、企業の意見を聞きながら制度設計して支援していきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　補正予算の審議の中で、非常に幅広い質問をしてしまいましたけれども、これが、これからの決算委員会ですとか予算編成に関して、非常に大事な共通認識かなというふうに思って、財政課長には丁寧に御答弁いただいて、方針がよく分かったところなんですが、本当にそれをどのように実施していくのかということが重要だというふうに思ってい

ます。

また、今、真に必要なものをしっかり見極めていくという、この「真に」というキーワードが、これ本当にそこに尽きるんでしょうけれども、その指標がなかなか分からなかったり、あるいはそれを共有されていないとかというようなことがあって、それはもう少し丁寧に全区民に対して、何が真に必要なのか、この「真に」の意味をもう少しかみ砕いて表現をしていただきたいということと、また、先ほど投資的経費が300億になっていって、そういったことの工事の平準化をしていく、これからまさに公共施設マネジメントの、様々システムを稼働していただいて、それをどのように実施していくのかということが、今後の本当に腕の見せ所だというふうに思っておりますので、今日も朝、マンションの修繕費の大変な状況をワイドショーでやっていましたけれども、公共事業も同じで、ひとたび造るとやっぱり修繕していかなきゃいけないので、この将来負担というものが過度に、私たちの子どもや孫やその先の人たちに、区民に、負担ががんとなってしまうということでは、責任が果たせないということがあるので、そういった本当に長期的なことを解決していっていただきたいなというふうに思っています。

エネルギー、物価高騰に関しては、来年度もぜひよろしくお願いをしたいというふうに思っています。

で、具体的な事なんですが、先ほど申しましたＧＰＳのところでございます。安全対策関係経費１億1,081万円ですかね、子どもたちの安全を守るために、こういった強化というのは重要だし、私たち公明党も、数年前にＧＰＳ機能付きの見守り端末は必要なんじゃないかという提案をさせていただいたところであります。保護者からもどのような要望があったのかとか、また、不審者情報や子どもを取り巻く防犯上の課題というのをどういうふうに整理しているのかということは、１点確認をしたいので、答弁していただきたいということと、あと、対象の児童ということの範囲についてなんですが、区立だけではなくて、国立・私立や区内在住児童も含まれるというふうに認識しています。

それから、想定している利用者数というのは、一定教えていただきたい。

それから、端末について、登下校時だけを想定しているのか、それとも放課後の習い事や塾、様々ありますけれども、利用できる時間や場面について、ちょっと確認をしたいというふうに思っています。

また、一番大事なのは、万が一、この端末を子どもの安全確保にどうつなげていくのかということをちょっと確認していきたいというふうに思います。ＧＰＳによって、保護者が子

どもの現在地、移動履歴というものが確認できるというだけなのか、それとも子どもから保護者にＳＯＳを発信できるのかどうかとか、緊急時に警察や警備会社などにどのようにつながって、どのように万が一の事態を防ぐことができるのか、そういったことをお示しして、この事業が大切なんだということを区民の皆さんと共有をしていきたいというふうに思うんですが、このあたりいかがでしょうか。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　御質問いただきました、まず１点目、保護者からの要望というところでございますが、教育委員会等に特にそういった要望は上がってはおりませんでした。しかし一方で、不審者情報というところでございますが、こちらは令和５年度以降、「文の京」安全安心メールでの、いわゆる子どもの安全に係る発信件数が年々増加傾向にございます。

また、昨今、特に令和６年度以降、トクリュウ、いわゆる闇バイトによる強盗事件等の体感治安の悪化が非常に盛んになってきておりまして、現在もこういった闇バイト、トクリュウの事件が多発しており、体感治安が悪化しているところでございます。こういった防犯の観点が非常に重要になっているというところもございます。

また、近年では、この防犯だけではなくて、防災の観点、いわゆる命の危険、身の危険を伴う集中豪雨ですとか、あとは各地の大地震、こういった防災の観点からも、子どもの安全を守っていきたいというところで、今回、提案をさせていただいたところでございます。

２点目、区内の児童の対象についてでございます。こちらは、今回、先ほど申し上げたところではございますが、小学校の対象児童、区立の小学校だけでなくて、こういった近年の体感治安の悪化、不審者情報等の増加等を鑑みて、区内の全児童を守っていく必要があるのではないかというふうに考えておりますことから、区内の小学生、全児童を対象にしたいというふうに考えております。

この想定でございますが、既に保護者の方が必要というふうに考えている方も一定いらっしゃるかと思います。そういった方については、既にＧＰＳ等を持たせているケースもあるというふうにこちらも認識しております。そういったところを鑑みて、今回、申込みについては、全児童の７割程度を想定しているところでございます。

続いて、登下校もしくは放課後等を見据えているのかというところについての御質問でございます。こちらは、今回、我々、安全対策の担当が推進してまいりたいのは、登下校だけではないというところでございます。今回、この登下校だけでなく、やはり近年、様々な習

い事も増えているところでございます。こういった登下校だけでなく、夜間等も児童が遅く帰ることもございます。こういったところを鑑みて、この１日の安全を守っていきたいという観点から導入しているところでございます。

そして、万が一、子どもの安全をどう確保していくのかという点についてでございますが、こちらは、今回、防犯ブザーの機能をつけておりますが、例えば防犯ブザーを鳴らすと、今までの防犯ブザーですと、周囲に危険を知らせる、で、助けを求めるというところでございました。今回のこの防犯ブザー付きＧＰＳにつきましては、これから業者との委託契約を結ぶところにはなりますが、調べているところによりますと、このＧＰＳ付きの防犯ブザーの商品については、防犯ブザーを鳴動させると保護者に通知が行きます。防犯ブザーが鳴らされましたというところで、周囲にＳＯＳを発信することだけでなくて、保護者にもＳＯＳを発信することができるというところでございますので、保護者にも何かあったのか、で、何かあったと思ったら、すぐに保護者はこのＧＰＳで確認ができる、そういった二重の安全等を鑑みて、今回、導入したいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　今、後半の部分がすごい一番大事だと思っていまして、今までは周囲にしかＳＯＳが伝わらなかったと。これからは、保護者に通知をされると。保護者は、でも仕事をしていますというような、その先のことというのは、どうなのかなという、一定、保護者に成り代わって考えると、そういう心配はまだ払拭できないなということがあるので、そういうときはどうしたらいいんだという御提案はいただきたいなということが１つありますよね。

それから、登校時だけじゃないんだという、このメッセージもすごく大事で、これはもうこれからしっかりと発信して、周知していっていただきたい。

で、一番最初に言ってくださった、保護者の方からそういったお声はなかったけれども、実際にはＧＰＳ機能付きの防犯ブザーを使っていらっしゃる方もいたということは、自発的にそういったことをして身を守ろうとする御家庭が一定数あったということですよね。ただ、これって、６年間ずっと使えるものじゃないですか。最初に買った人たちと後から貸与できるよという人たちが不公平だよという声が起きないんですかということは、一つお聞きしておきたいので、そういった不公平感を、何か最初からそういった危機管理の高い方たちが損をするというような感じに見えないように、これしていただきたいということが一つありま

す。

総じて、結局、教育の現場で、どういったことにお金を使っていくのかということを、ばらばらで考えちゃいけないなというふうに思って質問させていただきました。要するに、教育委員会でも、学校現場、指導課だとか、学校現場でこれに今一番やっぱりお金を使わなきゃいけないというようなことと、もちろんこれが緊急度が低いと言っているわけじゃないですよ、6,000万円がもったいないと言っているわけではないんだけれども、大きなお金なので、そのあたりの、どういった優先順位でこれを決めたのかということは、知っておきたいなというふうに思いました。知りたいですね。ちょっとこのあたりまで御答弁いただけますか。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　まず、保護者が仕事をしている最中にこの防犯ブザーが鳴動した際、どうしたらいいんだというところにつきましては、どうしても我々は、保護者の安全を一層守りたいという観点から導入しておりまして、やはり保護者に通知が行くという、もしくは周囲にＳＯＳを働きかけるというところ以上には、対策を打てません。ただし、保護者がこういった仕事中で、万が一このＳＯＳを受け取った際には、やはり迷わず110番をしていただきたいというのは常々周知、啓発しているところでございます。何か危険が迫ったら110番、こういったものをこれからも引き続き周知してまいりたいと考えております。

続いて、登校時だけでないというところですね。今の答弁と少し似てしまうところもございますが、こちらは、安全対策担当として、子どもの安全、児童の安全を守っていきたいという観点からは、様々な媒体を活用して周知をしてまいりたいと考えております。

続いて、ＧＰＳ機能ですね、この６年間使っていくに当たって、不公平感に関する御質問でございます。こちらにつきましては、既に使っている方が知らなかったよということがないように、在校生には教育委員会、また、これから使う方で、買おうとしている方もいらっしゃるかと思います。例えば幼稚園児、または保育園児等につきましては、幼児保育課を通じて、議会にこの承認をいただいた以降で、チラシ等で周知をしてまいりたいと考えております。

続いて、優先順位でございます。こちらの子どもの安全については、やはり先ほど御指摘いただきましたとおり、6,000万円を予算計上しております。決して安い額でなくて、高いというところでございます。それは認識しております。

一方で、少し前の話にはなりますが、例えば令和元年度では、川崎市の登戸でのバス停の

通り魔事件ですとか、あとは、2001年には大阪教育大学附属池田小学校での殺傷事件等もございました。こういった何かあってから対応するのでは、やはり遅いのではないかというふうに考えておりますので、こういった観点を含めて……。失礼しました。そういうことで、教育委員会ともしっかり議論を重ねてまいりました。導入に当たっては、教育委員会、あと教育総務課ですとか企画課も交えて会議を重ねてまいりました。そして、今回、ＧＰＳの導入というところにつながった次第でございます。

○白石委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　幾つかの学校におきましては、登下校の際に、メール発信する機能といったところを任意につけていたところもございますので、一定、そういった見守り的なところのサービスを知りたいと、登下校の安全・安心を知りたいといったニーズがやっぱり保護者には一定あったものかなというふうに考えてございますので、今回のこの防犯ブザーといったところにもつながるものかなというふうに考えてございます。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　保護者からの声はないという後から、保護者の声はあったというお話があって、いや、実は、すみません、こういう、教育委員会と危機管理の方たちが、でもちょっと話合いは足りなかった、話合いというか、共通認識はちょっと足りなかったんじゃないかなというふうに、ちょっと指摘しておきたいなというふうに思います。こういったことがぴったり一致してないと、やっぱり6,000万円のお金で私たち提案しました、提案したけれども、ほかにいろんな事業がある中で、これを選んだという決定的なことが、やっぱりちょっと、もう一歩、最初から欲しかったなというのが、今、受けた印象です。

　で、不公平感は、結局やれないということですよね、遡及して、最初に買った人にはやらないということじゃないですか。それは何かちょっと、もう少し検討していただけないかなというふうに思っていますので、ちょっとそのあたりはぜひ御検討いただきたいなというふうに思います。では、ちょっとそのあたりの話はもう終わりにして……。

○白石委員長　答弁があります。吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長　今、危機管理のほうと、それから我々の教育のほうの課長の御答弁差し上げましたけれども、今、真下教育総務課長のほうから御答弁したのは、当然、教育のほうでも、そういった状況については認識をしておりまして、本事業を構築する際には、危機管理のほうともそういった情報のほうは共有をしていたということです。ちょっと危機管理のほうの課長の言葉が舌足らずで、そういったところはなかったと思いますけれども、そうい

った状況を踏まえて、ただ、特段この事業について、特別に保護者のほうから何か要望等があったということではないと。我々行政のほうとしては、そういったニーズについてはあるのではないかということは認識をしていたところです。

さらに言うと、教育現場では、さらに安全を期すためにこういったツールを導入するというのは、大変有意義なものであるというふうに思っていますし、日々の学校教育の中で、登下校のときの安全に関するものは、児童・生徒に指導しておりますし、また、通学路の状況については、保護者や関係機関、警察とも連携して、そういったところについての危険個所なども常に把握して、そういった安全の管理については、意を用いているというところでございます。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　保護者からの声はなかったというのは、本当になかったのかもしれないですけれども、やはり今、真下さんがおっしゃってくださったようなことというのが、本当だったんだろうなというふうに思うし、そういうことを共有して、そういうふうに組み立てて御答弁していただいたほうが、私たちには刺さってくるなというふうに思うので、そのあたりの共有もぜひこれから丁寧にしていただきたい。

それと、くどいんですけど、私たち、ＧＰＳ機能付きの端末の防犯ブザーのことを提案しましたけど、6,000万円かかるって、積算していなかった私たちにとってみると、そんなにするんだということが、ちょっと驚きだったりするので、ほかの事業と優先順位を比べてみて、本当にそれが妥当だったのかなというふうな課題意識を持ってしまいました。だけども、今、課長がおっしゃったように、様々な効果があるので、それをしっかりこれから保護者や地域の皆さんと共有して、効果が発揮できるように進めていただきたいし、周知を本当にしっかりやっていただいて、もう買っちゃったとか、もう準備していましたとかというふうにならないようにしていただきたいし、あと、一方で、地域の安全性というか、ハードのそのものを持ったから安心だということではやっぱりなくて、その地域の見守りの目を高めていくということについては、しっかりやっていただきたいなというふうに思うので、そのあたりはお願いをしたいと思います。

で、ちょっと私、長くなっちゃって本当に申し訳ないんですが、あと２つだけ……。

○白石委員長　ちょっと待ってください。その項目でちょっと関連して、吉村委員。

○吉村委員　すみません、私、ちょっと報告事項３でＧＰＳ機能付き見守り端末を言おうと思って、先ほど発言してなかったので、ちょっと関連で入らせていただきたいと思います。

今、お話で出ていたように、予防の防犯の観点と防災の観点からもこういった見守り端末の重要性というものは、今、お聞きして、私もそうだなと思いましたし、そういった児童が遭遇しそうな犯罪というものもどんどん多発しているというか、そういった危険な状況もございますので、ＧＰＳ端末というのは非常に重要だと思っておりますし、保護者の方にもＳＯＳを発信することができるということで、二重の、さらにその保護者の方が110番通報を遠隔からもすることができるというのが重要かなと思います。

先ほどもちょっと答弁で出てまいりましたけれども、保護者にＳＯＳが行った場合に、迷わず110番を押してほしいというようなことも周知をされるということでしたけれども、周知について、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、ＧＰＳ機能付き見守り端末については、貸与の際に希望者が申請を行う必要があります。申請方法については、事前にお聞きしたところだと、オンライン申請を予定しているということだったんですけれども、まだこれから12月に事業者が決定ということで、今、どこまで御答弁できるか分からないんですけれども、例えばＬｏＧｏフォームだったりとか、例えば所管課によってはＬＩＮＥ申請だったりとかいろんなものを活用して、でも、簡単なフォーマットで、申請者の負担にならないような申請方法というものを、どこの所管課とかも今までのいろんな申請のそういったものとかは工夫されていたと思うんですね、項目も多くなり過ぎないとか。そういった申請の方法も、すごい工夫していただきたいと思いますし、また、申請した方への貸与ということですので、希望者が当該端末を区が貸与していることを把握することが出発点であると思います。

先ほど田中香澄委員からもちょっと出てまいりましたけれども、周知をしっかりしてというところだったんですが、本件事業の周知について、どのように取り組んでいかれるのかという点も教えてください。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　事業の周知、これから図ってまいりますが、ホームページでの周知、そしてＳＮＳのほか、例えばＣＡＴＶ等の様々な媒体を活用して、事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、これだけではなくて、現に在校している生徒については教育委員会を通じて、また、保育園ですとか、私立保育園、私立幼稚園等に通っている、来年度、新小学１年生になる対象の方々につきましては、幼児保育課、教育委員会と連携して、チラシを、例えば一斉システム、送信システムですね、等にのせて、こういったチラシ等を連携して周知してまいりたいと考えております。

申請フォームの簡易化についての御質問でございます。こちらは、今後、委託業者を決定して、委託業者が作成する申請フォームを活用することを想定しております。ただ、やはり先ほどございましたとおり、なるべく申請者の負担とならないように、簡易な申請フォームとなるように、委託事業との協議、指導等ですね、進めてまいりたいと考えております。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。今、周知のことなんですけれども、ホームページ、ＳＮＳ、ＣＡＴＶ、そしてさらに、在校している生徒に届くように、一斉システムとかでも告知されるということで、そういった細かい取組が重要だと思いますし、あと、先ほど田中香澄委員も、今後、購入をしてしまった方々の不平等感ということもありましたので、特に新１年生にこれからなる方に、事前に早いうちから周知をしていくということは、本当に重要だなと思いますので、先ほど幼児保育課とかとも連携をしながら、来年度、新１年生の方とかにも周知をしていくということですので、そちらもしっかりと行っていただきたいと思います。

で、ちょっと今、申請フォームについては、簡易化をしていかれるということもおっしゃっておりましたけれども、ぜひお願いしたいとところですが、それを自分で要求しておいて、ちょっと矛盾したことを言ってしまうんですけれども、今回のこの端末、例えばリースをして、最後６年間というか、小学校の期間が終わったら多分返却をするものなんですよね。リースをして、そのまま期間が終わったらもらえるようなリース契約もありますけれども、そういうものではないと。

そして、例えば１年生だったら６年間この端末を使い続けることになるのかなと思うんですけれども、故障だったりとか紛失というものがちょっと不安だなと思うところがあるんですね。特に子どもというのは、ランドセルにつけていたとしても、何か外して遊んだりとか、遊ぶというのはちょっと親御さんとか教員からも下手に鳴らさないでねとは言うことは必要なんですけれども、何をするか分からないというところもありますし、故障についても、自然故障するのか、それとも何か投げつけたりとかいろんなことをして壊れてしまったのかとか、どうやって壊れたのかというのが、対外的にちょっと分かりづらいんじゃないかなというところがあるんです。

で、その故障した場合の費用負担とかがどうなっているのかとか、あと、紛失した場合には、例えば途中で期間中に紛失したら、たしか費用弁償みたいな感じになるようなことをお聞きしていますけれども、その金額が幾らぐらいで、そのときにどういう手続が発生するの

かというのが、例えば簡易過ぎる申請フォーマットだけで、ちょこちょこっと入力をして、そういう説明書きがあまりなかったら、分からないまま使っていて、保護者の方も、いきなり壊れただのなくなったとかで費用弁償の話が来たりとかすると、そんなことは知らなかったって思う方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。

で、周知のチラシですとかそういったものにも、そういったことはできれば書いていただきたいんですけれども、あまり書き過ぎると、何か小難しい、ごちゃごちゃっと、ちっちゃい何か規約みたいなものが載っているような感じにもなりかねない。ということにつきまして、そこら辺はどうやって対応されていくのか、教えてください。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　紛失についての、こちらですね、まだ委託業者との契約が先の話でございますが、今現在考えているところでは、例えば申請フォームで、一度申請をされた場合には、ＩＤを付与されることになります。そういった既に持っている方はこちらというような形でのイメージで現在考えておりまして、そういった方が先にＩＤを入れることで、その先に例えば紛失したのかどうなのかというところで、紛失した場合に、その先の入力、その申請、新たな申請等につなげてまいるように考えておりますので、業者とはそういった話をして、決して、紛失もしくはなくした方が、また一から、真っ白な状態から申請することがないように対応してまいりたいというふうに考えております。

一方、この費用弁償につきましてですが、現状、自然故障については、他自治体の事例も参考にしながら、今現在検討している段階でございます。ただ、どうしても、やはり紛失につきましては、この本体の端末代金の負担はしていただきたいというふうに考えておるところでございます。そのため、この費用弁償、この端末代金につきましては、こちらが、実際に委託業者が提示したその本体代金の１台当たりの金額を見積って、その金額を実費で負担していただくというようなところを考えております。ただ、それをまた使い続けるに当たっての毎月の利用料金については、引き続き区が負担したいというふうに考えております。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。今、紛失してしまった方々の申請フォームみたいなのは、そちらでもう一回使いたいということで再申請する場合には、簡易化されるという、情報の多分入力の重複がないという意味でしょうね、されるということで、そちらはよかったんですけれども、自然故障の場合は、これから御検討されるということで、長い年月なので、どんなに丈夫なものかもしれないんですけれども、自然故障なのか、でも圧力が加わって故障

したのかというのは、あんな小さい端末とかだと分かりづらいのかなと思うんですよね。そちらも取決めをしっかり決めていただきたいと思いますし、紛失した場合、その端末代金の負担をしてほしいということなんですけれども、１台当たりの実費ということで、ただ、例えばですけれども、１年生のときにもらって、６年生の２学期とかになくしたとかの場合とかで、最初に設定されていた端末の上代みたいなやつですか、代金をそのままその時期でもらうというのはどうなのかなとも思うんですけど、使用した年月に応じて、壊れたときとか、ここからはこの値段になるとか、ディスカウントと言ったら言い方はおかしいんですけれども、物が劣化していくものですので、そういったことは考えていらっしゃるんでしょうか。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　まず、先ほど１点、答弁をし漏れてしまった点について、保証期間については申し上げておりませんでした。失礼いたしました。こちらについては、この契約した業者、落札した業者によって違う可能性がありますので、一概には申し上げられませんが、他自治体の例等を鑑みると、例えば１年ですとか、初期不良等ですね、そういった部分についての保証期間というのは、恐らく１年程度であろうというふうには想定しております。

また、使用した年月に応じたその負担というところになりますが、こちらについては、どうしても不可抗力による、例えば区外への転居ですとか、急にもう必要なくなったというような判断をした場合、急にやめる可能性がある。例えば１年生で６年間の最大見積もっていましたけれども、極端な例では、１か月後に区外への転校等も可能性としてはありますので、やはりこういった点に、逆に不公平感を出さないためにも、この金額による劣化等を考慮した部分については、現在は考えておりません。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。ただ、今、劣化とかの年数に応じたものは考えていらっしゃらないということですけれども、ちょっとあまりにも、物とかって、例えばリースとかでも、故障して使わなくなったとかだと、金額とかはやっぱり経年に応じて変わってくることもございますので、その補償金額というのが。そちらは、不公平感というものなのかがちょっと分からないんですけれども、再検討もちょっとしていただきたいなと思いますし、あと、例えば転校した方とかいろんな方で使わなくなった方とかで返却をされたら、それというのは再利用とかはされていく感じなのでしょうか。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　こちら、業者には適切に処分していただきたい。具体的には、例えばレアメタル等もございますので、そういった部分を含めて、適切に処分していただきたいというふうに契約時に盛り込みたいと考えております。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。そろそろやめようと思います。契約関係がすごい気になってしまってというところなんですね。なので、とにかくそういった部分を分かりやすく、保護者の方が後でそんなの聞いてなかったとか、子どもなんて壊すものじゃないのとかという方とかもいらっしゃると思うんですよ。なので、そういったときにトラブルにならないというか、不平不満が生じて、区に何かクレームがいっぱい来るようにならないように、しっかりと事前に周知を、それも含めてしていただきたいということで、引き続きよろしくお願いします。ありがとうございます。

○白石委員長　では、田中委員、どうぞ。

○田中（香）委員　ありがとうございます。そしたら、では内容のところなんですけれども、学校教育とエデュケーション・アシスタント配置支援事業のところ、ちょっと確認しておきたいんですけれども、私の認識では、特別な支援を要する児童・生徒の増加だったり、学級運営の状況で、このエデュケーション・アシスタントですとかが、当初の配置計画に対して足りないということになって、それで追加していただいたという、これはありがたい補正予算なのかなというふうに思っていて、このあたりの認識はそれで合っているのかということなんですね。

　で、どのくらいのニーズがあって増やしたのかということと、報酬単価の引上げについて、どの程度あったのかということと、それから、これが離職防止だったり人員確保につながっていくといいなというふうに思っているわけなんですが、そのことをお聞きしておきたいと思います。

　続けて、高齢者のスマートフォンの、57ページのところですけれども……。

○白石委員長　いや、ちょっと、先に教育だけ聞いちゃえばいいじゃない。

○田中（香）委員　はい、ではお願いします。

○白石委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　エデュケーション・アシスタントのまず配置基準につきましては、令和８年度の都の基準が変わりましたことで、本区の20校の小学校に１校２名配置することができている状況でございます。

月額の確認ですが、令和８年度につきましては、令和７年度が20万1,500円だったところが、令和８年度につきましては20万8,072円というふうになっております。このようなエデュケーション・アシスタントのような支援員が各学校にいることで、先生方が個別最適に子どもたちの実態に合わせた指導ができるということで、学校としては大変助かっているということでは聞いております。

こういうふうに支援員が増えていくことによって、先生方が、新規の先生方も安心して学校の授業をできるというようなことになっていくというふうに考えておりますので、今後もエデュケーション・アシスタントの活用はしっかりとしていきたいなというふうに思っております。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　大変ありがとうございます。そういった都の基準が変わって、都のほうもそういうふうに認識していただいて、やはり増やしていくということが子どもの支援に必要だということ、そういう体制になったということ、本当によかったなと思いますし、報酬額も上がったということ、少ないですけれども、上がってよかったなというふうにも思います。

一方で、大人の人数が増えてきているぞというところで、職員室ですとか、あるいはそういった環境の整備というものも、学校快適化の中で教室、特別教室とかよくなっていったりしている一方で、そういった働く人たちの働く環境の向上というか、今、困っていることありますか、何かそういったことに対して手だてをしているのか、それとも、いや、ずっといらっしゃる方たちじゃないから、うまくやっていますよということなのか、その部分だけ、端的に課題感を教えてください。

○白石委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　各種支援員が多くなることで、やはり先生方の連携は必要になってくるというところはございます。ただ、毎日いるところではございませんので、先生方がしっかりとその支援員の方たちと連携を図っていくことで、子どもたちの実態に合った学校経営になっていくというふうに考えております。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　すみません、実は、そういうことですよね、ずっといらっしゃることじゃないので、いろいろ連携しながらうまくやっていらっしゃるということなんですけど、ある区で、フリーアドレスをやって、導入しているという学校があって、そういった教育現場の先生方からどうなんでしょうかというようなお話もあったりしたんですけど、いろいろ課題

があるというふうに思っています。端的に、フリーアドレスにする壁みたいなものだけちょっと共有しておきたいので、お願いします。

○白石委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　学校の教員は、やはり子どもたちの実態を共有して、どの先生方もその子たちを理解していくということが大事でございますので、フリーアドレスのような、先生方がばらばらで動いていく、場所によって異なる場所だと、教員同士の連携はなかなか難しくなってくる部分もあるかなというふうに思いますので、今の現状のように、学年ごとで連携を図っていけるような、職員室の環境というのは必要かなというふうに感じております。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　すみません、ありがとうございました。23区の中で導入している自治体があると聞くと、どうやって、やっているんだろうというふうにも思ったりしますけれども、いいところが取れるようなことがあったらば、これから研究もしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

最後に……。

○白石委員長　ちょっと待って、関連でちょっと、名取委員。

○名取委員　私も、ここのエデュケーション・アシスタントのところで、何点かお聞きしたいなと思っていたので、今、東京都の基準が変わったことで、加配できるようになりましたということはお伺いしました。これ、さっきの香澄委員の質問の中、その対象となる子どもたちは、１年生から３年生までの子どもが対象ですよということで、特に問題があるクラスとかそういうことじゃなくて、その１年生から３年生に２人ずつどの学校でも配置できますよという制度の中で、運営されているという認識なんですけど、取りあえずそこは間違ってないかどうか、先に……。

○白石委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　エデュケーション・アシスタントの目的が、教員の負担軽減ということでございますので、特別な配慮のお子さんだったり、日本語指導が必要なお子さんだったりという、個別の配慮の必要なお子さんたちに特化した支援ではございませんので、学年全体でしっかりと見ていけるよということで支援しております。

○白石委員長　名取委員。

○名取委員　ありがとうございます。ずっと教室にいるわけじゃなくて、１年生から３年生ま

での各教室を回っていくときに、教員とのコミュニケーションの方向というのは、それはそれぞれの各学校にもう任せている格好でやっているのか、それとも教育委員会のほうでこういうコミュニケーションを取った方がいいよとかというふうに指導しているのかということと、先生と支援員との、人間関係というのかな、うまく合う、合わないとかというところの判断とかというのは、どういうふうにやっていって、子どもの最善の利益を守るためにということでお手伝いされているのは、十分承知はしているんですけれども、その中で教員とこの支援員とのコミュニケーションの在り方というものは、ちゃんとしっかり把握されているのかどうかということをお聞きしたいんです。

○白石委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　まず、支援員との連携につきましては、教育委員会も各校長先生方にしっかりと連携するような話はしておりますが、実務的には、学校の中で連携を図っているところでございます。

しっかりと連携を図れるように、授業ごとでしたり、授業後でしたり、その個別に必要なお子さんたちの支援方法でしたり、そこを共有して、各学校と各教員の担任と支援員が連携を図っているところでございます。

また、担任と支援員の関係でございますが、やはり人と人ですので、どうしてもうまく伝わらないとかなかなか難しいとなった場合は、間に管理職が入ったり、主幹教諭が入ったりして、実際、双方の声を聞きながら対応を図っているという状況もございます。

○白石委員長　名取委員。

○名取委員　ありがとうございました。しっかりと対応していただいているということで。

で、確認させていただいたときに、この支援員の資格というのは、教員免許を持ってなくてもいいよということだったんですが、その人選というのは、教育委員会のほうで人を選んで、面接してとかそういう形で人を採用しているのかどうかだけ最後お聞きして、終わりたいと思います。

○白石委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　採用の要件に関しては、特別な資格や経験は求めておりません。ですが、やはり子どもたちにとって、熱意を持って支援に当たっていただくということでございますので、教育委員会として、面接をして、支援員の配置に努めているところでございます。

（「はい、ありがとうございます」と言う人あり）

○白石委員長　では、田中香澄委員。

○田中（香）委員　すみません、では、高齢者のスマートフォンの普及事業ですけれども、高齢者のデジタルデバイドの解消ということをずっとこの間、私たち公明党も皆様にお願いをしてきたんですが、取り残されている高齢者の方たちがまだ一定数いらっしゃるというところで、なるべく早くスマホに切り替えていただけるようにしていただきたいなと思っているんですが、そのあたりの今回の狙いとか、これまでの取組で成果が上がっている、あるいはこの購入費補助はどのくらいの方たちに向けた事業なのか、そのあたりのことをちょっと教えていただきたいと思います。

○白石委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　スマートフォンの購入事業についてですが、もともとは東京都のほうでデジタルデバイド解消に向けた活用支援事業というものを基に、区が実施している事業でございます。

　昨年度の実施の実績ですけれども、下半期で124件というところがございました。こちらの内訳ですか、前期高齢者が36％、後期高齢者の方が64％、さらに90歳以上の方が約10名いらっしゃるなど、スマートフォンの買換え需要を喚起できたというふうに感じております。これから補助金だけではなくて、講習会、相談会も必要だと考えております。さらに、正しい情報の見分け方等、安全性についても伝えていきたいというふうに考えております。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　後段のこういった講習会とか、実際に本当にスマホを活用して、やっぱり便利だというふうに思ってもらえることがすごく大事だなというふうに思うので、その事業をしっかりやっていただきたいと思います。

　最後のこどもの権利のところは、コーディネーターに計上していただいたというところでございます。10月１日から相談も始まったというところで、件数を聞いたとしても、まだまだ微々たるものなのかなというふうに思いますが、そのあたりのことだけ聞いて、私の質問、終わります。ごめんなさい。お願いします。

○白石委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　こどもの権利擁護相談窓口ですね、昨日、開設をいたしまして、相談件数はまだ１件来ているところでございます。この内容をしっかり権利擁護委員、それからコーディネーターのほうと共有いたしまして、子どもの最善の利益を図った回答をしてまいりたいと考えております。

○白石委員長　続きまして、質問のある方。

浅田委員。

○浅田委員　本当に、補正予算を組んでいただいてありがとうございます。その中で、ちょっと順番に、なおかつ、ちょっとほかの委員会でも議論が重なっているところもあろうかとは思いますが、ちょっとお付き合いいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

まず、私は、ちょっと申し訳ないんですが、主要項目の資料で質問をさせていただきます。その中で、９番の中小企業の企業力向上支援事業と、それから11番の中小企業等資金融資あっせんという、ここから始めさせていただきます。

まず最初に、11番の中小企業等資金融資あっせんの関係なんですが、区の認識として、この資料に書かれてある中東情勢というのは、一体どういうふうに認識をされているのかというのをお伺いしたいんです。ちょっと省く意味で、昨日ちょっと伺ったところだと、石油の高騰であるとか、ナフサのような石油を基にした資材が入ってこないとかという、そういうことだというふうに伺ったんですけれども、まず、その中東情勢というのが書かれているのは、どういう認識、私が今言ったような認識なんですか。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　中東情勢の認識という意味ですと、各中小企業のほうからも様々なお声をいただいておりまして、特にゴールデンウィーク明け以降、そこについては、物価高騰や一部の石油系製品の仕入れ、そういったものに非常に影響が出ていて、その中でも、やはりなかなか資材が入ってこなくて、仕入れまでに時間を要するであったりとか、まとまった数じゃないと発注できない。あとは、調達の価格が高くなっているというようなところ、あと、見積書がなかなか作成できずに、先の売上げが定まってこない。そういったお声をいただいていて、そこについての課題認識として受け止めているような状況でございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ナフサであるとか、もろもろマスコミで報道されましたけれども、高市総理が言った言葉が非常に印象に残っていまして、一時的に入ってこない石油等がなくて、石油を原料とした、いろんな、様々なものがある。それは一時的なものであって、非常にもう簡単に、もう解消されていて、物はあるんだということを高市総理はおっしゃっていて、つまりこの問題というのは、非常に短期的な問題として、確かにあったのは事実ですけれども、短期的な問題として解消されているというのが国の認識なんですよね。区のほうは、今でもそうい

った事態というのは継続しているという御認識なんでしょうか。そういったものが来ないとかね。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　まさに委員御指摘いただいた、国のほうの動きというのも、こちらでも見ておりまして、まさにナフサに関しては、いわゆるサプライチェーンの課題のところもあるかなというふうには認識をしております。ただ、やはり足元の中小企業のところでは、影響がゼロかといいますと、そういうわけでもなく、実際、各中小企業のほうからも資材をやはり確保するのが難しいというようなお声をいただいておりまして、特に金融機関等と意見交換を７月に実施した際には、やはり長期化することによって、そこのリスク、特に運転資金系ですね、そういったところに影響が出るのではないかといったところを非常に注意深く注視しているという状況でございました。

現況においてどうかといったところは、日銀の短観なんか、昨日まさに出たところでございますけれども、状況としてはよくなりつつあるのかなというふうに捉えつつ、とはいえ、やはり足元の中小企業のところについて、では物価高騰の影響がどうか、あと資材のところがどうかといったところは、注意深く見なくてはいけないなというふうに認識をしております。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　そういう認識に立って、文京区に具体的に融資の要請というか、申込みというか、この具体的な数字を教えてください。で、その融資をいただいた中小企業の法人さん、個人経営も含めて、ちょっと固有名詞はいいですけど、どういった会社、法人さんなのか、お願いいたします。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　今回、まさに新設をいたしました中東情勢対応のつなぎ資金というメニューを創設したんですけれども、９月15日時点の数字にはなりますが、あっせんとしては15件ありまして、実行も今２件行われたという状況で把握をしております。

各企業の業態というのは、ちょっと詳細な資料は手持ちにないのであれなんですが、様々なところが申込みをされておりまして、その申請の中でも、中東情勢の影響、どう出ていますかといったところを、まさに申請の際に記載していただいているんですが、やはり先ほど申し上げました物価高騰により、そういった資材の確保であったり、そういったところに苦慮しているといったゆえに、この運転資金を活用したいといったような申請が来ているとい

う形で認識をしてございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　具体的に融資をするに当たっては、その法人さんを選ばなきゃいけない、決定しなきゃいけないじゃないですか。この決定するに当たっての基準とか、あるいはどういう課題をクリアしてなきゃいけないとかいうのは、あるのかどうか。

それから、それを一体誰が判断するのか。あるいは、こういう理由でもって判断しましたという資料なり、明確な、もっといえば第三者が見ても分かるような資料というのは、その資料名を教えてください。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　融資の仕組みについてですと、最終的な実行の判断といいますか、そういったところは各金融機関のほうになってきますので、区のほうで取り扱っている内容としては、融資の経営相談ですね、東京商工会議所と経営相談の中で融資の御相談が来て、その融資相談の中で、ここで言うところは、今回の中東情勢の対応のつなぎ融資は、メニューとしては、条件はそこまで厳しいものではなくて、現行の保証協会付きの融資を利用しているであるとか、あとは、約定どおりしっかりとして返済をしているかとか、そういった状況を確認させていただいて、各金融機関へのあっせんをお取り次ぎしているという形でございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　この、ちょっと会社って言いますよね、この会社に決めますというのは、今のお言葉だと、もしかして銀行が決めているというようにも聞こえたんですけど、ここにというのは、誰が決めるんですか。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　決めるというか、各企業さんのほうで、区の融資あっせん制度を使いたいという形でいらっしゃって、それで要件に該当するかどうか、今先ほど申し上げた約定どおり返しているかとか、保証付き融資をちゃんと使っているか、条件を一応確認させていただくんですけれども、それを確認させていただいて、中東情勢の対応で苦慮しているといったところが分かれば、あっせんという形でお取次ぎをするという形になっております。

最終的に融資を実行するかどうかというのは、当然、その会社としての返済能力があるかとか経営状態、そういったものを金融機関のほうで確認して融資を決定する、実行するという形のプロセスになっております。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ですから、今のお言葉だと、銀行が判断するということなんですか。そうですか。では、文京区の果たす役割というのは、事前に選ぶということなんですか。どういうことなんですか。で、ただ、具体的に、やっぱり行政の窓口は、銀行に行くわけじゃなくて、経済課に来るわけでしょう。融資の希望は。

○白石委員長　流れについて、内宮経済課長。

○内宮経済課長　区として、企業を何か選んでいるかというわけではなくて、区のほうでは、一応制度融資メニューというのが、今回はこの中東情勢のメニューが出ておりますけど、様々な融資メニューがあって、区の制度融資メニューを使いたいという形でいらっしゃった際に、それぞれの制度融資のメニューごとに条件というのがやはりあるので、例えばおたくの企業さんですとこの融資メニューは使えますねとか条件を確認させていただき、金融機関のほうにあっせんをするという形になっておりますので、企業を選択するとか、そういったよりは、企業さんのほうで使いたいものがあったときに、その融資メニューに該当するか、具体的に言うと利子補給をしているので、その利子補給をする要件に該当するかどうかというのを確認させていただいているというところでございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　私の理解が悪いのか分からないけど、基本的に、私は、中小企業の皆さんとか

区内のね、応援したい、応援してほしいという立場で言っているんですね。ただ、その際に、やっぱり透明性というのも問われるだろうし、それから最終的にはその法人さんが持続可能というか、今後も経営をしっかりしたものにして続けていただきたいという、そういう立場からの質問なんですね。

で、そのときに、例えば具体的に、融資あっせんということになれば、それは銀行からということにはなると思うんですけれども、それを、ちょっとごめんね、分かりやすく言うね、例えばですよ、名取工業さんが来ました、ではこの名取工業さんに融資をしましょうという、これは誰が決めていくんですか。

（「銀行……」と言う人あり）

○浅田委員　では、いいです。銀行につなぐというのが仕事になるわけですか。実際、それは分かるんですよ。銀行からお金を借りる。それは分かるんですよ。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　区のほうで実施をしているのは、まさにその利子補給という形で、融資あっせんが実行された際に、例えば利率何％という形で利子がかかってくるんですけれども、そ

の何％分を補助しますという形でやっている、そこが利子補給で、まさに区の利子補給制度を使うために、いろんな条件が、各種条件がありますので、そのクリアをしているかどうかというのを、まさに受付のときに確認させていただいて、金融機関のほうにあっせんをすると。あっせんをするという形、お取次ぎをするような形ですね。

先ほど、透明性といいますか、まさに支援をする意味でのところの確保という視点で申し上げますと、例えば先ほどの中東情勢のつなぎ資金などは、しっかり約定どおり、いわゆる返済計画どおりにしっかり返済されているかといったところは条件にさせていただいて、まさにきちんとその中小企業として運営がされているかどうか、そこを見させていただいた上で、そうはいっても、やはり中東情勢の影響の中で非常に厳しい、運転資金が必要といったところに支援をするという形になっております。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　私がお伺いしたかったのは、あっせんをするにしても、この名取工業さんをあっせんするってなるわけでしょう。では、これを決めるのはどうやって決めたんですかということを質問している。で、それに当たっては、だれがどういう基準でもってお決めになったんですかという……。

○白石委員長　さっきから答弁しているじゃない、それは。

内宮経済課長。

○内宮経済課長　あっせんの仕組みは、まさに、例えば東京商工会議所の経営相談の中で承ったやつを区のほうに上げてきて、それこそ経済課のほうであっせんとして決定して、各金融機関のほうに取り次いでいるという形になってございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　あまりここで時間を使ってもあれなので、また後でもっと詳細に……。

○白石委員長　納得してくださいよ、それ。

○浅田委員　いや、後というのは、この委員会じゃなくて、ちょっと別室で。すみません。

では、ちょっと次に行きます。この資料でいうと27番になるんですが、保育施設等給食費物価高騰対応事業というものです。

これもちょっと事前にお伺いしたところによると、私立の、本当にたくさんつくっていただいて感謝いたしますが、私立の認可保育園の運営者に対する食材費の補助に要する経費というふうに伺っています。これが、具体的に、額も含めて、どのような内容なのかというのをまず簡単にお願いいたします。

○白石委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　本事業につきましては、私立認可保育所等における給食提供に係る食材費が高騰していることから、私立認可保育所等に対する補助事業を実施しているものでございます。

本事業の補助単価につきましては、区立保育園の１人１食当たりの給食費を直近２年間で比較した差額分を補助額としてございます。令和６年度と７年度の２年間で比較した場合、給食費の上昇額の平均が約10円となっていることから、１人１食当たり10円の補助を行ってございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　で、私、その10円というのを聞いて、ちょっと驚いたんですね。もちろん、これ１食ということですから。それにしても、どうなのというのは、正直言って感じるんですよ。というのは、食材費、食べ物ですよね、高騰については、非常に、昨年、特に昨年ですかね、大きかったですね。で、まだ続いています。１例を挙げますと、お米がそうですよね。基準でいえば、５キロ当たりが4,000円台後半に至るまで値上がりをしたというような状況の中で、私は、この食材費の物価高騰というのは、もっと大幅な支援が必要だったんじゃないかなというふうに思ったんです。

で、１食について10円というのは、もう僅かなものですよね、正直言って。これはもちろん、保育園ですから０歳児から随分違いますよね。離乳食に始まって、年長さんになれば随分、これもちろん幅はあって、一概には言えませんけれども、果たしてこれで妥当なのかなというのを正直言って感じるわけなんです。

これが、しかも認可保育園ですから民間の会社ですよね、で、実際にこの10円という補助をすることで、その成果というか、結果がどうだったのかというのを、もちろんつかんでいらっしゃると思うんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　本事業につきましては、当初予算において上半期分のみを計上しておりましたが、その後の物価変動の状況を踏まえまして、下半期分の食材費の補助に要する経費を９月補正予算に計上させていただいてございます。

令和７年度と令和８年度の２年間を比較した場合におきましても、給食費の上昇額の平均は約10円となってございますので、本事業を活用いたしまして、物価高騰の対応については、一定効果を発揮しているものと認識してございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　その一定の効果なんですよ。これ民間ですから、一概にちょっと言えないんですけれども、区立の保育園の場合は、これもゼロ歳から幅はあろうかと思いますけど、一つの基準として、実際、１食当たり幾ら、区立の場合はかかっているのかというのを、ちょっと数字をお願いします。

○白石委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　区立保育園の給食費でございますけれども、年度別に推移を申し上げます。令和６年度が329.56円、令和７年度が337.79円、今年度、令和８年度が343.27円でございます。先ほど浅田委員からもありましたけれども、乳児、幼児で若干変わっていまして、乳児は0.8掛け、約８割ということで計算をしているところでございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ありがとうございます。例えばということで、329円ぐらいかかるわけですよね。文京区が直営でやっているところはそうですよね。私立においても、多分それに近いんじゃないかなと思いますけれども、それに10円の補助ということになるわけでしょう。果たしてこれでいいのかということについては、ぜひ、検証というか、具体的に保育園、各法人に対して、どういう調査になるか分かりませんけれども、ぜひやっていただきたいと思います。これは、食に携わる者としての私の意見なんですが、子どもの食をけちるなというのが私の考えなんですね。十分な対応をぜひお願いしたいということですから、ぜひ対応をお願いいたします。これは……。

○白石委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　現時点におきましては、給食費の上昇額は約10円となっていることから、補助単価を見直す考えはございませんが、引き続き物価の動向を注視しまして、適切に対応していきたいと考えてございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　では、次に参ります。40番の明化小学校の改築工事費というところになるんですが、ちょっとこれ、明化小学校の教育の皆さんにというよりは、インフレスライドということになっているんですよね、ちょっとこのインフレスライドに関係して、実例として明化小学校の例をいただくの、これは構わないんですけど、私としては、ちょっとインフレスライドということについての、ほかのいろんな事業にも関係してくると思うので、質問をしたいと思います。

で、これ、確かにずっと物価高騰、物価高騰と言われていますけれども、ます最初に、インフレスライド等による契約金額の変更を請求されますよね。区は、その事業者さんから提出された金額を、どのような資料とか基準とか算定方法に基づいて算定したのか。例えばということで、明化小学校の例をいただいても構いませんけれども、ちょっと一般的な質問になるかも、答弁でも構いませんので、お願いをいたします。

○白石委員長　寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長　施工者からインフレスライドの請求があった際には、まずは基準日を決定しまして、その基準日における単価を決定することとなります。この単価におきましては、例えば刊行物によります積算の書籍や個別に聴取しました見積り、あとは都から提供されます単価などを基に、区側で精査しているものでございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　その区側で精査する際に、先ほどだと、国であるとか、例えば労務単価ということになると、国が基準が出していますよね。それから、東京都でも出しています。こういうのを基に区が判断をされるという、区が、お願いしている会社から出された資料を見て、区が判断をするという、そういう理解でよろしいですか。

○白石委員長　寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長　委員おっしゃったような形で、区側で精査しているところでございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ということは、区としては、その事業、仕事ね、造っていただいているものをきちっと最後まで造っていただきたいということで、ぜひ、その法人さんを守るということになると思うんですね。で、お伺いしたいのは、では実際に、インフレスライドによってお支払いした額というか、お金が、例えば労務単価いえば、よく私たちが問題にしている下請、孫請、曾孫請に至るまで、そうしたところまできちんとこのお金がというか、お支払いしたのが使われているかどうかという、その検証というのは行われるんでしょうか。

○白石委員長　寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長　インフレスライドを行う際には、区側で精査した金額を施工者に通知しているところでございます。その通知を行う際には、契約金額の変更が下請企業等にも適切に反映されるよう、下請企業と契約金額について必要な見直しを行うよう、施工者にも要請しているところでございます。

さらに、施工者は、建設業法に基づき施工体制台帳というのを作成しており、その写しが

区側にも提出されているところでございます。この台帳には、下請企業との注文書、請書等も添付されることから、区側としましても、下請企業への価格転嫁の状況を確認できる仕組みとなっております。

今後も、インフレスライド条項を適切に運用するとともに、その趣旨を施工者に丁寧に周知し、契約金額の変更が下請企業や技能労働者の処遇改善にもつながるよう、適切に働きかけてまいるところでございます。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ぜひ、いろんな建物を造っていただくとかという、そういう仕事は、やっぱりきちっと必要なものをお支払いして、きちっと計画どおりのものを造っていただく、いいものを造っていただくというのが、私は基本だと思っていますので、ぜひ、そこに働いている人たちの労働条件、賃金も含めて、労働条件を守るということを、ぜひこれからもお願いして、やっていただきたいというふうに思います。

次です。次は、42番のエデュケーション・アシスタントの配置、これは先ほど何人かの方が質問されたんですが、これ簡単なんですが、私なんかは、地域で子どもを小学校に通わせている保護者の方から聞いて、ちょっと固有名詞は避けますが、何々学校の何年何組においては、いわゆる、ちょっと括弧つきの学級崩壊というのが起きているというような話を聞きます。これ１つ、２つじゃないんです。正直言って、幾つかのね、これは本当に多いと思います。

そこで、お話を聞くと、本当に大変だなと思うのは、学校の先生、教育の側が非常にその中でも精神的に参ってしまっているというようなお話も聞きます。そういう問題をやっぱり少しでも解決していく上での、一つの、人を配置することによって、少しでも改善をしていきたいというふうに、エデュケーション・アシスタントの配置というのは、私は本当にもうぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

で、その中で、やっぱり先生方同士のコミュニケーション、連携プレーですよね、これが何よりもちょっと心強いというふうにも伺っているんですね。例えば、担任の先生の意向に沿った連携プレーであるとか、学校長の意思の下で、担任、それからエデュケーション・アシスタントの方との連携プレーみたいなものがね、これが本当に問われているなというふうにも感じている。ですから、それも併せて保障するということも、もちろん報酬単価を上げるということは、確保するということも必要になってくると思うんですが、ちょっとこの辺についての現状と課題について、お願いいたします。

○白石委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　学級が落ち着いて授業をすることができることは、各学級にいる大人たちが連携を図ることは重要な問題だと考えております。その連携を図るためには、例えば個別に支援が必要なお子さんたちについては、個別指導計画を基にして、その子どもたちの支援を同じ視点で支援していくということも必要でございますし、先生方だったり支援員の方々が学年会を通して交流を図って、自分の困り事だったり、支援してほしいことだったりというのを交流することは重要だと考えておりますので、引き続き、そのような時間を設定できるように各学校へ働きかけてまいります。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ぜひ、時間の確保も含めて、お願いいたします。

（「委員長、関連」と言う人あり）

○白石委員長　エデュケーションですか。

（「エデュケーション」と言う人あり）

○白石委員長　浅田先生、エデュケーションは終わりましたか。

○浅田委員　海津さんが言うんだったら、何か、どうかな……。

○白石委員長　先に終わっちゃったほうがいい。

○浅田委員　もう一点だけ。いろんな角度の物の言い方、見方というのがやっぱりあるんですね。配慮の必要なお子さんへの対応だとかということもそうだし、一方で、学級崩壊のようなこういう問題もそうだし、様々あるところに、先生の側の意見、意見というかな、大変さを問題にする方もいらっしゃれば、保護者の側からすると、学校の対応は何だよという声も一方であるんですね。つまり、うまくいかないのは、学校の指導力がないからだということをおっしゃる保護者の方もいるんです。そういう方も、当然、私たちに相談ありますけれども、ただ、私は、そのどっちがというよりも、本当に率直に話し合っていただけませんかという、もっといえば、外でいろいろ批判を言って歩くよりは、学校のほうに声をあずけていただけませんかということをずっと言い続けてはいるんです。ですから、そういうことも含めて、学校として、ぜひ対応をお願いしたいと思う。

　で、学校の先生の中にも、あそこの家庭は、どうもちょっと課題があってねという声も聞かないこともないんですよ、正直言って、あるんです。だけど、やっぱり、お互いにその地域の子どもを預けている、学校に通わせている保護者本人、それから学校側が話し合っていくという、その姿勢だけはぜひ持ち続けていただきたいというふうにお願いして、私は終わ

ります。

○白石委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　まず、学校側の先生方がしっかりと御家庭と学級の安定も含めてできるように、エデュケーション・アシスタントだけではなく、本区では特別教育担当指導員や様々な支援員等を配置しておりますので、学校がその活用をしていけることをしっかりと指導してまいります。

また、学校と家庭が同じ方向を向いて子どもたちを教育していくことは、大変重要だと私も感じておりますので、校長会を通して、開かれた学校として、家庭としっかりと連携を図っていけるように、指導してまいります。

○白石委員長　では、関連して、海津委員。

○海津委員　関連して、エデュケーション・アシスタントのところでお伺いしたいと思うんですけれども、もう本当に、浅田委員も言っていたとおり、先生が大変だなと思うことはきっとあると思います。でも、先生が大変だなと思うと同時に、子どもも大変だなと思っているんだと思うんですよ、日々。子どもも困り感をいっぱい抱えていると思っています。

なので、そうしたところで、先ほどから御答弁いただいているとおり、やはり情報を共有していくということとか、コミュニケーションを図っていくということは大事だと思うんですが、そこの中で、非常に気にかかっているところがまず１点あるのが、やはりコミュニケーションを図っていくためには、先生方が、エデュケーション・アシスタントも含めて、様々な、文京区、手厚く人を投入していただいていますので、人材が、先生方とコミュニケーションを図りやすくする環境というのが非常に重要だと思うんですね。例えば、職員室の中できちっとそういう方たちにも席があって、立ち話をしながら話ができていくという環境が必要だと思います。でも、実際のところ、例えば誠之小学校、できてまだ３年余りのところですけれども、もう先生たちが入る余裕がなくなってしまっているということなんですよね。ですから、本来だったら、今日、教室の中に支援に入ってやったところを共有しようと思っても、なかなか仕切れないという環境の問題も出てきていると思います。

そうしたところが、例えば、今、できた明化小学校、それから柳町小学校では、本当にそれが、全員が入りきれるのかということがまず１点。そしてまた、小日向台町小、それからこれからあれしていく千駄木小、文林なんかも含めて、それから大塚のところにこれから造っていく仮設校舎のところに、本当に正規教員だけではなくて、非正規の方たちが、一人一人が本当にお互い対等な立場の人たちだということでやっていくという環境整備、すごく重

要だと思うんですよね。そのあたり、文京区として、どんな指針を持って、今、進められているのか、教えていただけますか。

○白石委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　まず１点目、明化小学校、柳町小学校についての見通しでございますけれども、現時点では比較的職員室のスペース等は確保してございまして、例えば柳町、内覧等でも御覧いただいたかと思いますけれども、丸机とディスカッションができるようなスペースを確保したり、至近のところに会議室を設けたりというような形で、連携できるハードというところは、一定想定しているところでございます。

しかしながら、今後のところにつきましてもそれは共通でございますけれども、やはり限られたスペースの中で、どこまでスペースが確保できるのかというところにつきましては、なかなか課題も多いところかと思いますが、先ほど来御指摘いただいておりますとおり、職員含め、そういったアシスタントの方も含めての連携というのは、非常に重要な視点であるというふうに考えてございますので、可能な限り、ソフト・ハード両面でそこら辺の連携が担保できるような形で、設計等についても配慮していきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　ぜひお願いしたいところなんですが、ただ、丸テーブルで先生が来てコミュニケーションを図るだけではなくて、やはり一人一人の支援員含めてが席を持つ、フリースペースでもいいから、その日来たときにはちゃんと座席が、職員に一旦戻ってきて、そこで立ち話のようにできるということが、わざわざ職員室を訪ねるとかそういう状況じゃないことをさらに整えていっていただきたいと思います。

次に、きちっと教員間、そして先生方、支援員を含めて様々な人たちが共通認識を持っていくに当たって、やはり個別指導計画の質を上げていく必要性があると思うんですね。場当たり的というか、誰が読んでも分からない、授業の前には見通しを持たせますとか書かれていても、どんな見通しの持たせ方か、個別に違うわけですよね。個々によって違うわけですし。そしてまた、例えば配慮が必要な、合理的配慮を求めていても、合理的配慮に関して、やるか、やらないかがはっきりしない。そしてまた、合理的配慮するところを、場を見て判断しますと書かれていたりするわけですよ。そうすると、場を見て判断するというのは、そこのそばにいた人が主観で判断するわけですから、そこにばらつきが出てきてしまう。やはりそこのところをしっかりと個別指導計画をつくるに当たっても、そうしたベースですよね、を共通認識を持っていくということが大事だと思うんですが、そのあたりがまだまだ不十分

かなと思うところがありますので、そのあたりの底上げをどのようにして、子どもを囲む大人たちがきちっと共通の認識を持って、その主観で判断をする支援、配慮ではなく、やっていけるようにするのかということが一つ。

それからもう一点、よく職員室というか、中で聞かれる言葉として、あの子は家庭がね、あの子がね、この能力でここにいるのがねというような、子どもや家庭のせいにしている先生たちの会話を聞いてしまうことがあります。でも、やはり、義務教育は、どんな家庭の子どもであっても、この学校に来たら楽しい、安心しているという、安心感が持てる学校にするのが義務教育、特に公立小・中学校では大事な視点だと思うんですけれども、その先生たちがついついあの家庭はねと家庭のせいにしたりとか、子どもの今の能力のところで何かをやるというのは、結局、先生たちが自分たちの指導とかを省みることを放棄しているように私には感じてしまう場面もあるわけです。

ですから、そうしたことを考えたときに、先生たちがそう言わずに済むように、例えばＳＳＷとかがきちっと学校の中に入って、家庭とのコミュニケーションを図る。それも今、週に１回とかではなくて、もっと十分な、先生方が……先生方は教えるということを特化していく。そして、子どもたちに学校の中で安心した環境をつくり上げていくためにはどうしたらいいかというところは、また先生たちだけではなくて、多様な視点、例えば、今はスクールカウンセラーが入っていますが、それ以外にも作業療法士とか理学療法士、ＰＴ、それからＳＴなども含めて、多様な視点で多面的に子どもを捉えてアセスメントをして、その子が安心できる状況をチームでつくり上げていくという環境が非常に重要だと思うんですね。その辺の見解をお伺いできればと思います。

○白石委員長　髙橋教育施策推進担当課長。

○髙橋教育施策推進担当課長　まず、個別指導計画の件ですが、個別指導計画は、どの教員が見ても同じ視点で、どの保護者の方が見ても同じ視点で、その子の指導ができるというものの計画でございますので、個別指導計画につきましては、校長会等を通じて、しっかりと作成していくとともに、教員研修の中で、具体事例を出しながら、先生方がしっかりと活用して作成できるようにしてまいりたいなというふうに思っております。

次に、子どもたちの実態に即して、学校の中で起こっていること、学校の中で実態として起きていることは、しっかりと学校が家庭やその子の状況によらず支援していけるように、チームで子どもたちを見ていけるような体制を今後も取っていきたいなというふうに感じております。

○白石委員長　木内教育センター所長。

○木内教育センター所長　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、それから御指摘ありました療育指導派遣等に当たっている専門職ですけれども、現状としては、終日学校のほうに５日間配置という形は取っておりませんけれども、常々、学校にいる際には、巡回をしながら、担当の先生であったり、それから管理職と情報共有することはもちろん、校内で行われます会議等については、その配置日でないときに行われる場合には、日程を調整して必ず会議のほうには参加するような対応を取っております。

また、いないときに何か緊急の対応が必要なときには、教育センターが核となりまして、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携を取りまして、学校に情報共有するなどの対応も行っております。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　個別指導計画のほう、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、今のセンターのほうからの専門職の話なんですが、御尽力いただいているのは分かります。他自治体よりは、はるかに入れているというのも知っております。それでも、文京区は不登校も増えていく、様々な課題を抱えていくということは、結局、それでは足りないということなんですよね。

先生たちも、非常に、日々子どもへの指導、どういうふうに配慮したらいいのか、支援したらいいのか、子どもに対して何を、この子の困り感はなんだろうかというアセスメントですよね、見立て自体にも困っているわけです。そうした先生たちを孤独にしないためには、今の状況から何をアップデートしなくちゃいけないかといったら、やはり、たまに行く、そして、あったときには巡回しますよではなくて、先生が困ったときに声をかけてすぐに来てもらう、また子ども自身がその専門職たちと日々一緒にいることによって信頼関係をつないで、不安があったりとか相談があったとき、うれしいことがあったとき、ああ、これがこういうふうにするとうまくいくんだよという情報も、やはり子どもの手だてを考えていくときには非常に重要なことですので、そこにいるということが非常に重要になってきます。

なので、そうしたことをやはり文京区として、様々な支援員を入れていくだけではなくて、専門職を常駐させていくということで、チーム学校がもっともっとしっかりと、先生方がチーム学校を実感できるような形をしていっていただきたいと思うんですが、今後に向けての見解をお伺いしたいと思います。

○白石委員長　木内教育センター所長。

○木内教育センター所長　連携につきましては、必ずその日にいなければ連携ができないということではないと思っております。ただ、委員がおっしゃるとおり、どういう形かで連携を強化していくということは、今後におきましても重要な課題と考えておりますので、考えてまいりたいと思います。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　できないわけではないけど、それが完全かどうかといったときに、やはり常にいたほうがいいわけですよね。文京区が本当にお金をあれするのであれば、投入していただいて、そして様々な人材を学校に投資していただくところに、やはりそこの見立てというところが一番重要なんですよね。見立てがしっかりして、そして先生たちとともにその子に対しての個々に応じた状況、それから学級に対してもそうですが、安心感が持てるようにするためには、非常に必要な人材なので、今はうまくいっているかもしれないけど、結果とすると、そうではない、うまくいってない部分もあることに対して、さらなる御尽力いただけることをお願いして、終わりにいたします。

○白石委員長　では、浅田委員。

○浅田委員　全ての子ども、どの子も文京区の学校で笑顔で学べる教育環境をぜひつくっていただきたいという方向性は、私も海津さんも同じだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それで、次の46番なんですが、民間学童クラブの物価高騰対策についてです。

こういうことをやっていただいているということは、本当に感謝いたします。その上で、やっぱり透明性というのは問われてくると思います。それで、電気料金の補助等なんですが、補助するに当たっての基準となるものですね、だから、先ほどもいろんな、私、建築関係の質問しましたけれども、やっぱり基準があって、それはどういう根拠に基づくものなのかというのがあって、きちっと補助していただくというのは、私は大切だと思いますので、これをお伺いしたいということです。ちょっと質問を幾つかやっていきますね。12時までね。

○白石委員長　今、質問したんでしょう。

○浅田委員　では、はい、どうぞ。

○白石委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　今回の物価高騰の部分に関しましてですが、区内の育成室８か所の電気料金を、令和３年から比較しまして、金額が上がったものを計算したところ、１キロワット当たり4.4円という形の単価として積算したものになります。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ありがとうございます。

○白石委員長　浅田委員、もう12時になりますので、１回休憩を取って、午後からまた御質疑をお願いしたいと思います。

○浅田委員　はい。

○白石委員長　12時になりますので、一旦休憩を取らせていただいて、１時より再開いたします。

午前　１１時５９分　休憩

午後　　０時５９分　再開

○白石委員長　それでは、総務区民委員会を再開させていただきたいと思います。

休憩前に引き続き、61ページの児童課所管のところで、浅田委員。

○浅田委員　もう最後です。資料の47番の学童クラブ等職員宿舎借上げ支援事業というところです。

これも質問の趣旨は同じなんですけれども、職員用宿舎借上費用の補助に要する経費という、これも本当にやっていただいてありがたいというふうに思っているんです。ただ、根拠ですよね、補助の根拠、それから、それが実際にその職員の雇用につながるような使われ方をしているのかという、その点についての御質問です。

○白石委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　今回の補助、この部分になりますけれども、学童クラブ職員の確保、それから定着を図るために、事業者が用意した借り上げ住宅の家賃、それからあと、共益費等の賃料について、１戸当たり月額最大８万2,000円とさせていただき、そのうち８分の１を事業者が負担することを条件に、残りを都と区が負担するというようなスキームになっております。

こちらのスキームですけれども、こちらのほうですが、都の学童クラブ従事職員宿舎借り上げ支援事業実施要綱という形で、今年度からスタートしている事業になりまして、内容としましては、区内民間保育園で行っております保育従事職員宿舎借り上げ支援事業とほぼ同じ事業規模となっております。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　ちょっと細かいことになっちゃうんですけれども、各法人さんが用意した宿舎、借り上げた宿舎なんですけれども、それにしても、例えば文京区でそれを借りるのと、ずっ

と関東の奥のほうに借りているところでは、やっぱり費用が随分違うんじゃないかなというふうに思うんですよ。これは実は、高齢者の外国人の方を雇用していて、そういう例があっての関連しての質問なんですけど、ちょっとその辺で、私は、やっぱりきちっと職員の方が働いていただくという、それが最大の目的なんですね。ですから、非常に高い家賃のところでやっているのと、比較的安いところを借り上げているのと、やっぱり違いはあると思うんですけど、できればそういうことも考慮しながら、やはりそこに働く人を、きちっとこの文京区の学童保育で働いていただきたいという、そういう観点から支援をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　今回の家賃補助の部分ですけれども、事業者と、それからアパート等の貸主との契約書と、それからその対象となる職員の住民票、両方とも、契約書と住民票を必ず提出させることで、確実に従業員への補助が伝わるようなスキームを組んでいるところになります。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　はい、分かりました。では、ぜひ、これ継続して、充実した学童保育というものをつくっていただきたいというふうに思います。

　で、ＧＰＳに関しては、後の報告事項で私、やりますから、今やったほうがいいのかな。いや、後でしっかりやらせていただきます。

　以上です。

○白石委員長　ありがとうございました。

　続きまして、御質疑のある方、いらっしゃいますか。

　海津委員。

○海津委員　では、私のほうから、幾つか御質問させていただきます。

　まず１点目は、保育園の閉園に伴う補助金が精算されている、主要事項からすると26番になります。計上されています。ここで質問させていただきたいんですが、私立園の閉園の補助金が返還される一方で、区は、区立幼稚園の認定こども園化を進めています。区内の教育や保育は、区立だけじゃなくて、私立認可保育園、幼稚園も含めて担ってきましたよね。今後の整備は、これからの園を含めて、地域全体で考える必要があると思っています。まず、地域別や、年齢別の子どもの人数や、利用希望者、既存園の定員の空き状況から、区立認定こども園をさらに整備する必要性をどのように判断したのかというところをもう一度お伺い

したいと思っています。

で、園庭を備え、給食時間や長時間の保育も利用できる区立園が増えれば、私立幼稚園や園庭のない私立保育園、利用希望が移ることも考えられるわけですよね。私立幼稚園、私立保育園の園児募集や経営、さらに存続園の影響を区はどのように検証して今いるのかと。やはりこれがこのまま続けば、認可保育園の補助金をまた閉園に伴って返還していくということも続くと思うので、続くと思うというか、続く可能性は否めないと思いますので、そのあたりを御答弁いただきたいと思います。

○白石委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　認定こども園の件でございますけれども、こちら、平成28年に開園に向けた検討委員会を設けまして、認定こども園、どのようにつくっていくかといったところを検討したところでございます。その中で、１歳から５歳までの子どもたちを預かって、一貫して教育・保育といったその両面の効果がある認定こども園といったところを、今後、各幼稚園の改築に合わせて検討していこうというふうに取り決めたところでございます。具体的には、またその後、令和５年に、運営委員会のほうで、どのような内容で開いていくかといったところを検討してきたところでございます。

質の高い教育・保育といったところを提供できる園といったところもございますので、今後、幼稚園の改築に当たっては、検討を進めていこうというふうに取り決めて、これまでも進めてきたところでございます。

○白石委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　区立保育園の認定こども園化に伴う、その他のカテゴリーへの影響についてでございますけれども、例えば明化幼稚園が認定こども園化、来年度されますけれども、それに伴いまして、一番近い区立保育園、千石保育園がございます。この千石保育園というのは、区立の保育園の中で一番子どもの数が多い園ということです。特に３歳、４歳、５歳の数も多いということでございますけれども、認定こども園化、明化幼稚園がされますと、３歳以上のお子様がそちらに流れていく傾向はあるだろうと思っております。

こういったトレンドを踏まえまして、例えば区立保育園の定員の見直しですとか、それに伴って私立幼稚園にも、３歳以上の方が多く入園される流れができるというようなこともあるかなと思っております。

区といたしましては、公立、私立、幼稚園、保育園、認定こども園、様々な教育・保育のメニューを提供することで、それぞれの家庭の選択肢を増やすということで、ニーズを満た

していくということを、大きな方向性として持っているところでございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　もちろん平成26年、７年かに、認定こども園化についての協議、検討結果が出ていることももちろん承知しています。でも、あれからもう何年もたっているわけですよね。やはり環境も変わってきているわけですし、それをベースに整えること自体がどうなのかなというふうにも思います。やはり人口に関しても、年少人口に関しても、区としてもその見通しを修正してきているわけですから、そこのあたりはどうなのかなというふうに思います。子どもにとってよい環境を整えるのは大切です。でも、私立園に通う子どもも同じですよね。私立保育園の環境改善を支援する方法と、それから私立幼稚園の預かり保育や充実ということ、それこそ私立幼稚園自体が認定こども園への移行、区立園を認定こども園に整備する方法についてと、そうした支援をしていく効果と費用の検証を行ったことがあるんでしょうか、お聞かせ……。

○白石委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　今、委員から御指摘いただいたような効果の検証というところまでには至っておりませんけれども、ちょっと繰り返しの御答弁になりますが、区としては、私立、公立、幼稚園、保育園、認定こども園、どれが特別に大事というスタンスではまずないということでございます。例えば私立幼稚園の例でいいますと、今年度、保護者の方の負担金ですとか入園のときの補助金を増額して、一定、入園の流れをつくっていたりですとか、あとは、私立幼稚園連合会様から御要望いただいていて、園の運営に係るところの補助金の増額等に区としては検討を始めたところでございます。

ですので、認定こども園化によって、私立幼稚園、あと私立保育園ともに、運営が厳しくなるというような状況を決してつくるという流れはございませんので、バランスを取りながら進めていきたいと思っているところでございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　もちろん、官民圧迫するつもりはないということは承知しております。でも、それが結果として、そういう結果になる可能性は否めないということは御指摘しておきたいと思いますし、区立園を増やすこと自体を目的とするのではなくて、区内の子ども全体の教育・保育環境をよくするという環境から、今ある私立幼稚園、そして私立認可保育園の存続希望があるんだったら、存続も含めて、どのように区立認可保育園、幼稚園も含めてやっていくのかということを、検証をお願いしたいと思います。

次に、主要事項調書だったら６番の外部監査の経費について、お伺いしていきたいと思います。

まずは、個別外部監査の経費は、およそ1,400万かかりました。今回の監査では、園庭地下にある順天堂の体育館について、使用するための権限が設定されておらず、違法な状態であるというふうに認定されています。

一方、お金については、園庭部分に相当する貸付料を徴収してないことは、違法、不当ではなく、区について、区に財産の管理を怠る事実は認められないと結論づけています。このあたりから、契約上の話としてお伺いしていきたいと思います。

今回の鑑定は、園庭を除いた土地を対象としています。不動産鑑定評価書を、情報公開で手に入れました。今回の鑑定は、園庭を除いた土地を対象としています。また、監査報告書は、地下体育館の床面積が順天堂の使用割合に含まれているため、使用対価を既に貸付料に反映されていると説明しているんですよね。

でも、床面積の割合に体育館を含めることと、貸付対象から外した園庭の地下を価値まで評価することは同じなんでしょうか。不動産評価書は、区の計算シートの割合を採用した場合の金額を示しています。その割合の妥当性や園庭地下の使用価値まで検討したのか、区は確認しているのでしょうか。

また、不動産評価書は、普通財産を時価より安く貸せる条例を、現在の賃料を認める理由の一つに掲げています。でも、御存じのとおり、釈迦に説法ですが、園庭は行政財産です。この条例が園庭地下の使用対価まで十分だと判断する根拠になるのか、区は監査人に確認したのでしょうか。まず、この２点、お伺いしたいと思います。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　ただいま海津委員からの御質問に内容ですけれども、そちらの不動産鑑定書につきましては、個別外部監査人が監査に必要と判断をした上で、不動産鑑定士に依頼をして、監査人に提出された資料であります。この資料の内容の是非や妥当性等について、区が判断しているものではなく、あくまでも監査人が監査に必要なものとして聴取し、監査の報告書の中でそれについての評価をして、監査につながっているものというふうに考えます。

ですので、ただいま御質問いただいた内容について、答えられる内容については、この場ではないというふうに御理解いただけるとありがたいです。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　もちろんです。私はそれを聞いているわけじゃないんですね。区は、監査人の判断そのものを区に説明してほしいと聞いているわけじゃないんです。およそ1,400万支出して受け取った監査報告書において、園庭地下の使用価値まで評価されているのか、区自身が確認したのかという、ここの確認ですよね。私にすると、え、評価できるのでしょ、分からないんですよ、ここが本当に評価しているのかどうかがはっきりと分からない文章になっているので、確認したんですかということを聞いている。確認はしていないということですよね、今の御答弁からすると。では、その理解でいいです。分かり……。

　では次に、御質問させていただきます。先ほど、委員、申し上げましたが……あ、それでもう一つ、普通財産を時価より安く貸し付ける条件を、条例があるからといったけど、今、園庭は行政財産なんですよね。そこについて、この条例が園庭の地下の使用対価まで十分だと判断する根拠になるか、区は監査人に確認したのかということは、いかがでしょうか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　何度も申し上げますが、監査人が報告をする相手は監査委員であって、区ではありません。ですので、区に監査人に対して確認したのか確認すること自体したが、そもそもできないことを聞かれても、答えようがないというふうに御理解ください。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　ただし、やはりこれは区のお金なんですよね。区で出したものなので、区がちゃんと理解ができるものである必要性はあると思うので、してないというんだったらいいんです。してないで分かりましたというところで、分かりました。

　引き続き、お伺いしたいのが、建物の規模が制限されることによる減額について、区は45％減額しているんですけど、鑑定士は30％と査定しているんですね。もともと45％の根拠は何ですかというふうに情報公開を取ると、その情報公開は、そうした記録はありませんというふうに、残っていませんというふうに情報公開が出てきているんですね。監査報告書は、法定上限の容積率を使えば、減額率が近くなると説明しているんですが、法定上限まで建てられると仮定すれば、およそ43％の減額となり、区の45％に近くなると。

　ところが、不動産評価書では、その直後に書いてあるのは、土地の形や斜線制限、それから住みやすさを考えると、共同住宅では上限いっぱいまで建てるには難しいと説明しているんですね。だからこそ、鑑定では、別の規模、建物規模を想定して、30％の減額を採用しているんです。鑑定士が実際の評価で採用しなかった想定を、なぜ区の45％減額を認める根拠にできるのでしょうか。評価書に書かれた、この保留も含めて、区は判断の根拠を確認しま

したかと聞いても、確認しませんというお答えになるんだとは思うんですが、でも……。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　ただいま海津委員が質問されているのは、個別外部監査人に提出された不動産鑑定評価書においての49ページのものかというふうに思いますけれども、こちらで言っているのは、あくまでも計算シートの数字に近似することになることに対するただし書の中で書かれているものであって、その区が設定している減額の割合については、既に鑑定士としては判断が意見として述べられている内容です。ですので、ここの内容のただし書について、区の確認、その他について、今、御質問されても、何度も同じことになりますが、御答弁する内容はございませんので、御理解ください。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　確認されていないということが理解できましたので、分かりました。

さらに、これも続きますが、評価書は、区の計算では減額を反映する段階が異なることを説明して、比較する条件をそろえて計算し直しているんですよね。その結果、区の月額賃料は、評定評価額よりおよそ15％安いと明記しているんです。順天堂の持分を考慮した月額支払料で比べると、鑑定額は258万、区の設定額は約219万で、およそ月々39万円、年間ではおよそ470万円の差額になるんですね。その上で、評価書は、極端に低廉なわけではない、極端に安い価格じゃないですよと言っていて、で、監査報告書もこれを不当ではないと判断する理由にしているんです。でも、年間約470万というのは、なぜ許容できるのかなとシンプルに思うんですよね。極端に低廉ではないと判断する具体的な基準と、この差を認める理由を区は確認したのかなと。区の財政的にいって、400、約、およそ700万、500万近いお金が本当に低廉ではないという、区の公益性ある事業の中で、そういうふうに言えるものなのかなと思うと、区として、現在の貸付料を適正と判断する根拠というか、その辺も、それは監査人がやったことなので、お答えする、確認する立場にはありませんということになるのか。ちょっともう一度御説明いた……。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　ただいま委員の御質問にあるのは、何度も申し上げますけれども、不動産鑑定評価書の46ページからのその他付記意見の中で、鑑定評価額と比べ、文京区が設定した賃料額は極端に低廉なわけではないことが判明した。以下説明する中の、目次だけ申し上げますが、土地の価格について、それから期待利回りについて、それから基礎価格を更地価格とすべきか底地価格とすべきかについて、それから契約原価率について、それから本件設

定地代が客観的に合理性を有するといえるかどうかについてを踏まえて、不動産鑑定士がその業の責任において、合理的である、低廉ではないというふうに判断をしている内容です。何度も申し上げますが、これは区に提出されているものではなくて、あくまでも個別外部監査人に対して提出されているものですから、区が直接確認するものではありませんし、今、質問されても、それに対して答弁できる内容はございません。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　要は、区はこれらの点について、説明を受けて監査報告書の根拠を確認したわけではないということは分かりました。監査人に出されたものであって、区としては確認してないと。確認してないのであれば、結論を支える重要な根拠が分からないまま、何をもっておよそ1,400万の公費に見合う監査であったと評価しているのでしょうかというのを、今度は契約管財にお伺いしたいと思います。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず、今回の個別外部監査、契約という意味では、実際に外部監査を委託して、委託業務が適切に履行され、その結果が最終的に区の監査結果報告ということで提出されているものですので、今回のこの包括外部監査契約の、これ委託としては、必要な履行がなされているものと考えております。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　お考えはお伺いいたしました。

では次に、併せて個別外部監査についてなんですけれども、要は、外部の専門家に区自身の財務会計行為を監査してもらう制度ですから、監査人だけじゃなくて、補助人についても文京区との関係を確認し、独立性、公平性を担保することが重要だと思っています。そこの観点でお伺いしてまいります。

監査事務局に情報公開をかけたところ、今回、請け負った外部監査人に対して、それから補助人について、当該事案に係る関係者との利害関係では確認をされているんですね。これに対して、監査人のほうから、元町ウェルネスパークとの利害関係人はいないとの回答がされています。ところが、外部監査人が提出した報告書の冒頭には、個別外部監査人及び同補助者は、いずれも文京区と利害関係を有していないと書いてあるんですね。ここを確認していきたいと思います。元町ウェルネスパークとの利害関係がないという確認と、文京区との利害関係がないという確認は、まず同じものなのでしょうかということを契約上教えていただきたいと思います。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　まず、地方自治法の中で、外部監査契約を締結できる者としての規定がございます。この中で書かれているのが、当該普通公共団体に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人及び清算人は、契約ができないというふうにされていますが、今、おっしゃっている内容のことでいえば、そういった関係は、このウェルネスパークに限らず、今回の監査人及び同補助者はその関係にはないというふうに認識してございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　そこの御答弁を踏まえて、では具体的にお伺いしたいと思います。

今回の個別外部監査人の補助者の１人である清水将博弁護士は、文京区スポーツ協会の常任理事でいらっしゃるんですね。協会の規約では、常任理事は、常任理事会を構成し、常務を議決する立場とされているわけです。しかも、現在のスポーツ協会役員名簿では、清水将博弁護士は、なぎなた連盟選出の、今申し上げた常務理事です。同じ役員には、成澤区長が名誉会長、アカデミー推進部長が顧問、スポーツ振興課長が相談役として掲載されているんですよね。また、なぎなた連盟の会長は白石英行議員でいらっしゃいます。

そうしたことを含めて、そこでお伺いさせていただきたいのが、単なる名誉職じゃないんですよね、常任理事というのは。で、常任理事会を構成し、常務を議決する立場、常任理事会は、理事会から付託された事項や協会の常務事項を審議する立場で、また、令和８年度の協会の予算案を見ると、文京区からの収入として、委託金がおよそ889万円、それから補助金がおよそ700万、合わせて1,500万、1,600万近くは計上されているわけです。つまり、清水弁護士は、文京区から委託金、補助金を受けて事業を行う団体で、意思決定に関わる常務理事を務めていらっしゃるということなんですよね。

そこで、お伺いしたいのは、清水弁護士が、区長が名誉会長を務め、区の部長、課長も役員に連ねる文京区スポーツ協会の常任理事であることや、そして、そこのところに委託や、それから補助金を受けている団体のあること。そうしたことは、契約の折に、契約管財として確認したんでしょうか。もし確認したのであれば、誰がどのような基準で、監査の独立性、公平性に影響しないと判断したのか。確認していなかったのであれば、これを確認しないまま何を根拠に、文京区との利害関係はないとする前提で監査を進めることができたのかということをお答えいただきたいと思います。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　まず、冒頭のところですが、補助者の、この人たちをやりたい提起について、監査事務局には提案ありましたけれども、それを庁内に確認する必要がないので、ほかの部局でその補助者を事前に知ることはできませんでしたので、そういった確認が契約管財課にできないことは、まず先に申し述べておきます。

次に、今回の補助者が、文京区の公益団体で活動することと、今回契約した元町ウェルネスパークの個別外部監査人の補助者としての業務に関していえば、弁護士業の中での、先ほど申し上げた自治法の関係、それから弁護士法の関係で、御自身がきちんとその利害関係はないものというふうに整理をした上で、従事されているというふうに理解しておりますので、そういった、今、委員がおっしゃっているような疑念や疑問点については、ないものというふうに認識してございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　私は、直ちにこれが利益相反とかそういうことに関わっているんじゃないかということは申し上げているわけじゃないんです。例えば今、監査事務局長がおっしゃったことが、文京区、これからの、そういうふうな選任をしていくときに、公平公正な独立性ですね、影響しないと判断する基準が、今おっしゃったように、たとえそういうふうな文京区に関わっている団体に関わっていたとしても、１個人として、弁護士としての役割が、で、独立しているんだから、そこは全く問題がないという基準にこれからなっていくんですかね。今のお話を聞いていると、そういうところに所属していて、先ほど冒頭に監査事務局長のほうから御答弁いただいた、それこそ委託されているとか、そういうふうなところは除くみたいな話だったような気がするんですけど、どうも何かころころというか、私にはそういうふうに聞こえてしまう。

そこで、もう一度お伺いします。私は、契約についてお伺いしているので、監査事務局長にお伺いしていませんので、契約として、どうしたことが独立性、それから公平性に影響しないと判断していくのか。例えば今回みたいな場合には、監査事務局長がおっしゃっているように、全くそうしたことの問題にはならない。弁護士として、１個人として、弁護士である以上は、そこはこうした団体に所属しているからといって、問題はないというふうに契約の上でも御判断されることなのか、御答弁いただきたいと……。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　この件については、先ほど監査事務局長が答弁申し上げましたとおり、

特に私のほうが、私の立場で、契約管財課の立場で、何かこちらについて事前に判断するとかそういったこともございませんし、これはあくまでも監査、外部監査における運用でございますので、私のほうから申し述べることはございません。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　契約管財課長の答弁に、１点補足させていただきます。

今回の個別外部監査契約に関しては、松尾真誉弁護士１個人と契約をしていて、補助者である人との契約は、それはあくまで付随的な問題でございますので、契約の是非や契約そのものの話ではないというふうに理解していただければと思います。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　区がそういうふうな判断であるんだったら、それもまた問われていくものではないかなというふうに思います。

また、今、契約管財の課長のほうから御答弁いただいた、判断する立場でもない、契約したのは区ですよね、区が判断して契約していて、監査事務局が契約しているわけではない。先ほどの監査事務局長の御答弁からも分かったのは、そうした、要は元町ウェルネスパークとは関係がないといっただけで、文京区とは関係がないとは答弁してない、書いてなかったんですよね。元町とはどうですかということを聞いて、元町とは関係がございません、補助者も含めて全員ですって書いてきているんですよ。でも、そこのところで調べていくと、スポーツ協会の常任理事だったり、でも、そこは判断していなかったではなくて、判断する材料がそろってなかったというふうに考えることはできないんですか。もし同じようなことが起こった場合も、同じ判断をするというふうな区の契約の在り方でよろしいんでしょうか。御答弁いただければと思います。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　何度も申し上げますが、個別外部監査人の個別外部監査契約は、個別外部監査人１弁護士と契約をしたものであり、その弁護士が選任した補助者についての適否についての議論であれば、その補助者についての適否について、契約管財課は関与していないというふうに私は申し上げているところです。

なお、先ほども申し上げたとおりですが、補助者がたとえ文京区の公益団体に関与し、そこの常任理事であることをもって、何やら委員はそこに疑念をお持ちのようですけれども、先ほどの御答弁とか御質問の中では、利害相反ではない、利益相反ではないけれども、そこに何をどのように、今、委員が御疑問になっていらっしゃるのか、もう少し明確に根拠も含

めてお示しいただかないと、お答えのしようがないような気がするんですが。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　区の財産を、区から税金を投入している事業です。そこのところには、監査人、それから補助者４名というふうに明確にされているわけですよね。そこのところに対して、どういうふうな選定をして、区が当然やっていくかというのは、議員の立場からすれば、チェックをしていく必要がある。私は手続論を言っているんです。利益相反どうのこうの、の前に、私はそこを言っているわけではありません。手続として、ちゃんとしたこうしたものが公平、独立ですよということを、誰に聞かれても、それが言える段階なのかということです。それが、今お伺いしていると、結局、そうしたスポーツ協会に関して知らなかったわけですよね、この区の中では。それも確認していなかった。確認していなかったという事実は、これからそこのところに対して、きちっとこれから検証したりとか、今後、そうしたことに対して、より丁寧な調査をかけていくと、そうしたことが重要なんじゃないかと思うから、私は手続として確認をしているんです。

ですから、先ほど申し上げたように、判断していなかったではなくて、情報公開でもそうしたあれを……情報公開どういうふうな判断をしたのかって、そういうふうな書類はありませんということなので、そこは確認しているところですけれども、判断するだけの材料をそろえていなかったということが正しいんじゃないかと思うんです。やはり契約する上では、そうした情報というのは、誰が見ても、独立性、公平性、その上で、でも、しかしながら、ここには独立性、公平性があるので契約をしますというふうなことが必要だと思っていますが、何もなかったところで、後づけのように、先ほどから言われていることに関すると、やはり納得感が薄いと思うんですが、契約としての面でお答えを、契約管財課長にお願いしたいと思います。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　今回の包括外部監査の契約に関しては、契約管財課と実際の事務を所管する総務課で連携しながら対応してきたところでございますけれども、先ほど監査事務局長の答弁にもありましたとおり、あくまでも我々は、この包括外部監査人の松尾弁護士と契約を結び、その中で松尾弁護士のほうで、監査の枠組みの中で、先ほど御答弁ありましたように、地方自治法の解釈の範囲内でしかるべき補助者と協力しながらこの成果物を出して、受託者としての業務を行ったものと捉えておりますので、契約事務としては、これについては適切に行われたと考えております。

○白石委員長　海津委員、御理解いただけましたか。

○海津委員　いや、もう一度、今の御答弁で大事なこととして、地方自治法で、上からして、今の清水弁護士のいろいろ様々あるわけですよね、常務理事でいらっしゃるというところ、そうしたことが初めから分かっていたときにも、全く問題がないという理解でよろしいということですか。この照らし合わせたときに、この委託金も出ている、補助金も出ているところのそこの執行に関わっている人が、情報が初めから入ったときに、地方自治法の、今、枠組みの中に照らしたときに、判断として、全く問題がないというふうに文京区は今も思っていらっしゃるということでよろしいんですか。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　この外部監査を通じた監査につきましては、先ほど監査事務局長から答弁がありましたとおり、適正に行われているものでございますので、それに係る契約としても妥当なものというふうに認識しております。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　分かりましたじゃないですけど、でも、この監査につきましてはというのはおかしいと思うんですよね。公金を出すわけですから、そこのところに、先ほど課長のほうからも出ていました、地方自治法の枠組みの中でその選定をする、契約をするという人物が、それに正しかった、公平性、独立性に見合ったものだったのかということを考えていかなければならないはずなので、そこが今、不明朗なところではございますが、これはここで終わりにします。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　何度も同じことを申し上げて申し訳ありませんが、海津委員が若干誤解されているようなので、ちょっともう一回だけ答弁させてほしいんですけど、個別外部監査契約は、あくまでも松尾真誉弁護士１弁護士と契約したものですから、その契約上に何ら疑義はありません。先ほど契約管財課長が申し上げたとおりです。

外部監査人が選任した補助者の方の１人の方が、文京区の公益団体の中での常務理事を担っていたという事実があって、そのことの是非を判断するのであれば、それはあくまでも監査事務局ないしは監査委員の中ですべきことです。

で、この内容については、監査事務局としては、当然に、監査委員協議の前に確認をさせていただいて、利害関係はないというふうにいただいております。法律上、利害関係がない以上、１私人として、１区民として、公益団体として、で、活動することの是非を、業務と

直結して疑うということ自体は、やはり業務としては考えにくいというふうに御理解いただくことが妥当ではないかというふうに思いますので、改めて答弁だけさせていただきます。

以上です。

○白石委員長　海津委員、もう終わりましょう。

○海津委員　まあ、分かりました、分かりましたというか、そういうふうに考えていらっしゃることは分かりました。ただ、監査のところで私が調べた限り、情報公開かけた結局、結局というか、清水弁護士が、なぎなた協会から選出した、文京区スポーツ協会の常務理事であることは知らなかったんですよね、監査事務局は。知らなかったという事実を先に申し上げておきたいと思いますし、それとあと、うちは、住民監査請求をうちの会派でしましたので、そのときにヒアリングをされました。そのときに、もともとが、住民監査請求のときに、監査人がリードして私たちにしゃべるのではなく、清水弁護士が監査人のようにしゃべっていましたので、やはり監査補助人というのは非常に重要な役割を果たすんだなと私は思ったということを申し添えておきたいと思います。

では、次にまいります。次は、この主要のところの15番の医療的ケア児の在宅レスパイト事業について、お伺いします。

医療ケアの子たちに関しても、麻疹の抗体検査のワクチンをするのはいいと思うんですが、この医療的ケアのところで、今、在宅だけではなくて、やはり大事なことというのは、医療的ケアのレスパイトですよね。レスパイトのところで、なぜ順天堂のウェルネスパークにあるのは、いまだに朝10時から５時までというのと、平日のみというふうになっていて、そこはもう問題として出ていると思うんですが、これは今後、やはり変えていくというふうにあるんでしょうか。

昨日か何か、23区、江戸川区、どこだったか、ごめんなさい、ちょっと今、度忘れしましたが、新たに医療的ケア児のレスパイトが開設されます。そこは朝の８時から夜の10時だか８時だったか、非常に長時間です。なので、やはりそこのところが非常に開きがあるということと、この医療的ケア児のレスパイトについて、大事なことですし、文京区としてもすごく認識を持って進めていただいていることも承知しているところですが、肝腎要の、それこそ4,000万も補助金を出しているんですよね、あそこの。補助金4,000万も出すのであれば、別に順天堂じゃなくても、もっと手を挙げて、もっと充実させていく、まして小学校３年生までなんていう、それで１日に２名なんていうのからすると、費用対効果からも全然薄いと思うんですが、そのあたりも含めて、どのようにアップデートされているのか、お伺いした

いと思います。

○白石委員長　矢島福祉部長。

○矢島福祉部長　こちら医療的ケア児の在宅レスパイト事業につきましては、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健康の保持と介護をする同居の保護者等の介護負担の軽減を図ることにより、医療的ケア児とその保護者等の福祉の向上に資することを目的としているものでございます。

受託者とは、継続的に協議を進めており、引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　子育てを、やはり医ケアのお子さんの場合、親御さんが24時間じっくりお休みできることが少なくなったりとか、様々抱えていますので、やはり4,000万を補助金というか、委託として出している以上、そこに見合うことがどういうものなのかということを、やはり家族、保護者とも聞き取りをしながら、それに見合う、順天堂ありきではなくて、委託ですから、どこの事業者でもいいと思いますので、しっかりと公募をかけるなりやっていっていただくお考えがあるのかどうかもお伺いしたいと思います。

○白石委員長　矢島福祉部長。

○矢島福祉部長　先ほど御答弁申し上げたとおりですけれども、現在、受託者とも様々協議を進めているところでございますので、引き続きこの事業を充実させるように努めてまいりたいと考えてございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　ぜひ、区民の一人一人に見合ったところでやっていっていただく、アップデートしていっていただくようにお願いしたいと思います。

最後に、中小企業の企業力向上、９番ですね、そこのところでちょっとお伺いをさせていただきたいんですが、ここは、中小企業に対して補助金というか、そういうふうな助成金をしていくというところなんですけど、要は、力のある職員というか、社員をやはり確保していくというところのためのバックアップだと思うんですけれども、その中で、やっぱり時代からすると、今、様々な企業が福利厚生ですね、そうしたところで、同性パートナーも配偶者として、企業の就業規則を見直す動きというのが盛んになってきているというふうに最近報じられています。性的マイノリティの人も誰もが安心して気持ちよく働ける、そのための制度ですよね。

文京区は、しっかりとその辺は制度を整えて実践しているところです。そうした、誰を愛して、誰と人生を歩むかというのが、職場の扱いによって違ったりとかすると、やはりどんなに優秀な人でも、そこに魅力を感じても、居づらくなっちゃったりするときに、そうした中小企業がそうした就業規則を見直すときに、文京区がもう既に持っている、職員課としてもそうですし、いろんなところとして持っている知恵みたいのを、やはり提供したりとか、こういうふうにしたらできますよとか、もしそこのところにお金が必要だとすると、そうしたところへの補助金を出すとか、様々なことってあると思うんですよね。その辺というのが、本当にトータルに中小企業を支えて、人を長く、愛着を感じて就業していっていただくというところでは大事な視点だと思うんですけど、そのあたりの見解をお伺いできればと思います。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　今、委員のほうから御指摘がございましたが、働きやすい環境づくりという意味でいいますと、今、やはり人手不足が中小企業の中でも非常に大きなテーマとなっていて、就労環境を整えて長く勤めていただく、働きやすい環境でしっかり働いていただくというのが、中小企業はどうしても、人の規模という意味でも小さいところになってくるので、一人一人のことが非常に重要というふうに受け止めております。

人手不足の解消に向けたセミナーみたいなものをやったりしているんですけど、その中でも、やはり人が辞めない会社のつくり方といったところで、ハラスメント等を含めて、あとは多様な人材が働きやすい環境づくりといったところを、就業規則等の改正も含めて、セミナーとしてやっているのと、あとは、やはり横串を通すという意味では、これは女性のところになりますけれども、ダイバーシティと連携して、融資あっせんのところで補助をやっていたりとか、そういうところの取組は継続してやっているところがございますので、今後、より働きやすい環境づくりの促進に、経済課としても支援をしていきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長　では続きまして、山本委員。

○山本委員　まず、調書のほうからですが、番号順で、まず４番の子ども宅食プロジェクトということで、ずっとやられて、いい形で事業がなされていることは承知しております。ある程度寄附が全国から集まるということで、注目もされてはいるんですけれども、この寄附をいただけている方々、もしくは団体とかあると思うんですけれども、その辺というのは、毎年毎年リピーターじゃないですけれども、同じ方がやられる場合もあるのか、それとも毎年

毎年予算を立てるときに、いろいろこの基金に積めるお金をどうしようかということの中で、寄附がどれくらい集まるかで算定をしていると思うんですけれども、大体１回だけの寄附者が多いのか。そこだけちょっと教えていただきたいということです。

○白石委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　区民の方の、全国の方の善意によって、令和７年度は3,200万御寄附を頂いておりますけれども、リピーターに関しましては、企業、個人の方、複数いらっしゃいますが、正確な数字は把握をしておりませんけれども、一定数リピーターの方もいらっしゃる状況でございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　それで、結構、文京区内の町場で子ども食堂をオリジナルでやられているところがありますが、私の地域のほうでは、長いこと続いていたんですが、もうなかなかやっていくのも厳しいということで、社協のほうからの御支援もいただいたりとあるんですけれども、その辺の子ども宅食に入ったお金の基金を何か別の形で、ほかのところにお金をつけてあげるということは、制度上難しいんですかね、社協にちょっと出すとか、あげるとかというのは。

○白石委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　子ども宅食プロジェクトにつきましては、区内で経済的にお困りの世帯に食料を提供する事業でございまして、その趣旨に賛同いただいた形で御寄附をいただいているものでございます。

子ども食堂の現状も各団体から様々状況は区のほうで把握をしているところではございますが、そちらにつきましては、先ほど委員がお話をされたとおり、社協を通じて必要な補助は行わせていただいているところでございますので、先ほどの委員の御提案については、区のほうとしては対応はできない状況でございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございます。

次に、６番の外部監査なんですが、私のほうは、そんな大きな話じゃないんですけど、先ほどの海津委員の話をちょっと耳にしておりましたら、何かあたかもこの補助員の方が妥当な人だったのかなって、公平性担保されていたのかなということで質疑がありましたが、話を聞けば聞くほど、区のほうには何の瑕疵もなかったなということをよく理解しましたので、よかったなというふうに思っております。

この外部監査は、先般、議決案件で、予算も取ってこうやりましたけれども、そもそも制度としてはあったけれども、実態としては実行されなかったということで、今回、立ち上がったということなんですけれども、これ予算もついていまして、補助員の方も含めて、この一千何百万ということなので、それはいいんですけれども、例えばこの案件がしっかりと審議されて、終了した時点で、その時点で、弁護士さんに対するお金の支払いも止まってしまうのか、それとも、これ２年、３年、４年とか、もし案件が難しくてかかる場合は、また予算も取らなきゃいけないのかという、その辺のお金の流れというのだけちょっと教えてもらいたいんです。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　住民監査請求の制度として、住民から監査請求が提出された日を起点として、個別外部監査をしない場合、60日で結論を出すというのが法律のルールです。個別外部監査契約を行う場合、プラス30日足すことができて、90日以内に監査結果を出すというのが法律の規定です。個別外部監査契約は、あくまでも１つの住民監査請求に対して１つの個別外部監査契約ですので、その契約に従って、かつ法律の規定に従って、先日、住民監査の結果をお示しさせていただいておりますので、それを踏まえて、総務課において適切な請求書に基づき、適切に支払いがされれば、これでこの案件については終了ということになって、全てが完了するというふうに御理解いただければと思います。

この元町ウェルネスについて、今後何かあったとしても、今回のこの件の契約とは、今度は別の形になるというふうに御理解いただければと思います。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　お願いいたします。

次に、24番の病児・病後児保育ですけれども、この項目に限らず、今回、補正予算で、いろいろと関係する職員の方に、麻疹抗体検査とかワクチンを接種するということで、予算がついていますけれども、恐らくそういうことだと思うんですけれども、これはあくまでも、強制ではなくて、任意接種ということでよろしいんでしょうか。

○白石委員長　内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長　本事業は、各課からの執行委任に受けまして、幼児保育課で実施している事業でございます。

こちらにつきましては、麻疹の定期予防接種は、１歳と年長児の計２回となっていることから、ワクチン未接種の乳児等感染及び重症化のリスクから守るために、日常的にゼロ歳児

と関わる機会の多い私立認可保育所等の職員に対し、抗体検査及びワクチン接種を実施するものでございまして、乳児と接する機会の多い、他の施設も対象としてございます。こちらの部分につきましては、ワクチンは、基本的には任意接種という形で考えてございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　……いただきました。ありがとうございます。

で、この具体的に今度、新しく５つ目になります、病児・病後児保育の場所が、千石一丁目の交差点の近くに、高齢者あんしん相談センターのビルに入るということでございますけれども、私、ちょっとこの地図をホームページで見ましたら、地図を見たというか、全体図なんですけれども、すぐ近くの白山のほうにも病児・病後児のやっている病院があるということと、あとは、ほかの４つが割と、白山通りから、いちさん地区ですね、本郷地区に多いような気もするんですけれども、この辺の配置のバランスというのは考えながら、あまり地域偏在化しないようにうまく分かれるように努力はされているんだと思うんです。その辺のこの場所になったという経緯と、あと、実際の利用者ニーズはしっかりと確保されて、賄えることができるのかという、地域の偏在性をちょっと教えていただけますか、なぜこうなったか。

○白石委員長　日比谷こども若者支援課長。

○日比谷こども若者支援課長　今回、新たに病児・病後児施設が開設されますが、委員のおっしゃるとおり、今４か所、今回５か所目になりますが、区全体としては、やはり西側のほうに施設が少ないという課題がありました。それで、今回も新たに開設するところにつきましては、西側という位置ではないですけれども、不忍通り沿いに沿って西側の区民の方も利用できやすいんではないかといったような判断もありまして、開設するという運びになりました。今後も、そういった地域偏在の状況、また、各施設の利用者の状況などを見ながら、今後のことは考えていきたいというふうに考えております。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございます。御努力をお願いしたいと思います。

次に、36番の公園再整備なんですが、神明公園のことだというふうには思うんですけれども、まず、ちょっとこれ事前にお伺いすればよかったんですけど、支払い方法の変更がされたということなんですが、支払い方法、よく、お金がどうしても下請業者に支払えないので、何とか年をまたぐ前に１回中間でお金を頂けないかなというようなお話も聞いたりはすることあるんですけど、大体、工事は着工前、で、真ん中で、終わりでという３段階だと思いま

す。この支払い方法が変更になったという、具体的にどうなったのか、それが何で変更になったことによって単純に増額しちゃったのかなというところ、間違えていたらあれなんですけど、ちょっと分かりやすく教えいただければ。

○白石委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　今回、補正で出ております支払い方法の変更のところでございますけれども、こちら昨年度の末頃に契約しました大塚仲町公園の金額となってございますけれども、もともと昨年度契約した当初に、工事の前払金ということで、工事金額の約４割を支払う予定であったところであるんですけれども、工事業者のほうから、前払金が不要ということでの申出がございましたので、今年度、昨年度払う予定だった前払金を含めて、完了払いのときに支払うということでの変更となってございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　相手側の事情ということで、分かりました、理解しました。

　で、このうち、神明公園に戻っちゃうんですけど、不調に終わってなかなか工事が始まらなくて、地域の方もあらどうしたんだろうということで、皆さん心配はしているんですけれども、設計のほうは、これもう全て決まったということでいいんでしょうか。

○白石委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　神明公園の設計につきましては、令和６年度までに意見交換会等を行いまして、そちらのほうは固まっておりますので、そちらの内容で工事のほうは発注する予定でございます。

　一方で、昨年度の入札におきましては、こちらの入札のほうに参加に応じてくれる業者がいなかったというところで、不調というところになってございましたけれども、１つのその要因といたしまして、３億円を超える工事ということで、ＪＶ案件ということになっておったんですけれども、今年度からこちらのＪＶ案件の要件も緩和されまして、今回、そちらが外れますので、そうしたところから、今年度、工事の入札のほうにこれから入っていきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　ＪＶから外れるということになった。分かりました。設計ね、終わっていると思うんですけれども、私も、何度かというか、全部説明会に参加させていただいたんですけれども、今の設計の段階で、それを崩すということじゃないんですけれども、例えば、ちょっと問題にもなった、ゲージの大きさについても、現状維持、あれ以上大きくしたら駄目です

よという声が大きかったものですから、そういう形にはなったんですけれども、中に、サッカーゴールの板を置いたりですとか、いろんなスポーツの方が使えるようにということで、それもそれでよかったと思うんですが、これ面積が大きく、今の状況にならないというところで、高さなんですけれども、たしかすだれ式のネットだったような気がするんですけれども、間違えていたらごめんなさい、ネットの天井を高くしていただけると、またそれもさらに使い勝手がよくなるんですけれども、その高さについてというのは、まだ今後検討される内容として、ものになっていくのか、それとも駄目なんでしょうか。

○白石委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　神明公園の球技場についてでございますけれども、こちらもともと整備の検討に入る際に、地域との意見交換会のときに、この球技場を広げるですとか、そうした提案等もさせていただいたところであるんですけれども、ほかの機能などとの兼ね合いから、最終的には今と同じ範囲で球技場ということで、今回はこちらの球技場に関しては、既存を改良するような形で、整備となっております。その際に、天井の高さ自体は変わらないところであるんですけれども、今、周囲が金網で囲われているところをネットにすることで、音などに対してはこれまでよりも防音対策にはなるものというふうに考えてございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　高さは、公園の公園法によるもので、例えば法律上高くできないとか、工作物だから僕は大丈夫だと思うんですけど、ただ、屋根を高くすればするほど、基礎もしっかりしなきゃいけないから、その分の場所も取らなきゃいけないと思うんですけど、もう一回、ちょっと高さの検討をしていただけないかと思うんですが。

○白石委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　今回、球技場のほうにつきましての、支柱ですとか、そういった枠の部分については、既存の活用というところで、金網の部分だけちょっとネットに替えるというところになりますので、高さの変更のところについては、現状ちょっと困難であるというふうに考えてございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　もう一個だけ、どこの公園も抱えている問題かと思うんですけれども、やっぱり公園の中には、結構、町会・自治会さんの防災倉庫などを置いているのが多いんですけれども、今回、かなり工事期間も長くなりそうなので、大きいから、長くなりそうなんですけど、そういった代替地だとか、そういうのはもう考えていらっしゃると思うんですが、大丈夫で

しょうか。

○白石委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　町会のほうの防災倉庫につきましては、みどり公園課のほうから防災危機管理課のほうにも再整備の予定等については共有させていただきまして、防災危機管理課のほうから町会等に調整していただいているというところでございます。

○白石委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　こちら、防災倉庫の部分につきましては、一定、町会のほうとかと調整はさせていただいて、あとは、それぞれ所管のほうとも調整させていただいた上で、ものというのは、やるような形になっております。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　確認はできたので、よかったです。

次に、今度は予算書のほうなんですけれども、63ページの児童相談所のところで、なかなか難しい話、夏頃ですね、夏前か、セリーグ・パリーグ交流戦が始まる前に、まさかまさかの事件が起きまして、読売ジャイアンツの阿部慎之助さんが辞任をしなくてはいけないという事件が起きまして、それで、私もテレビ、マスコミ等のニュース等でしか存じてはいませんけれども、なかなか、私、個人的にも腑に落ちてこない、何でそういうような状況になってしまったのか。

そのままテレビのことを、聞いたことを言うと、最初に御本人が、お子さんが児童相談所に連絡したと。そうしたら、警察が来ちゃったと。特にうちは優秀な部署のトップに栗山所長もおられまして、実は栗山所長とも個別でちょっとディスカッションさせていただいたんですけれども、警察との連携という意味で、富坂署の隣にすぐあって、うちの場合は。しかも、警察官の人も中に、内部の人間として一緒にやっているということで、児童相談所のこういった問題に限らず、例えばストーカー事件なんかでも、何度も相談していたのに、結局悲しい思いになってしまったですとか、人が生き死にというわけじゃないですけれども、災害状況、天気予報に至っても、台風、大雨といって、大きく被害が起きそうだということで、後でそうでもなかったねというような状況で、なかなか、今のこういった御時世ですから、固め固めという、高め高めというか、何かあったらいけないので、もうすぐ対応しなきゃいけないということもあるんだろうというふうに思いますけれども、そういった今回の阿部前監督さんの状況が、あれは渋谷区だったと思うんですけれども、結構ほかの区でも、児童相談所の人たちは、どうなのかなという、結構悩まれたというか、悩ましい事件が起きた

んだなというふうに思うんですけれども、例えば、あまりこれもあれもというと、非常に難しい答弁というか、客観的なことになってしまうんですけれども、警察との連携というのは、マニュアルとかそういうのがあると思うんですけれども、どのように、どういったときに警察と即連携をするような状況になって、で、中に警察の人が居るので、文京区の場合は、その警察の人を外して、まず所管で相談して、これはやっぱり警察に話をしたほうがいいなということで持っていくのか、それとも最初からどんな情報でも全て警察と共有して、連携して何かの対応をしていくのか。その連携について、ちょっとどんな状況なのか……。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　こちらの安全対策、いわゆる犯罪、もしくは事故、事件等についてですね、まず、所管でないと分からないところがございます。ですので、基本的には、全庁的に何かそういった事件等に巻き込まれることになりましたら、危機管理情報として、安全対策、防災危機管理課に連絡、一報入れていただくようにしております。その上で、所管課、そして警察と、我々安全対策のところに、防災危機管理課に警察派遣がおりますので、警察としかるべき連携、そして全庁的にもしかるべき連携をして、その事件、事故に対して対応しております。

○白石委員長　佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長　児童相談所と警察との連携というところでございます。令和７年度の事業概要でこのたびお示しをさせていただいたところでございますけれども、本区の児童相談所と警察機関とのこの児童通告件数というところでいきますと、１年間で349件というところでございました。特に今、委員おっしゃっていただきました警察機関と、あと、特に児童相談所の中での動きというようなところでございますけれども、まず、この都児相センター、東京都の児童相談センターから区の児童相談所になったというようなところの移り変わりでいきますと、区内４つの警察署のところから、今まで都児相センターから様々な通告、あるいは身柄付き通告といいまして、保護した児童をその身柄とともに児童相談所に連絡、引渡しがあるというようなところも、一つには区児相となったことによります地理的、距離的なアクセスの向上というような部分でありますとか、あと、ソフト面で申しますと、地域の中にある児童相談所、区の児童相談所というようなところで、これまでも要保護児童対策地域協議会等々の連絡会議というようなところでの警察機関との協議というのはあったんですが、特にこの区児相のところでいきますと、警察と児童相談所、両機関によります定例会議というようなところを持っておりまして、今、委員おっしゃっていただきました、個々個

別のケースのところの様々な様態というところはございますけれども、常に正確な情報に基づく連絡調整というところを可能にする、日頃からの関係づくりというようなところを、児童相談所として強化しているところでございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　ありがとうございました。危機管理課長から御答弁があったからそうすると、児童相談所にいる児童相談所の警察の方たちは児童相談所で何か事件やそういうことがあったときには対応するということと、あと、文京区内でもいろんな事故、事件のことに関しては、児童相談所に関わること等に限らず、何でもまず危機管理室に話が来るのか。そこだけちょっともう一回。

○白石委員長　三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長　児童相談所に限らず、全庁的に何か危機管理上ございましたら、こちらの防災危機管理課のほうに御連絡いただきまして、しかるべき部署と警察と連携して対応していくところでございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　昨日の巨人・阪神戦がドローで終わっちゃって、天王山が本当に残念でね、私は巨人ファンでございますものですからね。そういうことで、残念なことだったんですけれども、そういうことで聞いたわけではございません。

最後に、69ページの……。

○白石委員長　山本委員、ちょっと室長が答弁したいらしいので。

○山本委員　あ、室長。はい、お願いします。

○白石委員長　榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長　警察との連携につきましては、やっぱり先ほど安全対策推進課長からもお話がありましたとおり、派遣している警察の職員をキーとして行っているところでございます。文京区には、児童相談所に警察から派遣職員が１名、危機管理、こちらのほうにも１名いるところでございますので、そちらを中心にやっているところでございます。

児童相談に関しましては、緊急性が高いことから、こちらも経由　　しますけれども、まずは児童相談のほうから、地元の警察のほうにダイレクトに話が行くことが多いのが実際のところでございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　室長、ありがとうございます。

最後に、69ページの学校施設快適性向上ということで、下に十中のところでなんですけれども、変電設備の改修工事、これはここじゃないんですけれども、改修工事を順次区内の学校をやられているということは、本当にありがたいというふうに思っているんですが、たまたま十中の校庭に行くことがこの夏ありまして、それはラジオ体操に行きましたんですけれども、大体毎年１回ぐらいその時期に十中さんにお邪魔するんですが、今年の夏の時点で、もうゴムが大分はげちゃって、かなり劣化しているなというのが驚きだったんですけれども、ただ、前も、僕も数年前にも、たしか僕の記憶では、もう二、三回は校庭の張り替えやっているような気もするんですけれども、この辺の校庭の十中の状態の認識はどのようにされているのかと。

あと、そういった改修、計画的にいろんな学校でやられている。例えば九中だったら、三中だったら、グラウンドは土ですから、回りも改修をやっていますけれども、そういった、人工芝じゃないですけど、十中のようなゴムのを張ったクレーコートというんですかね、ああいう改修は頻度がそれは高くなるのとか、あとは、駕籠町の芝生ありましたね、それもやっぱり何回か見ていますけれども、そういった改修計画というのは、計画がありながらも、そのときそのときで緊急性があったときは、前倒しでやってくれるとか、そういうことでよろしいんでしょうか。

○白石委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　まず、十中の状況でございますけれども、委員御指摘のとおり、かなり傷みが激しい状況となってございまして、状況としては、今、2004年に一度改修している、大がかりなものについての対応というのはしていない状況でございます。したがいまして、今後、予算等の御議論でもしていただくことになろうかと思いますが、近々に十中に関しては改修を予定しているところでございます。

改修の頻度でございますけれども、基本的には、やはり学校運営の期間中での工事というものもございまして、なかなか複数校を一度にということが難しい中、１年に１校程度というようなペースが通常でございます。

当然、御指摘のとおりですね、傷みが激しいようなところから優先的に実施してございますので、そこら辺について、何か硬直的にやっているということではございませんで、必要性の高いところから順次対応させていただきたいと考えてございます。

○白石委員長　山本委員。

○山本委員　以上でございますが、ぜひ、現場を見回りされていると思いますので、適宜対処

していただければというふうに思っております。

終わります。

○白石委員長　それでは、金子副委員長。

○金子副委員長　では、まず41ページの財調基金の繰入れ、それから繰越金、それから70ページの積立金について、まとめて聞きたいと思います。

分かりいいほうからいくと、繰越金のほうは、決算剰余金満額になるように、23億円が補正されていて、今年度の場合は、留保金の運用はしてないというふうに聞いております。だから、非常に明瞭だというふうに思うんですけどね。

そうすると、財調基金のこの予算上に書いてある８年度末残高というのは124億円となっているわけであります。先ほどの田中香澄委員の質疑の中で、２月補正の段階で大体不用額で50億から60億ぐらい積み立てているって、たしか答弁されたと思うんだけれども、それは、いわゆる繰入れ抑制というやつのことになると思うんですね。８年度の当初の繰入れ当初額というのは、財調が80億、学校施設基金が76億、区民施設が42億で、約200億円ということで、これは今日の補正予算書にも合計額で206億円になっていますから、大体そういう内訳になっているわけでありますが、今先ほど答弁があった50から60億ぐらい繰入れ抑制になるだろうと言っているのは、今、３つの基金が中心だと思うので、大体どこでそれぐらいの抑制になるというふうに見ているんですか。

これは、いつも年度末の２月補正のときに言っていることなんだけど、繰入金というのは、当初額と、そういう形で年度末に抑制額がありますから、そのことも併せて御説明いただかないと、今の基金の残高が124億円で云々という話に私はならないと思うので、そういう質問をしているわけね。50億から60億の繰入れ抑制の見通しというのは、どういうふうに内訳を見ているんですか。

○白石委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　基金についてのお尋ねになりますが、委員から今、お話がありましたとおり、例年２月補正のときに、積立てとともに抑制を行っているところでございます。令和７年度の実績でいきますと、大体120億程度ぐらいの積立てと抑制というところを行っております。例年、最後の補正をする際に、翌年度の財調基金としてどれくらい確保が必要か、あるいは２月補正でどれくらい工事が縮減したかというところを勘案しまして、抑制額、積立額というところを決めているところでございます。

その中で一番重要なのが、先ほど田中香澄委員のときにも御答弁させていただいたんです

が、財調基金200億円程度のキープというところが非常に重要だと思っております。昨今、そこまで至ってはいないところでございますが、180億程度の財調基金を確保することによりまして、翌年度当初予算編成におきまして、80億の財調基金を取り崩したとしても、残額が100億以上余るといったところになりますので、緊急対応、翌年度以降に不測の事態が生じた場合の緊急対応もできるといったところもございますので、そちらを重視しながら、ほかの施設整備基金におきましても、今後の施設整備需要がございますので、そういったところも鑑みながら積立てを考えているところでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　だから、それは見通しであって、昨年度は、２月補正で繰入れ抑制が60億円で、実際に積み立てたのが60億円だから合計120億円って、あのとき私、確認いたしましたけれども、そういう要素も含めて考えれば、この予算書に書いてある年度末の残高見込みというのは、あくまで見込みであって、少なくとも先ほどの財政課長さんの御答弁でいえば、50から60億円ぐらいの増幅がもう今見込めているということだと思うんですよ。田中香澄委員はそれを受けて、では180億円ぐらいになりますねっておっしゃっていたけれども、それは繰入れ抑制分だけであって、さらに実際に積み立てる部分の歳出も含めれば、さらに増分になることは間違いないというふうに思うんです。先ほどの答弁からすればですよ。

だから、今のこの９月の段階ではっきりしていることは、決算値での517億円という規模の基金が残っていたと。過去形でいいですけれども、そこで、いろんなことを判断するべきだなというふうには思います。続きは、また２月のときにも、機会があれば質疑をしたいと思うんですけれども。

先ほど、その続きで、財政状況をそういうふうに見たときに、今回、幾つかの新しい施策が計上されております。その中で、47ページの安全対策費で、ＧＰＳ機能付き見守り端末の貸与事業ということですよね。予算書に載っかっているやつの中のカメラの分は、4,800万円ということで内訳がたまたま出ている。これ防犯カメラの分だとお聞きして、その見守り端末は6,197万円のほうだということで。こちらは全額、一般財源なわけですね。先ほど詳細な議論がされて、分かりましたけれども、７割の子どもさん対象だというので、簡単に計算すると１万3,000人ぐらいになると思うんですね、対象のお子さんはね。

そうすると、ランニングコストは、単年度で計算すると約１億608万円ということになると思うんですよ。月額の単価が680円ということで、これは事前にお聞きしていますね。そのほかに、イニシャルコストは、単純に１万3,000人で掛けますと8,840万ということになる

と。それ年度をまたいでいますので、その年度またぎは、ちょっと度外視して、この事業というのは、単純にいうと、8,800万円掛けて、その後、それ壊れちゃったらどうするんだという議論がありましたから、それは分かったけどね。ランニングコストは毎年１億600万、かかり続けるという事業なわけですよ。これは、財政課としてはどのように考えたんですか。審議とかいろいろ議論ありましたけれども、予算編成方針の中には、そのコストがずっと続くということについてはどうするんだと。終期も考えるみたいなことが言われているわけですよね。

で、今回、議会の中では、厚生委員会で、シルバーパスの補助の請願があって、あのときに、8,000万ぐらいかかりますというように課長さんが、もしやったらということでね、お答えになって、財政負担が云々と、そういう議論があったわけですけれども、それよりも多い財政負担が、一般財源負担がかかり続ける。このあたりについては、区としてどのように考えて、これは審議ということで御判断されたんですか。

○白石委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　今回の補正予算につきまして、先ほど御答弁申し上げたところと重なりますが、まず補正予算の中で、今回つきましたのが、麻疹抗体検査及びワクチン接種、あるいは物価高騰、そして今回のＧＰＳというところで、いずれも子どもを守るための経費、あるいは事業所を守るための経費というところで、それぞれ必要な経費だということで、財政課の中で判断し、区長査定を経て決定したところでございます。委員御指摘のとおり、今後、経常的な経費というところがかかってくるというところはございます。それを踏まえまして、来年度の予算編成方針の中におきましては、スクラップ・アンド・ビルドの考え方をしっかりと具体的に示したところでございます。

こういった経常的経費を行っていく一方で、やはり経費縮減というところも考えていかなければいけないというところで、事業の有効性、必要性が低下したものだとか、目的が類似したもの、目的が達成したもの、そういったところを全庁の各職員の視点の中でスクラップしながら、財源確保していきながら、適切な財政運営を図ってまいりたいというところで考えてございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　そうすると、今の答弁でいくと、このＧＰＳをやった分、一般財源負担のことを考えると、何かスクラップするものというのは想定されているんですか。

○白石委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　スクラップ・アンド・ビルドにつきましては、なかなか１対１で考えていくのが難しいかなと思っております。今、委員からお話ありましたとおり、今回のＧＰＳの経費部分全てをスクラップ・アンド・ビルドで捻出するというところは難しいと思っております。そういった一定経常的経費の部分については、一般財源の中で考えて、全体の中で考えていくというところが基本ではございますが、一方で、やはりそういったスクラップ・アンド・ビルドというところを全庁的に考えていかないと、やはり経費が膨れ上がってしまうというところも状況としてございますので、そういった視点は、常々、職員に周知しながら、取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　ほかならぬ子どもの安全・安心ということですから、こういうものを始めるときに、何か全庁的にその分何かひねり出しなさいみたいな、そういうことでは私、ないというふうに思うんですね。全額一般財源負担というのはどうなのかというように思いますよ。そういう厚生委員会の請願審議を聞いていれば、むしろシルバーパスなんかも私たちはやるべきだということで、あのとき質疑をさせていただいておりますけれども、今の答弁だと、スクラップ・アンド・ビルドというの、何か１対１で考えるものじゃないと。確かに何千も事業をやっていますから、１対１で考え始めたら、何かカルタ取りみたいになってよく分からなくなっちゃうと思うんですけれども、そういうことじゃないんだと。

　では、一般論でやるほうがもっと厳しいわけでね、やはり必要充足という財政原則の下で、区民にとって必要な、それは子どもであれ、高齢者であれ、今の経済状況の中で、暮らしの状況の中で必要だというニーズはたくさんあるわけですよ。きちっとそういうのは見ていただきたいということ、このことは厳しく指摘をしておきたいというふうに思います。

　次に行きますが、51ページの商工振興費で、融資事業費とかつなぎ融資とか、中東情勢をめぐるということでありました。それで、自治制度のときも、また今日も、経済課長さん御答弁いただいていることでちょっと聞きたいんですが、この区の考え方というのは、文京区は、経営基盤の強化への支援だというふうにおっしゃる。経営基盤というのは、具体的に何を言っているんですか。つまり、今の経済状況というのは、先行きが見えなくて、コロナ禍とは違うということもあのときおっしゃっていた、自治制度のときにね。先行きが見えないというのは、事業をやっていれば、なかなかそれずっと見えないというのがお決まりなんですけれども、その後のコロナ禍とは違うということについても答弁いただきたいんです。私たちは、石沢議員の一般質問で、コロナ禍よりも大変だという声をお示ししました。コロナ

禍とは違うというのは、たしか経済課長さんおっしゃったけれども、違うというのは、コロナ禍より大変だという認識があるんですか。それとも、コロナ禍より簡易な厳しさだということになるんですか。答弁いただきたいと思います。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　まず、経営基盤の強化といったところでございますが、なかなか難しい面もありますが、今、経済課で認識しているところで言うと、やはり大きくは３つかなというふうに思っておりまして、１つは、設備投資によって生産性を向上させていく。企業が生み出す力というのを支援していくという点。もう一つが、人材の育成といったところですね。リスキリングであったりリカレントであったり、そういった形で、労働人口が減っていく中で、今いる職員、今いる人材というのを強化していくという取組。最後のところで、企業としての価格転嫁の力といいますか、中小になってまいりますので、そういったところで知的財産権であったりとか、各種認証取得であったりとか、そういったところを力をつけていく。大きくいうと、この３つが経営基盤の強化といったところで取り組むテーマかなというふうに考えてございます。

２点目の御質問のコロナ禍との違いといいますか、なんですけれども、コロナ禍より楽かどうかという御質問に対しては、物が違うといいますか、コロナ禍の状況とはちょっと異なるかなという認識でございます。コロナ禍より簡単かどうかというよりは、コロナ禍は明確に、例えばですけど、外出ができないとか、様々な感染症のリスクの低減といったテーマがありましたけれども、今の経済状況の困難度というのは、それとはまた違って、資源の不足であったり、物価の高騰であったり、一つの要因というよりは複合的な要因が絡み合っているので、決してコロナ禍より簡単という認識で申し上げているというようなことではないです。

ただ、経済状況の今の状況というところで見てみると、先日の自治制度の中でも少し申し上げましたけれども、連鎖倒産とかの防止、そういった意味で、特定中小企業の認定といったものがあるんですけれども、その不況業種に陥った場合とかに認定して、いろんな制度の補助をしていく、融資あっせん等の補助をしていくという、そういったような認定件数なんか見ると、令和元年とかは116件、令和２年は3,000件を超える認定があったというような状況でした。なので、コロナのときはやはりそれだけ厳しい状況下にあったと。

翻って、令和８年においていうと、８月ぐらいの件数でしか、すみません、記憶にはないんですが、６件程度という形になってございまして、その状況という意味では、やはり少し

違うのかなというふうに認識をしていると。

ただ、先ほど御答弁申し上げたとおり、ではコロナと比べてというよりは、コロナのときよりも様々な要因があるという認識は持ってございますので、経営相談等をしながら、しっかりと伴走支援をしていきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　コロナのときとの違いというのは、コロナというのは、ある意味、新型の新しい感染症だったので、みんな驚いたわけですが、社会全体が、免疫というんですか、抗体というんですか、そういうのを獲得すれば、いつかは終わるというのは、ある程度見えていたわけだと思うんですよ。

だけど、今度の物価高というのは、ウクライナ戦争とかイラン戦争とか非常に人為的なんだけれども、むしろウイルスの悪さより、人間の悪さのほうが、だから、いつ終わるのか分からないということになっているというふうに、この夏、私たちも伺いました。そういう趣旨のことを、事業をやっている方から。見えないんです、とにかく。だから、大変だ、支援が欲しいという話になっていて、融資では違うという声がやはり厳しく私たちにも寄せられている。皆さんにも伝わっていると思いますけれども、ぜひ、給付型の支援というのが必要だというふうに思いますので、その点はお願いをしておきたいというふうに思います。

経営基盤については、中小・零細のところでいえば、設備投資も人材育成も価格転嫁も、それできないですよね、中小・零細だとね、本当に零細のところはね。私も30人ぐらいの事業所でしたけれども、区内ではね。設備投資なんかなかなかできないですよ。コピー機一つ替えるにも大変な負担ということになるわけで、そこへの支援ということよりも、今、高騰している、例えば水道代の基本料金無料というのが終わりましたよね。それから、電気代の価格補填みたいのも、国のは終わりましたよね。電力代も今月上がると。集金はこれからちょっと先ということになると思いますけど、そういう事態になっているので、新たな支援というのが、今の瞬間、新しい形で求められている。

先ほど、昼のニュースでも物価高騰のポイントが２％というのが発表されたり、10月に入って、２万品目に至る物価値上げだというので、年間通じてですけど、これ確定したというようなことで報道になっています。来月になったら、また新しい価格が発表されるということになっていまして、この産業経済費の中小企業支援、ここはさらなる拡充が必要だというふうにお願いをしておきたいというふうに思っております。

次、まとめて聞きますが、ページの番号でいくと、61ページのこどもの権利条例関係経費、

これは子ども委員会で私聞きましたので、その続きのところで聞きますが、随意契約だと、ＧＮＲＣとの契約ですね、これ東大。それで、子ども委員会のときに、随意契約で随意契約ガイドラインの根拠は何かというふうにお聞きしましたら、この東大ＧＮＲＣとの協定がある。それから、こういう業務を行える専門家がここにしかいないと。後者のほうは(17)という番号でしたけれども、随意契約ガイドラインに確かに、ガイドラインに確かに書いてあるわけです。

私は子ども委員会のときに、17のほうは確かにそうだとして、協定を結んでいるということについては、協定のどこを読んでも、これは高齢福祉と介護、医療というのを想定していて、児童の権利擁護というのは、どこにもその文言を読み取れないというふうに申し上げました。そうすると、この随意契約の契約というのは、疑問点がそれこそ出てくるということなんです。その後、もう昨日から業務が始まっていて、皆さんが急いでこういう窓口をつくりたいという思いは分かりますけれども、子ども委員会の後、この随意契約についての妥当性の説明というのは、何かバージョンアップしたということになるんですか。

○白石委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　協定書のほうには、確かに高齢者の看取りまでというふうに取組のところの目的にも記載をしているんですが、再度、この協定に関連する各部に確認をしたところ、この協定の趣旨は、生まれてから高齢者の看取りまでの幅広い世代を対象とするものであるというのを確認したところでございます。

福祉分野ですとか高齢者分野、こういったものに限定したものではないことから、今回の相談窓口の委託先につきましても、子どもの健やかな育ちについて実績のある東京大学ＧＮＲＣの選定は、区としては妥当であるというふうに判断をしたところでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　生まれてから幅広いウェルビーイングって、それ何条に書いてあるんですか。どこに書いてあるんですか。どこにそう読み取れるんですか、その趣旨は。

○白石委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　こちらについては、協定書の第２条の(3)、区民へのと書いてありますので、当然、この区民へのというのは、生まれてから高齢者までの区民の皆様ということになっております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　いや、生まれてからというのは、そこに読み込むんですか。今の条文。

○白石委員長　鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長　先ほども御答弁差し上げましたが、目的のところには、高齢者の看取りまでとありますけれども、この協定の作成には、中心は福祉部ではございましたが、保健衛生部のほうも検討には加わっておりまして、その２部と調整をした結果、言葉としては、生まれてからと入っていませんが、趣旨としては、生まれてから高齢者までという表現ということでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　やはり、そういうふうに読み込めると。それは保健衛生部が関わっていたというのは、保健衛生部だって、赤ちゃんの育成の支援というのもやっていると思いますけれども、当然、高齢者や、むしろ障害を持っている方への支援もやっているわけでね、行政の随意契約についての説明というのは、やはり厳密でなくてはいけないというふうに思うんですね、この間の教訓から考えても。そして、厳密であると同時に、随意契約は極めて限定されているんですよというのは、この間の皆さんの御説明だったというふうに思うんです。

今回、この事業について、そういう説明になったというのは、聞いておきますけれども、やはりその説明を聞くにつけ、随意契約の判断基準ということについては、ゆめゆめその拡大解釈があってはならないというふうに私は思います。そのことについては申し上げておきたいというふうに思います。

次は、65ページのバリアフリーの道づくりのところに、区道870号、日医大つつじ通りですね、これ債務負担の最終年限が令和11年というふうに書いてあります。これはたしか、昨年じゃなくて、以前、当初予算かな、最終年が令和10年というふうに書いてあったというふうに思うんですけれども、１年延びてしまったということになるわけですけれども、進捗のほうは順調に進んでいるということになるんですか。状況をちょっと御説明いただきたい。

○白石委員長　有坂道路課長。

○有坂道路課長　バリアフリーにつきましては、進捗は順調ではあるんですが、こちら起工する際にインフレスライド等によって起工額が上昇してしまったために、議決の時期が２月に延びてしまったんですね。そのため、今年度の工事がほぼできなくなってしまったので、債務負担の期間を１年延ばして11年度までというふうになっております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　長い期間かかっている状況になっておりますので、工事の安全、気をつけていただくことはもっともでありますけれども、11年に向けて、完了目指して頑張っていただ

きたいというふうに思っています。

あと、まとめて、69ページの校園舎維持管理は、543万4,000円ということで、昭和小学校のエレベーター修理の経費というふうに聞いております。これは、５月に雨漏りがして、エレベーターの機械が故障して止まったということであります。現状はどうなっているのか、復旧したのかどうか、完全復旧なのかどうか、御説明いただきたい。

あわせて、この９月は、史上最高ですか、35日間ですか、長い雨が続いて、その中には台風25号もあったわけですが、この９月の長雨によって、新たに雨漏りが発生しているという報告があった学校は、小学校１校、中学校１校ということで、この議会を通じて私たちちょっと確認してきたんですが、その学校はどこなのか。

それから、その新たに雨漏りした学校などについては、雨漏りの原因調査などは、底をついた形で、取り組まれて結果が出ているんでしょうか。状況を伺いたい。

○白石委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　まず、昭和小学校のほうでございますけれども、４月27日に雨漏りが発生しまして、エレベーターのほうが、ピットのほうに浸水して故障したものでございまして、現状といたしましては、ロープの交換まで終えておりまして、人が乗っても大丈夫な状況まで改善しているところでございます。最終的には、スイッチ等基盤の交換等が残ってございますけれども、人が乗れるところまでは修繕が終わっているところでございます。

続きまして、雨漏りのほうの小学校１校、中学校１校のほうでございますけれども、中学校のほうが第六中学校、小学校のほうが汐見小学校になります。第六中学校のほうにつきましては、職員等現地に乗り入れまして、様々可能性のある箇所等を確認に入っているところでございますけれども、まだ原因の特定には至っていないところでございます。

汐見小学校につきましては、外壁改修工事のほうで、工事中にたまさか弱くなってしまっている部分に雨が吹き込んで、そこから雨が入り込んでの雨漏りというようなところで、原因は確認しているところでございまして、その点については、既に改善等を行っているところでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　六中の地下の格技場に向かう廊下のところで床面から、建物の継ぎ目のゴムのパッキングが入っているところから水が染み出しているというこの現象については、六中は、いわゆる築浅ということの校舎なので、原因については、底をついた形で確認をして、やはり避難所になる、現になっているところで、そういうふうになっていると。これはやっ

ぱり一刻も早い原因究明が必要だというふうに思います。要するに、格技場の避難されている方が、避難しているそこに行くのに、水たまりみたいなところをぴちゃぴちゃ乗っかっていかないと避難できないということになっている位置関係の、これは雨漏りというか、染み出した床ですかね、そういう感じのものです。これは早急な対応をお願いしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしますね。

それから、59ページの障害福祉サービスの物価高騰とか、それから介護施設での物価高騰とか、あと子どもの施設、それから公衆浴場でも、下半期分計上ということになっています。これらの単価の議論というのは、先ほど浅田委員が言われていましたので、そこに譲るとして、なぜこれは半期ごとに計上するんですか。

先ほど、経済状況をめぐる議論をほかの委員の方もやられたし、私もしましたが、なかなか先行き見えないと。それから、物価高騰で、何か元に戻るみたいな状況にないんじゃないかというふうに思っているわけです。

半期ごとの計上というのは、なぜこういう形になるのか。それは各所管課がそういうふうにしているのか、そういう統一的な基準で計上しているのか、どちらなんですか。これはやっぱり事業者さんから見れば、予算の示し方としては、年間こうなっていますということでお示しするほうが安心だと思うし、私たちは、介護でも障害でも給付費の、国の公費の縮減という問題があるので、削減というのがあるので、もともと経営安定化のための支援が必要だというふうに言っているぐらいなんだけれども、なぜこういう形になるんでしょうか。

○白石委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　物価高騰の光熱水費関係の経費につきましては、副委員長からお話がありましたとおり、半期ごとの計上を文京区ではしているところでございます。理由といたしましては、電気・水道・ガス等の光熱水費につきましては、経済状況や国の施策によって大きく変動する可能性があること。また、本区におきましては、各所管部におきまして、事業者に対する丁寧なヒアリングを行いまして、実情を聞き取った上で、しっかりと９月補正で予算計上していくというスタンスを取っておりますので、半期ごとで計上しているという考えになります。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　国の施策で、電気代が上がったり下がってみたいことがあるからということのようですが、しかし、経費は電気代だけじゃなくてあるので、やはりそれは、今の状況からしたら、年間通してつけて、足らなかったら補正で足してあげる、こういうやり方が私は

求められている社会経済状況じゃないかなというふうに思います。そのことはお伝えをしておきたいというふうに思います。

47ページの外部監査経費について、伺います。

先ほど海津委員の質疑の中で、この約1,400万弱、1,396万1,000円ですね、この経費で実施がされた外部監査業務についての監査補助者の利害関係の有無について質疑がありました。その際、監査事務局長さんが答弁をされましたけれども、地方自治法の252条の28第３項の12号を引用されて、文京区スポーツ協会の常任理事の方は、利害関係人として補助者になれないということに、それは該当しないんだという御答弁がありました。

しかし、監査事務局長さんの御答弁は、地方自治法の252条の28第３項の12号の一部しか引用をされておりません。先ほど事務局長さんは、無限責任社員とか取締役、執行役、こういう方たちは外部監査契約を締結できないんだという形で示されておりますと。条文の番号は言わなかったけれども、私が今、指摘している条文のところを読まれたと思うんです。

引用されたその後に、このような文言が書かれております。これらに準ずべき者、このことを事務局長さんは読みませんでした。それは、主語はどうなっているかということとの関係でお聞きしたいんですが、当該普通公共団体に対し、請負する者、これらに準ずべき者と、こういうふうにこの部分は読むのが正当であります。

文京区スポーツ連盟は、年間約700万円を超えるぐらいのところの事業補助を文京区長に申請をして事業をやっている団体であります。区民の皆さんのスポーツ振興に寄与していただいております。そのほかにも、各事業費として、ちょっとこれそこまで私、調べ切れてないんだけれども、約1,000万円ほどの委託費があるというふうに承知をしております。

事務局長さんが引用されなかった地方自治法の252条の28第３項の12号の、文京区から請負をする者、これらに準ずべき者に、清水将博弁護士は、文京区スポーツ協会の常任理事なのですから、当たるのではないですか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　引用のときに忘れてしまったことについては、おわびを申し上げます。確かに、引用条文上は、これらに準ずべき者、支配人及び清算人という表現がついております。これらに常任理事が当たるのかという質疑でございますけれども、当たらないものというふうに認識をしてございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　それはなぜですか。先ほどの海津委員との質疑の中では、さらに監査事務局

長さんは、弁護士自身がこの利害関係に当たるかどうかは整理をするんだと、弁護士さん自身の御判断なんだと、このように述べておられました。その根拠も、事務局長さんは述べておられました。それは、弁護士法等々のと、たしかおっしゃっていたと思うんです。弁護士ならば、それにふさわしいプロフェッション、専門性が求められ、それは通常の人よりも、この後やりますけれども、高度の注意義務というのが求められる。

この地方自治法の252条の28の３項の12号についての、自治体から請負をしている者は、外部監査契約を締結できないと。外部監査契約人じゃないですと、補助人はね。先ほどそういう答弁もあったけれども、補助人というのは、外部監査人と同等の公正不偏な態度が求められると。これは、７月24日の臨時議会において、私もそれに触れて質問した経緯があります。補助人は、外部監査人と同等の公正不偏の立場での業務を行う必要があって、したがって地方自治法の252条の28の第３項の12号の、この請負契約、何らかの契約関係があってはいけないんだと。これは当然、補助人にも当てはまることではないですか。今、私の直前に事務局長さん答弁されましたけれども、この条文に当たらないと、清水将博弁護士は当たらないと、そうした理由は何なんですか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　請負という表現があると思いますけれども、今回、いわゆる対象とされている方がスポーツ協会の常任理事に当たっていることは、スポーツ協会の団体の中での意思決定に関わる部分においての関与であって、実際に請負を受けているわけではないというふうに解釈をしているからです。

請負とは何かといえば、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものに限られると解されることが行政実例で示されていることからも、直接にその補助者が請負関係にあったものとは解されないため、対象ではないというふうに判断をしたものです。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　それは、地方自治法のこの規定の極めて限定的な解釈であって、実践的ではないというふうに思いますが、この地方自治法の252条の28の３項の12号というのは、もともと外部監査人の地位というか、外部監査人になれる者というのは、どういう者なのかというのを、地方自治法は詳細に何条にもわたって定めておりますね。これは、特に弁護士でいえば明確になるわけですが、弁護士が資格を持っているということをもって、外部監査人になれるという規定はしておりません。弁護士の資格を有する者とか、公認会計士の資格を有する者とか、資格を有する者という条文になっているんです。

つまり、地方自治法は、資格でなく、外部監査人や補助人につく資格として、そういう立場、公正不偏にその業務を行える、その立場を示している、こういうふうに読むべきだというふうに考えます。考えますというか、私も地方自治法の逐条解説を読みましたけれども、全体としては、そういうふうに捉えるべきだというふうに思うんですが、私が先ほど指摘した、弁護士自身がそれ整理して決めたんだというように事務局長さんは答弁されましたけれども、弁護士さん自身は、清水弁護士ですね、弁護士自身は、この利害関係人に当たる当たらないの、この自治法の最後の12号ということで言っておきますけれども、12号のそれらに準ずるべき者ということについて、何らかの認識を聞いた経緯というのはあるんですか。

それから、請負というのが、請負契約の定義は、先ほど事務局長さん述べられたとおりでありますが、お金を対価としてもらうということでいくと、請負というのは、その内部に委任関係があるというのが通説的な捉え方であって、請負という言葉に限定して、何かそれだけに限定されているんだということには当然ならないわけであります。清水弁護士さん自身は、この12号の最終部分についての、準ずべきということについて、何らかの認識を述べられているか、もしくはお聞き取りした経過というのはあるんですか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　まず、今、副委員長おっしゃっているような、今の地方自治法252条28の１項の１の弁護士の括弧内を御説明したかと思いますが、弁護士登録をしているか、してないかを含めて、弁護士となる資格を有する者というのが、この法律の中で広く解釈するための条文というふうに理解すべきではないかなというふうに、解釈については思います。

次に、今、おっしゃっている清水弁護士についてというより、監査事務局としては、補助者全体に対してですけれども、これらの方々に対して利害関係があるかということについては、事前にメールで確認をした上で、ありませんという回答は頂戴をしています。かつ、報告書においては、先ほど海津委員も報告されていましたが、そういったものはいないという表記をいただいております。

で、実際に、清水弁護士自身は、確かに文京区内の公益団体に所属をしていますけれども、あくまでもそれは業務ではなく、私的な活動の一端であって、そのことそのものが、今、おっしゃっているような疑念には当たらないものというふうに認識してございます。

なお、それぞれの法の解釈等については、副委員長の考え方もあるかと思いますが、監査事務局としては、先ほど言った判断に基づいた形で、今回の個別外部監査については進めたというふうに御理解いただければと思います。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　これは準ずべきものに、私は当たると思いますので、そのことは申し上げておきます。

弁護士さんの今回の業務報告書の７ページ、監査の実施について聞きます。

ここでは、関係人の調査について、その結果が述べられております。関係人、今回、関係人として調査を行ったその対象は、借地料の計算などに恐らくコンサルとして当たったＰｗＣ、それから本件相手方の順天堂であります。まず、この関係人の調査というのは、私はとても大事な調査だというふうに思います。なぜならば、監査の対象というのは、よく事務局長さんおっしゃるように、財務会計上の行為が監査の対象なんだということでありますね。それは今回の場合でいえば、土地の賃料なわけであります。で、賃料を決めるのは賃貸借契約であって、賃貸借契約というのは、双務契約なのだから、契約の一方の当事者について、幾ら監査しても一面的だというふうに言わざるを得ないわけであります。だから、極めて、この関係人に対する調査というのは、重要だというふうに思いますけれども、これは監査事務局長さん、お認めになりますね。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　まず、委託をさせていただいた監査人が関係人として、ここで副委員長おっしゃるＰｗＣであるとか、順天堂を挙げて調査の対象として調査依頼をかけていることについては、妥当な判断であったし、そのことについては重要な一つの行為だったというふうに認識してございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　重要で妥当だと、私も思います。ところが、この報告書には、これら関係人について、その２者ですね、２者について、本監査期間中に回答が得られなかったと、こういう結論が書かれております。ＰｗＣと順天堂について、ではどのように調査を行ったのか、具体的にお示しいただきたいのですが、ＰｗＣには、アドバイザリー業務に関する資料の提出を求めています。順天堂には、本件施設、土地について関与する範囲で資料の提出を求めております。それぞれ外部監査人がそれを要請したのはいつなのか、日付を示していただきたい。それから、資料提出期限は設定をしたのか。設定した場合には、その日付を示していただきたい。外部監査人の業務終了日の１日前である８月20日までに、これ届いてなかったわけですから、順天堂にもＰｗＣにも督促をしたのか、外部監査人は。それをそれぞれお示しいただきたいと思います。

○白石委員長　ちょっと待ってください。３時になりますので、答弁は休憩後にいただいて進めてまいりたいと思います。一端休憩に入ります。

午後　２時５９分　休憩

午後　３時２９分　再開

○白石委員長　それでは、総務区民委員会を再開させていただきます。

金子副委員長の答弁から、よろしくお願いいたします。

渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　先ほど副委員長から御質問いただきました、監査人からの報告書における関係人の調査に係る様々な細かい、いつなのかといった点でございますけれども、こちらについては、細かい資料を提出を受けておりませんので、把握してございません。ただし、８月28日付で順天堂から監査人に提出された回答書を９月に入ってから入手しましたので、これに基づけば、監査人は８月11日付に、監査請求に係る資料等提出依頼書を順天堂に送付し、それを順天堂は８月28日付でその書面を監査人に返送しているということが分かりますので、その点についてだけ御答弁させていただきます。

以上です。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　先ほど監査事務局長さんも、この調査は重要だと、妥当な調査だとおっしゃることについて、リアクションがなかった、返事がなかったということについて、把握をされてないというのは、大変問題だというふうに思います。

で、今、答弁のあった８月28日付でもらった書類、これは順天堂から来た返事ですよね、返事と言っておきますけどね。ここには、今、述べられたように、外部監査人は、８月11日付で協力依頼をしたと書かれております。ということは、８月28日付で回答書が順天堂から提出されているわけなので、依頼から17日後に順天堂は回答書を出したということになります。外部監査初日の７月24日に依頼していれば、単純に考えると、８月10日には回答が来ていたことになります。仮に、１週間後の７月31日に依頼したとしても、17日後である８月17日に、外部監査期間内に回答は得られたことになります。監査の着手からこの関係人に対する調査の依頼、それまで17日かかった理由を、監査委員会は確かめておりますか。

それから、８月28日付の順天堂の回答書ですが、これは先ほど９月に入ってから区が入手したということですので、松尾弁護士側のほうに、外部監査人のほうに、直接、順天堂がこの文書を８月28日付で提出したと、それが文京区に回ってきたと、そういうことでしょうか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　まず第１に、副委員長おっしゃっている契約日翌日ないしは当日に調査の内容を発出すればよかったのではないかという御質疑ですが、そもそも外部監査人は、この事案について一切の知識がない状態で、一体どうやって関係人を特定するのでしょうか。その上、その関係人に対して適切な質問を作成するためには、当然に区から提供される膨大な資料を読み込んだ上で、どのことを聞くべきなのかということを精査した上で、提出している、依頼も出しているというふうに認識してございますので、この期日について、９月に入ってから把握をしましたが、これについて、何か議論、あるいは問題があるというような認識には立っておりません。

もう一つですけれども、28日付で書いていますけれども、これは監査人に提出されたものであり、その後、監査人が入手していることを了知したので、それを御提出くださいといってこちらに出していただいたものであります。この内容については、先ほど申し上げましたけれども、確認させていただいて、日付は今言ったとおりの形でやり取りがなされたものというふうに認識をしてございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　私は、１週間後でも監査期間内に来たんじゃないかということも同時に申し上げております。７月24日の臨時議会のときに総務課長さんは、受託する予定の外部監査人はもうすぐにでも取りかかりたいと、この業務に。こういうふうにおっしゃっておりました。その準備は既にできているというような答弁もされていました。そのために協議もいろいろされていると、事前にね。それは当然だと思いますけど。そういうふうにおっしゃっていたではありませんか。

しかも、双務契約である賃貸借契約の相手方に、その賃料などについて確かめるということについては、当然のことだというふうに思います。そのことに１週間以上の時間がかかるということは、地方自治法の252条の31、外部監査人は、善良な管理者の注意をもって、誠実に監査を行う義務を負うと、こうありますが、善管注意義務というのは、弁護士ならそれ相応の高度な注意義務を持っているだろうと。期限内に来なかったから、督促することも含めて、やったのか、やらなかったのか。自治法に基づいて、この業務がしっかり執行されているかどうか、そのことぐらいは監査委員会で把握をするべきではありませんか。把握をしてないというのは、これは無責任ではありませんか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　個別外部監査契約において、８月21日に監査人から監査委員に対して報告書を提出するように契約で決まっております。ですので、21日に提出された資料をもって、提出されてないことは把握し、その後、28日に提出されたことも９月に入ってから了知したので、提供してくださいというふうにお願いをした上で、事務局としては手に入れたものです。

その間に、監査人が監査に必要として様々判断をし、調査を行い、あるいはその文献、相当膨大な分量の文献を読み込んだ上で、監査に必要な調査を行っていることについて、監査委員としては、あるいは監査事務局もですけれども、その詳細については把握してございませんので、その時点で何ら何か意見を言うこともできなかったというふうに御理解いただければと思います。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　それでは、ちょっと別の角度から聞きますが、外部監査人である松尾弁護士は、そうすると業務終了期間後に関係人である順天堂から回答書を得たことになります。そうしますと、業務終了後に、こういう業務内で発した調査依頼に対する回答を受領することというのは可能なんですか。

それから、これは区の監査報告書のところに書いてありますが、順天堂から回答が出たということを受けて、８月28日付のこの文書ね、それについて、文書は出たけれども、監査の結果には影響がないということを付言するというふうに書いてあります。この付言をしたのは誰なんですか。文脈上は、区の監査委員会だというふうに、主語はそうなりますが、付言をしたのは、実際にどなたなんですか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　まず、個別外部監査契約については、報告書の提出日が８月21日、契約の終期が９月３日ですので、その期間内に必要な資料として事務局が請求をして、監査人から提供を受けています。

で、付言をしているのは、監査事務局のほうで、下書きとして調整した中で、監査委員に確認を取り、合議の上で付言をしているので、付言しているのは監査委員ということになります。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　では、外部監査人は、この順天堂の回答についてどのような認識を持っているんですか。協議をしたので、そのときにどのように意見を言っていましたか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　監査人は、報告書を提出しております。その後、監査委員と意見交換を行いました。その後にこの資料を提出していただいておりますので、具体的にこの資料、いわゆる順天堂から提出された回答書に関しての協議を監査委員と監査人が行った事実はございません。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　では、付言したのは区の監査委員会だというのでお聞きしますが、この回答書の結論は、今日、全面的にまだできませんが、私が重大だと思うのは、外部監査人である松尾弁護士が提出いただきたい議事録、資料として、本件土地の賃料に関して作成した文京区との協議の議事録、打合せメモ、添付資料等、これを求めております。それに対する回答というのは、このように順天堂は文章で述べております。竣工から現在までの間に整理・処分しており、残念ながら提供することは困難な状況です。このように述べております。

　このような重大な、50年にも渡る借地の事業に関わる契約の一方の相手方が、竣工した後に整理・処分してしまった、残念ながら提供することは困難と、こういう回答をすることについて、付言をしたのは監査委員会なんですから、監査委員会としてどのようにこの回答を受け止めたのか伺います。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　今、副委員長おっしゃった事案については、おっしゃるとおりの文言は書いておりますけれども、ないものについては評価のしようもないので、ほかに質問に書かれている内容について確認をしたところ、報告書に大きな影響を与えるものはないというふうに判断して、付言をしたものでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　それは、読み取り方として間違っております。ここには、先ほど述べたように、竣工から現在までの間に整理・処分しており、残念ながら提供することは困難な状況です。全て廃棄をしたとか、一切ないなどということは、どこにも書いておりません。全て処分したというふうにも書いておりません。残念ながら提供することは困難な状況です。これは事実上、外部監査人に対する資料提供の要求に対して拒否をしているということになるのではありませんか。全部ないと、ないとは一言も言ってないんですよ。これは区の監査委員会としても、もう一度順天堂に質すべき、ないしはこれは双務契約に基づく協議の記録なわけでありますから、文京区にもそれに対応した資料が当然あるわけでありまして、それにつ

いては、文京区は持っているということは確認できると思うんです。それは区のほうのお答えをいただきたいけど、どうですか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　まず、監査期間については、先ほども御答弁申し上げましたが、９月３日までに住民監査請求の結果を出すという法定の決まりがございますので、それまでに判断をする。そこまでに資料が提出されたものについて、監査委員としての意見ないしは判断を示すという形ですから、この順天堂に資料がないというのは、ここで書かれているとおり提供ができない以上、手元にはないので、このものについて、何ら意見や判断をすることはできないということですので、監査結果に書いたとおりの表現となります。

なお、当然に、区に対して監査人がこの順天堂やＰｗＣと打合せをした資料については要求をしていますし、それについては提出をしていただき、監査人にその資料は全て渡しています。なので、この質問が出たものというふうに思料します。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　しかし、今また、ないというふうにおっしゃったけど、ないとは回答していません。整理・処分しており、残念ながら提供することは困難ですと言っているんですよ。一切ないとか、全て処分したとは書いてないんですよ。もう一度申し上げますが、これは双務契約に関する財務会計上の行為の監査なんですから、一方の資料がない下で外部監査の結果を出していると、これは重大な欠陥だというふうに言わざるを得ません。そういう点があるということを指摘し、あと、この外部監査人の報告書の……。

○白石委員長　ちょっと待って。今のところで。

○金子副委員長　質問してませんよ。質問してないですよ。

（「１点だけ、答弁の修正をさせて……」と言う人あり）

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　ありがとうございます。１点だけ答弁の修正をさせていただきます。

ないといっているのは、監査事務局にないということです。提出されていないので、監査事務局、監査委員の手元には、順天堂から提供された資料はありません。ですので、それについて判断はできませんということです。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　それでは、改めて、双務契約なのにもかかわらず、契約の当事者の一方の資料でしか監査を行っていないということがこれでますます明瞭になったと思います。

外部監査人の報告書の12ページには、前副区長の事情聴取ということが書いてありますが、ちょっとその前に、ごめんなさい、外部監査人の報告書の第３、７ページですね、監査の実施というところがあります。外部監査人は、どんな資料を集めたのかについては、区の資料は区から提供を受けて監査をやったというのは、今、明らかになりました。

私が聞きたいのは、これは単純なのでお答えいただきたいんですけれども、担当職員への聞き取りです。これはここにあるように、令和４年と６年度の総務部副参事法規担当、令和４年度の政策研究担当課長と企画課主査企画課担当、令和６年度の政策研究担当課長、企画課主査、地域振興共同推進担当主査、令和６年の契約管財課、そして前副区長と、こういうふうになっております。

私がこれを読んで不可解なのは……そして、これは、令和４年度と６年度のそれぞれ関係者に聞いているわけであります。令和４年度と６年度というのは、事業用借地の契約が締結された年度が令和４年度であり、それが修正されたと。つまり、園庭部分が事業用借地から外されたのが令和６年度であります。その年度の人にいろいろ聞いているわけですね、副区長を含めて。

で、不可解なのは、令和４年度の契約管財課長には事情聴取をしておりません。それから、組織機構図を見れば、副区長のすぐ下につながっているはずの部長級の方々、方々というか、とりわけ企画部長には１人も事情聴取をしておりません。同様に、企画課長にも事情聴取をしておりません。さらに、副区長の上司である、上司という言い方はあまり適さないかもしれませんけれども、区長にも事情聴取をしておりません。このことについては、非常に不可解なのですけれども、事情聴取の対象者は、外部監査人が決めたというふうに思います。経過からすれば、今、言ったように、４年度、６年度の部長級ないしは区長にも事情聴取をするべきだというのが、それは物のことわり上、当然だというふうに思うんですが、なぜ担当課長と担当者ということにそれぞれなるんですか。これは監査委員会としては不可解に思いませんか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　監査人がどのような理由でこの方々以外の人たちを事情聴取しなかったについては、与り知ることができませんが、一方で、この方々を事情聴取した理由としては、提出された資料の意思決定の原議における起案者であったり、その決定権者であったり、実務取扱者であるというふうに監査人が判断したものというふうに理解してございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　いや、そのように理解するときに、なぜ部長級には聞かないんですか。それから、令和４年度の契約管財課長に事情聴取してないのはなぜなのかということを疑問に思わないのかということです。疑問に思わないのかどうか、それは明瞭にお答えいただけますか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　監査事務局としては、監査人に対して協力する義務……協力依頼がありましたので、これについて応諾をして協力をしたわけです。で、４年、６年、どういう形でするのかということについても、協力をしたわけですが、この４年度の契約管財課長を呼ばなかった理由というのを、明快に私は把握をしてございません。ただし、この４年のときに、契約管財課が所管する公有財産管理運用委員会に、当該、今回の元町に係る議案がかかっていなかったのではないかと。手元にちょっと資料がないので、明快にお答えすることが難しいですけれども、そういうことではないかというふうに考えます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　いずれにしても、監査事務局は協力義務があるわけ、それはやっぱりしっかり履行されてなかったというように感じました。そのことも申し上げたい。

それから、12ページに行きますと、前副区長への事情聴取という、その結果が書いてあります。エのところであります。ここでは、佐藤前副区長がこのように述べております。基本協定によって、本件借地人に地下部分を利用する権限が付与されているとの認識であったと過去形にして、当時の認識として述べられています。

もしも、基本協定で権限が付与されているならば、この権限付与というのは、いわゆる今回問題になっている、園庭部分の地下に体育館を造る、建造物を造るということに関する権限でありますが、基本協定で権限付与しているならば、事業用借地権の設定契約は必要ないのではありませんか、この認識がもし正しいのであれば。

当時の佐藤副区長が、基本協定で権限付与がされていると認識しているんだとしたら、なぜ佐藤副区長自身が委員長、すなわち責任者を努める公有財産管理運用委員会で審議を行い、順天堂と令和４年度と６年度に事業用の借地権設定の覚書を結んだのか。非常にこれは矛盾した認識を述べているような気がいたします。外部監査人や監査委員会は、この重大な矛盾を、佐藤前副区長に質していない形で、この文書をつくられております。質してないというか、書かれてないんですね、この疑問についてはね。

今、ここの席上、令和４年度と６年度の当時の公有財の委員の方がいらっしゃると思いま

す。佐藤副区長は、当時、基本協定で権限を付与されていると、こういうふうに述べているんです。それなのになぜ、事業用借地の議案を提出し、それが承認されるということになったんですか。この両者の点というのは、非常に矛盾しているというふうには思いませんか。

それから、佐藤前副区長は、令和１年６月に就任されておりますが、私が今、指摘をした12ページのエの部分に書いてある、基本協定によって権限が付与されている認識であったと。あったというふうに過去形で書かれているんですけれども、これはいつの時点の副区長の認識を言っているのか。これは、元職員の方なので、どなたか確かめた方はいらっしゃいますか。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　御答弁できるところとできないところがあるんですが、まず、ここの一番最後の質問ですけれども、この監査人が監査委員に提出した報告書においての「認識であった」という日本語については、あくまでも監査人が事情聴取をした時点での、前副区長の発言に対するものというふうに理解していただくのが妥当かなというふうに思います。

で、基本協定というふうに書いてあって、これよって権原が付与されているとの認識というふうに前副区長はお話をされておりましたけれども、この基本協定に付随して、区において、必要な手続を行っているというふうに、資料を経由するところで閲覧する限りでは認識しますが、詳細について、私、申し訳ないけど、中身までは分かりかねるところがありますので、恐らくは、基本協定は協定のアウトラインを締結するもの、実際に事業用定期借地権を締結するに当たっては、その平米数であるとか様々な要件が含まれるでしょうから、さらに細かいものがあるものではないかというふうに思料しますが、あくまでもこれは、所管ではない、今回の個別外部監査の事務局として、資料を閲覧する範囲での、あくまでも私の印象というところでお話をさせていただければというふうに思います。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　いや、そこはちょっと非常に重要なところで、今回の財務会計上の行為に対する監査というのは、借地料の、賃料の問題についての監査なのであります。権原がないということについては、これ違法だという指摘になっているわけであります。全体の監査結果は、違法性がそういうことで認められつつ、遡及しての賃料の請求というのはしなくていいという、その論理というのは、この文書の中に書かれているわけだけれども、しかし、その出発点となった事業用借地権を設定する、そのとき、どうも以前から基本協定があるので、権限がもう既にあるというふうに、公有財の責任者である副区長が認識していたとすれば、

それは副区長の選任者である区長もそのときどう思っていたのか、どういう報告を受けていたのか問われなければなりません。

そこで、区長に、そのときに……そのときというのは、令和４年の公有財が開催されたときに、既にそれ以前に佐藤副区長は、当時、事業用借地権の設定以前に、基本協定で、権限か設定されているというふうに認識していたというふうに言っていますから、そのことについては、区長は報告を、令和４年以前にそういう認識を副区長は持っていたという報告は受けていたということでよろしいですか。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　違法かどうかという認識というところでございますけれども、こちらは、区として、副区長のお考えというのは分かりませんけれども、区としての考えを述べさせていただきますと、基本協定書や公正証書等による当事者間の合意があったということ。違法ではないというふうに認識をしておりました。

（発言する人あり）

○川﨑企画課長　はい、そうです。で、今回に、監査結果によりまして、権限決定に関しまして、監査結果が出まして、そういった権限の設定は必要というふうに考えているところでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　では、企画課長さん、伺いますけれども、基本協定でどのような種類の権限が設定されたんですか、この土地に、園庭に。どのような権限ですか、何権ですか。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　基本協定の中で、具体的に図面がついておりまして、その当事者同士の合意によって、されていたというところでございます。一方、今回の監査結果にもございましたけれども、明確な民法上の権限というところがなかったというところは、今回の指摘をいただいている部分というふうに承知をしております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　いや、だから、民法上の権限じゃなくて、何権が設定されたというふうに先ほど答弁されたんですか。権限あったというから聞いているんですよ。明確に答弁してください。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　先ほど御答弁申し上げましたとおり、民法上のということではなく、当事者

同士の合意ということで、権限ということで認識をしていたということでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　それでは、今の質疑で、文京区という自治体は、土地の利用について、当事者同士の合意で、一応文書の合意ですけれども、それで土地を民間の事業者に貸し付ける、50年にわたって、そういう自治体なんですか。ということになるんですよ、これは。これ区長、そういうことなんですか。区の責任者として、区政の責任者として、そういう自治体なんだということをお認めになっていますよ、今の答弁は。それでいいんですか。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　取り交わしている合意と、また書類というところは、公正証書というところで取り交わしていたというものでございます。繰り返しの答弁になりますけれども、順天堂と区のほうでは、こうした合意がなされていたということでございます。

一方、こども園の園庭等を取り扱う中で、その取扱を変えたときに、地下の体育館についてのところが整理が不十分だったというところがございます。また、監査のほうでも、担当部局同士の認識の違い、ちょっと情報のやり取りのところで、そこに問題があったというところでございますので、そちらについては、今後、改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　ちょっと最後のところ、聞こえなかったですけれども、基本協定によって、土地の利用権、何々権が設定されたと答弁できないでしょう。それから、公正証書で設定されたのは、令和４年度なんですよ。だから、基本協定が結ばれたのは、ちょっと西暦で頭に入っちゃっているのであれなんですけど、2020年の３月31日なんですよ。そのときから令和４年の公有財を終えて、11月に事業借地権を設定するまでの間も、佐藤副区長がおっしゃるには、権限が設定されていたということになるんですよ。そんなことがこの世の中であり得ないですよ。そんな答弁あり得ないですよ。しかも、行政の、区民の財産である土地なんです。そういう対応が非常に不可解だということになるので、これはさらなる底をついた検証が必要になっており、今回の外部監査人による監査の結果というのは、これまで幾つか質疑をしてきましたけれども、何点にもわたって不十分さがあるということがよく分かりました。引き続き、私たちは、この点について解明が必要だし、これはやっぱり副区長の責任、それからその選任者としての区長の責任も極めて大きいというふうに思いますけれども、その具体的な内容について、自ら区長も発言をする、そういうことが求められているのではないか

というふうに思います。

そして、その解明の役割というのは、この議会にも求められておりますので、私たちはそういう自覚を持って、この問題をさらに深めていく必要があるというふうに思います。そのことを申し上げて、ここのところまでの質疑は終わります。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　権限の明確性というところでございますけれども、こちらについては、やはり問題があったというふうに考えておりますので、現在、検討を進めているところであります。そういったところについても、適切に対応してまいります。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　今回の住民監査請求に係る個別外部監査契約の結果のこの監査の結果についてですけれども、これについては、財務会計行為について、しっかりと監査人が監査をして、それについて監査委員がしかるべき判断をしたものというふうに考えてございますので、この中身については、監査事務局としては、あるいは監査委員としても、しっかりと内容については精査をした上で、判断したものというふうに認識してございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　企画課長がそういうふうにおっしゃられますけれども、今、お認めになったように、2020年の３月31日に基本協定を結ばれて以降、不明確な権限だったというふうにおっしゃるじゃないですか。佐藤副区長は、権限が設定されたと言ったんですよ。では、不明確な権限を設定していたというふうに佐藤副区長は認識していたということになるんです、これつなげてみれば、議事録を後で読んでみれば。そういう副区長の地位にある方が不明確な権限設定で事業を推移させたと。これは極めて重大であります。

それから、外部監査の内容については、申し上げたとおりですけれども、重要な関係人である順天堂の資料が提出されないということについて、督促も行ったかどうか確認されていない。これはこの報告書自体の疑問として残るところであります。

○白石委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　今までの手続のほうの確認をしていただいて、正すべきところは正せという意味の御質問と理解しております。違いますか。残念です。

私たちのほうといたしましては、やはり本人と契約、基本合意も覚書も契約行為の一つと考えておりました。その中に合意形成し、公正証書を作成し、進んでまいりましたが、それで事業者の定期借地権も設定いたしました。ただ、やはりその中において、第三者に説明す

るときに、両者の合意だけで説明し切れるかということに関しましては、こちらのほう、区といたしましても、検討を始めておりまして、それはもう外部監査の前から、ここは第三者にきちんと説明できるように整理をしようという取組を始めております。

いみじくも、監査の結果においても同じ指摘を受けましたので、そのことについては真摯に受け止め、ただいま慎重に判断するように、これからまた同じことを繰り返さないで慎重に判断してくれという御意見もありましたから、そういう願いと捉えております。ただいまそれに向かって是正しておりますので、その点は御理解をください。

○白石委員長　ありがとうございました。

あと、すみません、１点だけ、監査事務局長、お付き合いいただきたいんですが、先ほど海津委員の質疑の中で、１点だけちょっと聞き漏れがあったらしいので、もう一回ちょっと質問していただきますので。

では、海津委員。

○海津委員　私のほうで冒頭に御質問させていただいた、要は、監査人に対して、元町との関係性はありますかというのは、議会監査事務局のほうで、元町との関係はというふうに御質問されているんですね。そこのところで、監査人のほうとは、元町とは自分も含めて補助人も関係はございませんというふうな回答が来ています。でも、それについて、そこはやはり、財務上のこととか財政上のいろんなことがある中とすると、それが区と、本当に区との関係性がありますかといって、区との関係性はございませんというのを、しっかりと書かれているんですよね、監査報告書の冒頭に。そこが、区との関係性がありませんというのと、元町との関係性がありませんと答えているのと一緒なのかということを質問したんですが、そこの答弁がなかったので、もう一度お願いします。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　大変失礼しました。

文京区に関係がないという報告に関しては、その文京区の中には、文京区が関わる様々な事業に、公的な立場での弁護士業として関わっていることはないというふうに理解をしたものというふうに御理解いただければというふうに思います。

○白石委員長　答弁いただいたからよろしいでしょう。一言言いたいの。では、海津委員。

○海津委員　ということは、元町という関係があるんですかと、元町との関係はどうなんですかというところに、利害関係はどうですかというのは、もうそこには区も含まれていたと。区全体というのが含まれていたという認識でいいのかということだけもう一回、だから、監

査事務局としては、元町との当該事案に係る関係者との利害関係を聞かれているわけですよね、それで、監査人のほうからは、元町ウェルネスパークとの利害関係人は、自分も含めて補助者も、いずれも関係ございませんと言っているわけです。答弁が来ている、メールで返されているんですよね。でも、それがいつのまにか、元町とのと言われていたのが、いつのまにか、外部監査人の提出した報告書の冒頭には、個別外部監査人及び同補助者はいずれも文京区との利害関係を有していませんと書かれているんですよ。元町から文京区という広いところになっている。これが、先ほどおっしゃった事務局長の御答弁からすると、元町イコール文京区なんだという理解でよろしいということですかと。

○白石委員長　渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長　すみません、表現が悪かったですね。元町ウェルネスパークの事業は、文京区が実施する事業の一つですから、その一つには関係がないというメールでのやり取りの結果、公用文書として、それらを含み、元町ウェルネスパークの事業を含み、文京区が行っている事業などについて、弁護士としての関与がない、利害関係がないというふうに私は解釈をしています。

○白石委員長　それでは、各会派の態度表明をお願いしてまいりたいと思います。

初めに、議案第29号、文京区一般会計補正予算、自由民主党さん。

○吉村委員　議案第29号、令和８年度文京区一般会計補正予算について、自由民主党は賛成とさせていただきます。区としては、適正、適切な予算執行を行っていただきたく、よろしくお願いいたします。

○白石委員長　続きまして、公明党さん。

○田中（香）委員　公明党、議案第29号、賛成させていただきます。

先ほど、るる質疑をさせていただきました。今後の予算執行に当たって、本日、質疑を申し上げた点も十分に踏まえて、真に必要な施策の展開、そしてさらには、選定のプロセスに加えまして、組織横断的に、また熟議を尽くしていただいて、予算編成に努めていただきたいですし、また、その足跡を区民に明快に説明できるようにしていただきたい。このことを強く要望いたしまして、29号、公明党は賛成いたします。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　質疑でも申しましたけれども、今のこの物価高騰に対応した区民への施策の展開、これぜひ的確にお願いをいたします。

なお、やっぱり透明性を持って行うというのは大切だと思いますので、お願いをしたいと

いうことで、賛成をいたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　永久の会、29号、賛成します。

○白石委員長　区民が主役さん。

○海津委員　今回の質疑で、私は、むしろ、より大きな問題が明らかになったと考えています。監査内容の根拠を聞けば、監査人の判断なので、区は確認する立場にない。補助者の独立性を聞けば、補助者は監査人が選任するので、契約管財課が判断するものではない。そして、およそ1,400万円の契約として妥当なのかと聞けば、成果物が提出され、契約は履行されたので、適切。これではあまりにも責任の所在がはっきりしないと、曖昧だと思います。監査人の専門的判断を尊重することと、公費を支出する区が、その監査について何も確認しなくてもよいかということは別です。

また、補助者は監査人が選任することと、監査対象全体の独立性、公平性を確認する必要はないということも別です。

そして何よりも、報告書という成果物が提出されたことと、およそ1,400万円の公費に見合う監査だったと評価できることも全く別の問題です。

それぞれについて、区ではない、契約管財ではない、成果物を提出されたと説明するだけでは、結局、誰も監査全体について責任を負わないことになってしまいます。

では、およそ1,400万円もの公費を支出する外部監査について、判断過程の妥当性を誰が確認するのか。監査体制の独立性、公平性を誰か確認するのか。そして、最終的に、その公費に、支出に見合う監査だったかと誰が区民に説明するのか。今回の質疑では、その責任の所在が最後まで示されませんでした。

私は、今回の補正予算における重大な問題と考えています。外部監査であることを理由に区の説明責任まで外部に委ねることはできません。およそ1,400万円を区民の税金から支出する以上、区自身がその支出について区民に説明できなければならないと思います。今回の答弁では、その責任を果たしているとは判断できません。区民が主役の会としては、今回の本議案については反対いたします。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　議案第29号、令和８年度文京区一般会計補正予算についてですが、今、国際法無視の戦争が世界では続いておりまして、国内的には、高市政権の無策の下、年間２万品目の物の値上がりが続いて、暮らしは大変です。来年度は、10兆円もの軍事費や、また、介

護保険料の原則２割化など、社会保障の負担増給付減が暮らしに拍車をかけています。支援策がたくさん求められているというふうに思います。

今回の補正予算の中には、区民の暮らしに役立つものが多くあるということは認めますが、その計上額は不十分なものもあります。やはり、517億円のため込み金をきちんと使えば、暮らしや地域経済支援のさらなる拡充は可能であって、これを直ちに検討していくことを求めたいと思います。

質疑の中で明らかにした、こどもの権利擁護のコーディネーターを早く機能させることは、大事な課題だというふうに思います。しかし、随意契約の方法というのは、ほかに方法がないと、絶無という場合に限られるというふうに思います。この随契の説明については、少々無理があるということで、適正性に疑問点が残ります。

また、この間一貫して私たちがお願いをしてきた、直ちに一掃すべき学校施設の雨漏りも続いている状況を確認いたしましたが、一層の取組をお願いしたいというふうに思います。

旧元町小の敷地の活用事業についての外部監査業務の内容について質疑をさせていただきました。外部監査人、監査補助者の適正性について疑問点が生じております。自治法の善管義務や利害関係の有無などについて、さらに正当性が問われる事態だと指摘しなければなりません。

重要な関係人であって、資料請求は重要だというふうに監査委員会もお認めになった順天堂からの資料提供はなく、事情聴取を当然すべき歴代の企画部長の方たちや、区長に事情聴取をしていない。これも不可解であります。

借地契約の一方の当事者である順天堂が期限後に提出した回答では、関係書類を処分したと、提出することは困難ということで、ここはさらに追及、解明が必要な部分ではないかというふうに思います。

さらなる検証が必要であり、文京区の区政におけるガバナンス、公正性、適正性が保たれているのかどうか、大いな疑問が生じております。その点で、議会も役割が求められているというふうに思います。その何は、私たち自身も自覚をしながら、日本共産党文京区議団は、議案第29号について反対をいたします。

○白石委員長　審査結果を申し上げます。

賛成５、反対２、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第30号、令和８年度文京区国民健康保険特別会計補正予算。

説明及び質疑につきましては、歳入・歳出を一括して行うことといたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　それでは、議案第30号について、御説明申し上げます。

議案第30号は、令和８年度文京区国民健康保険特別会計補正予算で、本年度第１回の補正でございます。

15ページの予算総則を御覧ください。

予算総則を読み上げさせていただきます。

令和８年度文京区国民健康保険特別会計補正予算。

令和８年度文京区の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６億5,390万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億1,190万8,000円と定める。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

内容につきましては、事項別明細書の84ページ以降に記載のとおりでございますが、一般会計繰出金に要する経費のほか、都支出金の精算に要する経費等を計上し、その財源には、繰越金等を計上しております。

議案第30号の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長　それでは、御質疑のほどをよろしくお願いいたします。

なければ、金子副委員長、御指名しますが。

はい、では金子副委員長。

○金子副委員長　ちょっとページでいうと、92ページの国民健康保険料が2,000万円マイナスになっていて、その保険料に関わることで聞きたいんですが、実は昨日、私たちのところに区民の方から御相談がありました。文京区国保年金課滞納整理係から封書が届きました。これは保険料の督促の封筒なんです。これについては、私たち、保険料を滞納されるという場合には、それはいろんなパターンがあるけれども、第一義的には暮らしが困ってないかどうか心配すると、こういう角度で対応するべきだというふうに考えて、そういう角度で御質疑してきた経過があるんですね。

ところが、この封筒は、区民のから御相談があったというのは、表面に日本語と、それか

らいわゆるインターネットとかで使う絵文字とかで、いっぱい文字が書かれている。どういうことが書いてあるかというと、最初は、皆様の保険料は国保でできているんだよ、ビックリマーク。開けろ、開けろ、開けろ、開けろ、開けてよ、開けてよ、開けてよ、開けてよとビックリマークが７個ぐらいついています。開けないという選択は……ない。開封、開封、開封、開封、開封の後、「う」がちっちゃくなって、うぅーとなっているんですね。その後はカタカナでギェエーとなって、棒でエーーーと伸びていって、ビックリマークが２つ、うへー開けないと、開けよう未来の扉、音符のマーク、文京区国保から通知が来たビックリマーク、ビックリマーク、ビックリマーク、きたーとなって、また伸びて、絵文字がついています。やべーーー、いっそ開けちまいましょうよ、この封筒を。開くべし、開くべし、開くべし、開くべし、ごごごごごー、開けないとやばい、やばい、やばい、やばい、開けろよ、開けろ、これ命令形です。あああああの後に、これ笑いマークというんですか、ダブルがいっぱいつくの、今ね。まじか、がくがくがくがくがくがく、決して忘れてはならないこともある。その後、日本語になるんですけれども、米印で、宛て先違いの場合は、開封せず返送ください。これを寄せていただいた区民の方は、これは何かいたずらじゃないかと。捨てようかと思ったんだけれども、いや、保険料引き落としている残高不足があって来たんだなというふうに思いとどまって、まあ、ちゃんと相談をして、納付はしますというふうにおっしゃって、私もそういうふうにアドバイス差し上げたんですけれども、しかし、今、読み上げたことが書いてある。

裏面には、今すぐ開封してください、開けてください、これが外国語でも書いてあるんですが、これは私が最初に述べたように、滞納した方が大丈夫かなと、暮らしは大丈夫かなというふうに思いを馳せる、そういう立場で書かれたものじゃないというふうに思うんですね。これは直ちに改善をしていただきというのが１つ。

それから、私、最初に読み上げた、皆様の保険料で国保はできているんだよと書いてありますが、国保の財源というのは、保険料だけではありませんね。どういう財源構成なんですか。御説明ください。

○白石委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　まずは、御指摘いただきました封筒のデザインに関しまして、混乱、御不安な思いをさせてしまった区民の方に大変申し訳なく思っております。申し訳ございませんでした。

若い世代の方の収納率の低さを課題意識として捉える思いの強さから、ニコニコ動画のよ

うな、いわゆるインターネットの若者のコメントメッセージ欄のようなものを意識したデザインを採用したんですけれども、ちょっと結果的に御高齢の方の受け止めへの配慮、想像力が足りなかったことをおわび申し上げます。

続きまして、財源構成についてなんですけれども、原則公費が５割とされております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　では、おわびいただきましたので、これは直ちに改善すると同時に、なぜこのような、率直に言って、品がないと思うし、相手の人権侵害にも当たるというふうに思います。なぜこのような封筒で督促を出すに至ったのか。これは徹底した、底をついた、それこそここでも検証が必要になっているというふうに思います。

そして、様々業務をやっていただいていると思うんですけれども、やはりこのようなものが出てくる背景には、区自体のガバナンスの問題、先ほど指摘したけれども、ここにもそういう問題が、課題が表れているというふうに指摘せざるを得ません。

皆様の国保、保険料で国保はできているんだということについては、間違いであります。送った方々に謝罪を求めておきたいと思います。

○白石委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　なぜこのようなデザインというところなんですけれども、法の規定によりまして、保険料納期限までに納付されなかった場合には、督促をしなければならないという規定がございまして、さらに督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにお納めいただけなかった場合には、差押さえをしなければならないという義務規定になっております。督促状の到着を見落とされてしまって、差押さえに至ってしまうという事例がございましたので、そういったことを防ぐために、なるべく目立つように、開けていただけるようにという思いで、日々取り組んでまいりました。結果的に、行き過ぎたデザインとなってしまったことを改めて申し訳なく思っております。

○白石委員長　それでは、質疑を終了させていただきます。

議案第30号、令和８年度文京区国民健康保険特別会計補正予算の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員　本議案、区民が主役の会、賛成いたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　永久の会、議案第30号、賛成します。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　区民の皆さんには人権を配慮した十分な対応をお願いして、賛成をいたします。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　議案第30号、賛成いたします。

○白石委員長　自由民主党さん。

○吉村委員　議案第30号、自由民主党、賛成とさせていただきます。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　議案第30号の国保の補正予算ですが、もともと国民健康保険料は、構造的な問題があり、高すぎて、払いたくても払えない、そういう保険料になっております。その原因は、国が国庫負担を引き下げてきたと。そこに原因があるし、また、健康保険制度全体の問題もそういうことであるわけでありますが、いずれにしても、そういう下で法定外繰入れ、保険料軽減のための法定外繰入れがどんどん減らされ、なくなると、こういう事態に進んでいってしまっています。

国保事務は、自治事務であり、国保法の１条にあるように、社会保障であると。それは相互扶助ではなく、社会保障というのは所得の再分配機能であって、困難を抱える方の健康を守るということが国保の役割であります。そのときに、困難を抱えた方々を含む、滞納の事務、対応する事務の中で、先ほど指摘したような封筒が使われていたということについては、極めて残念だし、決して許されることではないというふうに思います。徹底した検証を求め、安心して払える国保制度に転換を求める立場から、日本共産党区議団は議案第30号、反対です。

○白石委員長　審査結果を申し上げます。

賛成６、反対１、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第31号、令和８年度文京区介護保険特別会計補正予算。

説明、質疑につきましては、歳入・歳出を一括して行うものとします。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　それでは、議案第31号について、御説明申し上げます。

議案第31号は、令和８年度文京区介護保険特別会計補正予算で、本年度第１回の補正でございます。

21ページの予算総則を御覧ください。

予算総則を読み上げさせていただきます。

令和８年度文京区介護保険特別会計補正予算。

令和８年度文京区の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５億9,001万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億7,001万7,000円と定める。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

内容につきましては、事項別明細書の100ページ以降に記載のとおりでございますが、介護給付費準備基金の新規積立てに要する経費のほか、国庫支出金の精算に要する経費等を計上し、その財源には、繰越金等を計上しております。

議案第31号の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長　それでは、御質疑をお願いいたします。

金子副委員長。

○金子副委員長　111ページの介護給付費準備基金積立というところで、年度末の見込みが19億3,300万となっています。それで、今、これで９期の終わりで、これから次の議会に保険料算定の仮の数字とか出てくる、そういう局面だというふうに思うんです。来期に向けて、この19億とか、これ確定値じゃありませんけれども、基金を活用してという、いつも保険料の話になるんですが、しかし、今のような暮らしの大変さの中で、平均保険料の値上がりというのは、決して自治体としてやってはいけないというふうに思います。この間、保険料の部分の報告は、まだこの間の資料にも載っていませんでしたから、区の方針として、これは値上げはしないというふうに明言できますか。

それから、７年度は、介護の、いわゆる国庫調整金の実績というのは、何％になったのか。そのことについてもお知らせいただきたいと思います。

○白石委員長　佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長　１点目の介護保険料、地域の介護保険料につきましては、まさに今、副委員長がおっしゃったとおりで、次期の介護保険計画を今、策定しているところでございまして、これから介護給付費の見込みですとか、基金残高の状況ですとか、そういったところを精査しながら、次期の介護保険料を設定していくというところになります。まだ来期の

第10期の介護報酬改定の内容というところが国から示されておりませんので、それが年末か年明けに出てきて、そういったところも含めて保険料を考えていく中で、基金の取扱いですとか、そういうところも含めて考えていくというところになります。

ですので、今の時点で、保険料を次期上げるとか下げるですとか、そういったところは今の時点ではちょっとお答えはできないような状況になります。

２点目の調整交付金の割合につきましては、今年度で1.51％というところになってございます。もともと５％、国からの25％のうちの５％が調整交付金というところになってございますが、この期が始まる、９期が始まる初めのところの３点数％というところから、今、1.51％というところに下がってきておりまして、その影響はあるところです。

そういったところも含めまして、基金、基金の目的につきましては、介護給付費ですとか地域支援事業費に充てることを目的として、きちっと介護保険がしっかり運営されるというところも含めての意味合いもありますので、そういうところは総合的に勘案しながら、来期の保険料というところは考えていきたいと思いますが、副委員長からお話があったとおり、生活が苦しいというところもありますが、今、国のほうで考えているというところでいきますと、介護報酬の見直しというところも国のほうで議論が進んでいるところです。来期、他の職種に遜色ないようにというところで、介護報酬を見直していくというところの方針は示されておりますが、来期を待たずに、今年度、臨時報酬改定ということで、３年の期間の中で臨時報酬の改定が２％ほどされております。その実績がまだ今時点では見えておりませんので、そういったところの実績も含め、また来期の報酬改定の状況も含めて、保険料を考えていきたいと考えております。

○白石委員長　それでは、質疑を終了させていただきます。

議案第31号、令和８年度文京区介護保険特別会計補正予算の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員　議案第31号、令和８年度文京区介護保険特別会計補正予算については、自由民主党は賛成とさせていただきます。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　議案第31号、公明党は賛成です。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　31号、賛成いたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　永久の会、31号、賛成します。

○白石委員長　区民が主役さん。

○海津委員　区民が主役、本議案、賛成いたします。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　日本共産党は、議案第31号ですが、介護保険は、介護の社会化ということで始まりましたけれども、平均保険料は、今の期だと当初の約倍になっているわけですよね。だから、給付費を上げると、利用者が増えると保険料が増えると、こういうような仕組みになっていること自体の是正する鍵は、国庫の負担の増だということなんです。しかし、国庫調整基金だけとってみてもというようなことになると思うんですけれども、先ほど実態は３％を予定したのが1.50％ということで、国の責任が果たされてないということについては、要望しているというんだけれども、さらなるそこでの努力が求められると。国庫負担率そのものを増やしていかないと、やはり必要なサービスの安定的供給とならない。それは明確だというふうに思うんですね。

それで、物価高騰の中で、介護事務はそういっても自治事務なのでという話をしなくちゃいけないわけですけれども、そういう中で、介護保険の値上げはしないというのを明言できないというのは、国の仕組みの限界、矛盾ではあるけれども、しかし、文京区の答弁として、そういうことが聞かれないのは、大変、区民の今の状況からすると、方向が違うなというふうに思います。そのことを指摘し、日本共産党は、補正予算、反対といたします。

○白石委員長　審査結果を申し上げます。

賛成６、反対１、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第32号、令和８年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算。

説明、質疑につきましては、歳入・歳出を一括して行うことといたします。

それでは、説明をお願いいたします。

猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　それでは、議案第32号について、御説明申し上げます。

議案第32号は、令和８年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算で、本年度第１回の補正でございます。

27ページの予算総則を御覧ください。

予算総則を読み上げさせていただきます。

令和８年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和８年度文京区の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億4,989万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億389万8,000円と定める。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

内容につきましては、事項別明細書の116ページ以降に記載のとおりでございますが、一般会計繰出金に要する経費等を計上し、その財源には、繰越金等を計上しております。

議案第32号の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長　それでは、議案第32号の質疑に入りたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、金子副委員長。

○金子副委員長　127ページに保険料軽減措置繰出金というのがあります。これは、東京の広域連合がやっている保険料の抑制対策というんですかね、これは大事なお金というか、科目だというふうに認識をしています。で、ここを拡充させて、保険料の軽減というのは、今後どのように図られていくのか。担当課長さん、どのように展望されていくのか聞きたいというのが１点。

それから、そもそも論ですが、後期高齢者医療制度ですね、これ介護は保険で、国民健康も保険で、後期高齢は保険と言わないですね、制度の名称ね。これはなぜなんですか、説明をお願いします。

○白石委員長　後藤高齢者医療担当課長。

○後藤高齢者医療担当課長　まず、特別対策の展望でございますが、今後の見直し等につきましては、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合において検討がなされるものと承知をしております。

２点目の後期高齢者医療制度になぜ「保険」という名称がつかないのかということでございますけれども、制度の正式名称上は確かに「保険」という言葉は入っておりませんけれども、いわゆる医療保険制度の一環でございます。

○白石委員長　これで質疑を終了させていただきます。

それでは、議案第32号の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員　区民が主役、本議案、賛成いたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　議案第32号、賛成します。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　議案第32号、賛成いたします。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　議案第32号、賛成いたします。

○白石委員長　自由民主党さん。

○吉村委員　議案第32号、自由民主党、賛成とさせていただきます。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　議案第32号ですが、軽減措置については、さらなる拡充を、文京区もその広域連合の一員として求めていただきたい。特に、今、議長は広域連合の議員になってないというふうに思いますけれども、選出されるようなことがあったら、そういうものを主張していただきたいというふうにお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、後期高齢者医療制度というのは、保険制度の一環だということでありましたけれども、保険は要するに相互扶助というわけですけれども、そうすると、その相互扶助で、75歳以上の人たちだけで相互扶助ということになるのかという、それは負担金、いろんな支援金がくっついていますから、国保とかね、いろんなところに。そういうのから入ってきますから、そこが相互扶助というのかもしれませんけれども、保険の制度そのものを見ると、75歳以上の方だけを被保険者というふうに位置付けている医療制度であると。そこが、保険制度というふうに名乗れないゆえんではないかというように思うわけであります。

つまり、相互扶助、保険方式のリスク分散が機能しない、もともと保険方式に馴染まない制度であって、広域連合方式になっているから、民意もなかなか反映しないという弱点が非常に浮き彫りになっているんじゃないかというふうに思います。その中で、保険料軽減のための措置制度というんですかね、特別対策は拡充しなきゃいけないと。そこが非常に鍵になってくると思います。そのことを指摘し、日本共産党区議団は、32号、反対です。

○白石委員長　審査結果を申し上げます。

賛成６、反対１、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第33号、文京区情報公開条例の一部を改正する条例。

この議案は、報告事項２、情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの見直しについてが関連するため、先に報告を受けることといたします。その後、議案第33号について、提案説明を受け、一括して質疑を受けることといたします。

それでは、報告事項２の説明をお願いいたします。

畑中総務課長。

○畑中総務課長　資料第２号、情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの見直しについて、御報告をいたします。

近年の情報公開請求の件数の大幅な増加、それから内容の複雑・多様化に伴いまして、結果として、即日公開の割合が減少してきている現状がございます。

そこで、情報公開制度の効率的な運用の観点から、即日の公開決定等ができない場合の手続の見直しを図るものでございます。

見直しの内容でございますが、現状、即日の公開決定はできない場合に、延長決定手続を行い、延長決定通知書を発行しておりますけれども、この手続を要しないものとするというものでございます。

なお、公開決定等につきましては、引き続き、即日、直ちに行うということについては変わりはございません。

３番、今後の予定でございます。

今回、御議決いただきましたら、10月から12月までの期間は、区民への周知期間ということで予定をしておりまして、施行につきましては、年明け１月を予定してございます。

４、その他といたしまして、本見直しにつきましては、７月13日に文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会に諮問をいたしまして、見直しが妥当である旨の答申をいただいているところでございます。

御報告は以上です。

○白石委員長　続きまして、議案第33号の提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長　ただいま議題とされました、議案第33号、文京区情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

議案集データの５ページを御覧ください。

本案は、公開決定等の手続に係る規定を整備するものでございます。

具体的には、即日の公開決定等ができない場合における延長決定を要しないこととするも

のでございます。

施行期日は、令和９年１月４日でございます。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長　それでは、御質疑をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員　今、文京区では非常に情報公開請求が増えているというふうにも伺っています。これは区民の知る権利でもありますし、それはぜひ受けていただきたいということなんです。で、今回の提案については、非常に私どもとしては納得できるものだというふうには理解しています。

ただ、１点ちょっと質問を、これ可能かどうかということなんですが、総務区民委員会で、北海道のニセコ町に視察に行きました。そこで、ニセコ町のまちづくり条例というのを勉強させていただいたんですけれども、ニセコ町自体が、非常に、情報公開ということに対して、力を入れているということなんです。で、原則、その町の持っている情報については、公開するという姿勢なんですよね。ただ、ちょっと細かく聞きましたら、例えばよくあるところのいろんなプロポーザルを、事業の提案をいただいて、それを選んでやる場合のプロポーザルの内容なんかで、その企業が持っている特別なノウハウであるとか技術であるとか、そういうものについてはやっぱり同じように黒塗りにするんだそうです。ただ、よく区民の方の中から、あそこの自治体は、あるいは文京区に情報公開請求しても、のり弁ばっかりだよというような声を聞くこともあるんですね。私は、基本はやはりオープンにすべきだというふうに思っています。

そこで、その情報公開請求するに当たって、これについては、例えばそのプロポーザル方式を取る場合においては、企業さんに、文京区は基本はオープンにしますよ、だけど、この部分だけは困るというのがあれば、指定していただけたら出しませんよというようなことを、今後、公開していく上で、条例の運用といいますか、そういうことが検討できないかなということなんですが、ちょっと言っている意味は分かる、分からない。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　今、プロポーザルを実施するに当たりましては、プロポーザルの要綱などに、応募する事業者の方向けに、情報公開の取扱いについて記載をしているところでございます。基本的には、その公開される場合があるという趣旨のことは書いてありますが、実際の運用上は、今、まさに委員おっしゃったように、法人の様々な提案内容においては、独

自のノウハウの情報なども含まれておりますので、実際、それぞれの、各所管課に請求があった場合の対応といたしましては、まずは事業者に一応公開できるかできないか情報を確認した上で、最終的に区として判断して運用しているものと認識しております。

○白石委員長　浅田委員。

○浅田委員　分かりましたが、ぜひ、基本は、原則公開という、この姿勢だけは持っていただきたいということです。

以上です。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　まず、自治基本条例をつくる、文京区として、最上位の文京区の憲法と言われるところですけど、その中で、区民参画がうたわれているわけですよね。区民参画をうたう上で、情報は区民の財産だというところは揺らぎないものだと思うんですけど、そこをまずは確認させていただきたいと思います。自治基本条例上、情報は区民の財産ということで、情報というものは、しっかりと区民参画を保障していく上でもとても大事なことだというふうに区として考えていらっしゃるかどうかを、確認をまずさせて……。

○白石委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　文京区は、自治基本条例に基づきまして、区民参画を進めるに当たりましては、それに必要な情報の提供というのは必要なものだというふうに考えております。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　分かりました。ありがとうございます。そこで、お伺いしていきたいんですけど、今回、即日交付がなくなるわけではなくて、原則は即日ですよということで、いいわけですよね。そして、ただし、今回、件数とすると、即日ではないものもかなり増えているということで、そこの記載されているところの延長の云々というところだけは削りますよということの理解でよろしいんだと思うんですけれども、そうした中で、やはり知らない人からすると、ああ何かすごく情報公開条例……文京区の情報公開条例って、本当に他区から比べても非常にすばらしい内容なんですよね。本当に私は、これは文京区の宝だと思っています。条例としてもすごくよくできたものだと思っています。それが、後退感が感じられてしまうと、とてももったいないことだと思っていますので、例えば件数が増しているというところの中からすると、今、浅田委員からもありましたけれども、その件数の中で、もしかすると、もう既に情報公開をかけなくても大丈夫なもの、もう積極的に出していっていいものとかあると思うんですよね。例えば今回、総務区民委員でも出てきますけど、指定管理の評価とか、

ああいうところなんかに関しても、指定管理の評価のところで議論したところの記録とか議事録とか、それで、そこに出てきた一定の資料とかはもう載せていくとか、そして、例えばプロジェクトチームを職員の方がつくられて、その中でいろんな審議を重ねていらっしゃるんですよね、情報公開を取らせていただくと、本当に職員の方々、お一人一人が真摯に課題に向き合って、どうしたらいいものができるかということも非常に記載されているものです。そうしたものを、情報公開をしなくても、ホームページ上に載せていって、皆さんが情報にたどり着く。それこそがまさに区民参画だと思うんですね。そうすることによって、職員の方たちが情報公開に追われるということも少なくなるのではないかなと思うんですけど、どのように考えられて、これから、さらなる情報公開をアップデートされていくのか、お伺いできればと思います。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　文京区としましては、開かれた区政ということで、この改正前の条例ができた昭和61年の段階から、即日公開ということを掲げてやってきたということで、当時ではかなり先進的な取組であったというふうに聞いております。その原則は、今後も維持していくわけなんですけれども、件数が増加しているということで、なかなか即日中にお返しできないケースが増えてきてしまっているという現状がありまして、今回のような見直しの御提案をしているという状況でございます。

委員から今お話ありました、情報公開を待たずというところは、実は今回、諮問答申いただきました審議会の中でも、同様のお話を、御意見いただいておりまして、我々としても、この情報公開を待たずに積極的に情報提供していくということについては、これまでももちろんやってきてはいるんですけれども、そういったこともさらに進めていくことによって、少しでも情報公開といった件数が減るというところに寄与できればということは考えてございます。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　非常に心強い、楽しみな御答弁をいただいて、よかったなと思うんですけど、今回これを周知していく際には、併せてそこをお知らせいただきたいと思うんですね、そうした方向性を。そうじゃないと、区がせっかく先進的な、本当にとても大きな文京区の条例としても財産になる、宝になるものが、下のほうに、下といいませんけど、むしろもうちょっと即日じゃないところの、自分たちより下のほうのレベルに合わせている感が見えてしまうのではなくて、そうではなく、本当に必要、わざわざ情報公開をかけていただかなくても、

情報にたどり着けるということを進めるということも併せて御周知いただけると、文京区というのは、原則を決して崩してない、むしろそこの情報公開という手間を外してやっていくんだということが、周知していただくように、よろしくお願いして、終わりにいたします。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　先ほど、10月から12月を周知期間というふうに申し上げました。これは、区民の方への周知ということももちろんなんですけれども、我々職員に対しても、制度改正の趣旨ということをしっかりお伝えして、この情報提供ということの在り方についても改めて周知をしていきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長　続きまして、御質疑のある方。

金子副委員長。

○金子副委員長　今、答弁で、もともとの即日交付で、できないときは、文書でその理由を示すという対応は、昭和61年ですか、議会では60年で議決しているんですが、見たんですが、そのときに、そういう対応を決めた、つまり、今回削除されるという提案の、13条の２項の後段というのは、どういう趣旨で設けられたか、分かりましたか。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　この条例制定当時のやり取りというところについては、ちょっとこちらでも確認ができなかったんですけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、開かれた区政ということと、区民への説明責任というところから、そのような、これまで取扱いをしてきたものというふうに認識をしてございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　私は、分からないという、その条文をなくすときに、その条文がどういう趣旨で設けられたのかというのを、そこをきちっと乗り越える必要があると思うんですね、説明されるというか。私も調べたけど、ちょっと分からないんです。ただ、2000年のときの条例改正で、現状の条例になるわけですが、そのときの改正の趣旨というのは、諮問がされて、審議会で議論された記録をもう一回読み直しました。そうすると、その知る権利の実現なんだというのが１点と、それから、地方自治の本旨の面から、主権者である区民に区の諸活動を説明する責任があるという考え方が新しく出てきていて、この２つの考え方を基本に、情報公開制度の在り方を検討したんだというふうになっています。

このときの記録を読むと、もう一点、区民による行政監視という側面についてはどうなんだというのが議論になって、当時、議会から出ていた、増子さんですか、審議会に、それか

ら職員団体から出ていた、まやさんが議論されて、監視というのは馴染まないんじゃないかというので、それは採用しなかったという経緯を読みました。

私は、この即日交付という、今、23区の中では、新宿と文京だけだということであります。即日出なかった場合に、文書で説明をするというのは、まさに当時から、それ、2000年のときの議論でもしているんだけれども、都政新報にも報道されたというんだけれども、非常に先進的だということで注目されたということですけれども、知る権利と住民自治の本旨を実現するということで、区民に対する説明責任を果たすという趣旨で、この即日交付ができない場合の文書による説明というか、を行うということが、そういう対応が歴史的に取られてきたのではないかというふうに推測するわけでありますけれども、その点はいかがかということ。

それから、この延長決定の文書って、私もよく、最終的にはいただくんですが、そこには、いわゆる行政審査の対象ですとか、その説明はないわけですね。ないから、不服審査の対象じゃないのかなと思うんだけれども、ただ、不服申請の定義というのは、要するに行政処分に対して不服があったら申請してくださいということですよね。行政処分の定義というのは、法律に基づく公権力の行使と、一言で言うとそういうことになると思うので、一方的なわけですね、決定だと。そうなると、この延長決定というのも、事実上、延長している間に、その２週間で出ますから、不服申請しなくてもいいでしょうということなのか、そもそも、本来は、やっぱりこの行為というのは、行政処分性があるという理解になるのか、どちらになるんですか。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　区民の方の知る権利の保障というところで、これまで延長決定の通知書をお出ししてきたというところでございます。現状、延長決定の通知書をお出ししているんですけれども、延長決定する場合には、最大14日間ということでやっているんですけれども、お示しするときに、なかなか明日出せますよ、明後日出せますよというふうに具体的な日にちをお示しできることというのは極めてまれでございまして、実態としては、２週間後の日付をお示しして、延長決定通知をお渡しすることになっているというのが現状でございます。そういった状況もございますので、延長決定の手続を省略することによって、本来の公開すべき情報の検索ですとか、そういったところに時間を割くことによって、結果的に今までよりも早い日数で公開決定ができると、そういうことを目指しての今回の見直しというところでございます。

それから、延長決定の行政処分に当たるかというところにつきましては、文京区といたしましては、行政処分には当たらないというふうに考えてございます。最終的な行政処分というのは、公開あるいは非公開の決定処分、これが行政処分に当たるというふうに考えてございまして、決定通知書、非公開決定通知書につきましては、教示文をおつけしておりますけれども、延長決定の通知書については、行政処分ではないという考えから、そういった教示文等はおつけしていないというような状況でございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　では、ちょっとそこは見解が違うけど、最後に、これは審査会に諮られて、こういう条例提案になっていると思うんですけれども、審査会ではどのような議論があって、反対の方はいなかったんですか。

○白石委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　反対の意見を述べられた方もお１人いらっしゃいまして、そのことにつきましては、答申文の中に付言というところで書かれております。どういった懸念かと申しますと、今まで即日公開ということでやっていましたので、基本的には即日出さなきゃいけないということでやっていたんだけれども、この延長決定手続をしなくていいということになると、職員に緩みが出てしまうのではないかと。そうすると、制度の後退につながってしまうのではないかと、そういった御懸念はございました。ですが、即日公開ということは、一切変更はございませんので、延長決定手続をしなくてよくなったからといって、決して先延ばしにするということではなくて、今までどおり即日公開するんだという前提で、この情報公開には対応するという、このあたりについても、この周知期間で改めて職員のほうには周知をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○白石委員長　これで質疑を終了させていただきます。

それでは、議案第33号、文京区情報公開条例の一部を改正する条例の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員　議案第33号、文京区情報公開条例の一部を改正する条例ですけれども、今回の改正は、情報公開請求の手続増加に伴い事務の負担も増加したことから、延長決定手続について、その内容を変更するものであり、必要な改正であると考えますので、自由民主党は賛成させていただきます。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　公明党、議案第33号ですけれども、賛成させていただきます。

今回の改正は、即日の公開決定等ができない場合に行ってきた延長決定の手続を見直して、これを不要とする一方で、公開決定等については、引き続き直ちに行うという原則とするというふうに理解をしております。

また、手続の簡素化が結果として、公開までの期間の長期化につながらないように、引き続き迅速な公開に努めていただきたいということも申し添えまして、本条例について賛成いたします。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　議案33号、賛成をいたします。文京区としては、基本、原則公開という、この姿勢はぜひ堅持をお願いしたいと思います。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　永久の会、議案33号、賛成します。

○白石委員長　区民が主役さん。

○海津委員　区民が主役、賛成いたします。ただし、情報公開に頼らず、本当に誰もがホームページを見ればたどり着けるということが大事だと思います。

それから、即日公開を原則徹底していくということのためにも、今、情報公開をしたときに、審査請求に持ち込まれることが多くなっているわけですよね。それは何かといったら、黒字にして真っ黒にするところは、選んでいるから時間がついて大変なわけですよ。ですから、そこを、そもそもそうじゃなくて、本当に個人名とか印影とかそういうものに関して黒字にする以外は、出していくということを原則とすれば、職員の負担も減ると思いますので、そうしたことをしっかりと職員の中で周知徹底していただくことを要望し、区民が主役、賛成いたします。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　日本共産党は、議案第33号に反対です。

経緯を調べましたけれども、やはり知る権利の保障と地方自治の本旨の面で、説明責任を果たすという、そういう趣旨は、昭和60年当時の議会の議決の際にも見られる。そういう制度設計になっていたというふうに思われます。それの明瞭な後退ではないかというふうに思います。懸念されることについては、先ほど課長からも答弁がありましたけれども、それが今の業務の中で事務負担になっているからという理由で、これが変わる、削除されるということは、これは説明としてはやっぱり当たらないんだと思うんです。そしたら、人員を増や

すとか、その事務のやり方の改善とか、いろいろあるというふうに思うんです。

この文京の情報公開条例に掲げた目標というのは、極めて先進的だったと。この水準を下げることには、これは与せないというふうに考えます。

○白石委員長　議案第33号の審査結果を申し上げます。

賛成６、反対１、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○白石委員長　本日は、これをもちまして、総務区民委員会を閉会させていただき、来週月曜日、10時より、議案第34号から始めてまいりたいと思います。お疲れさまでございました。

午後　　５時０２分　閉会